
御 所 市
ごみ処理基本計画

令和4年3月

奈良県御所市

目 次

第 1 章 計画策定の基本的な考え方	1
第 1 節 策定の趣旨	1
第 2 節 計画の位置付け	2
1. 廃棄物処理関連法令等	2
2. 計画の構成及び策定手順	3
3. 計画対象区域	3
4. 適用範囲	4
5. 計画目標年度	4
第 2 章 市の概況及びごみ処理の状況	5
第 1 節 市の概況	5
1. 位置・地勢	5
2. 気象特性	6
3. 人口	7
4. 産業	10
5. 土地利用	13
6. 御所市第 6 次総合計画	14
7. 水環境・水質保全に関する状況	14
第 2 節 ごみの発生量の現状	15
1. ごみ処理の体制	15
2. ごみ排出量の現状及び排出原単位	18
第 3 節 可燃ごみの性状	22
第 4 節 ごみの発生抑制・再利用の状況	23
1. ごみの発生抑制の状況	23
2. 家庭系ごみの自家処理の状況	23
3. 家庭系ごみの民間資源回収の状況	23
4. 事業系ごみの排出抑制の状況	23
5. 産業廃棄物（ヘップ屑）の処理状況	23
6. 行政による再利用施設の状況	23
第 5 節 ごみ処理の実績	24
1. ごみ処理フロー	24
2. 収集・運搬の実績	25

3. 中間処理の実績	27
4. 最終処分量	29
第6節 ごみ処理体制の状況	30
1. 運営・管理体制	30
2. 財政・処理コスト	31
3. 廃棄物処理施設の概要	32
第7節 ごみ処理技術の動向	34
1. 中間処理技術の動向	34
2. 最終処分技術の動向	35
第8節 地域の関係法令等	36
1. 本市、関係市町村のごみ処理に関する条例・要綱等	36
2. 国の関係法令・通達の動向	39
3. 都市計画関係法令	40
4. 環境保全関係法令	40
第3章 ごみ処理の課題	42
第1節 地域特性から見た考慮すべき事項	42
1. 高齢化の進展によるごみの分別及び排出方法の見直し	42
2. 過疎化の進展時におけるステーション管理	42
第2節 ごみの発生排出抑制・再利用に関する事項	43
1. 家庭系可燃ごみの推移	43
2. 家庭系資源ごみの減少	43
3. 事業系ごみの増加	43
第3節 ごみの適正処理システムに関する事項	44
1. 産業廃棄物（ヘップ屑）	44
2. 医療系廃棄物	44
3. 適正処理困難物対策	44
第4節 不法投棄	45
第5節 ごみ処理の評価	46
1. 他市町村との比較	46
2. 一般廃棄物処理システム分析	48
第6節 課題の抽出	49
1. 新たな収集体制の検討と実施	49
2. 資源回収率の増加	49
3. 事業系ごみの排出抑制	49

第4章	ごみ処理基本計画	50
第1節	ごみに関する基本方針	50
1.	基本理念	50
2.	基本方針	50
第2節	排出量及び処理・処分量の予測	51
1.	ごみ排出量の予測方法	51
2.	将来人口	52
3.	ごみ排出量及び処理・処分量の予測結果	53
第3節	ごみの発生・排出の抑制のための方策に関する事項	61
1.	発生排出抑制の目標（3R推進のための目標設定）	61
2.	ごみの排出量及び処理・処分量の目標	61
3.	発生排出抑制方策の内容	69
第4節	分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分	73
1.	家庭系ごみの分別収集	73
2.	事業系ごみの分別指導	73
第5節	ごみの適正な処理及びこれを実施するものに関する基本的事項	74
1.	ごみの適正処理システム	74
2.	収集・運搬計画	74
3.	中間処理計画	76
4.	最終処分計画	77
5.	運営・管理計画	78
第6節	その他ごみの処理に関し必要な事項	79
資料	編	81
資料1.	ごみ量推計のまとめ（現状の施策を継続した場合）	1
資料2.	ごみ量推計のまとめ（目標を達成した場合）	4

第1章 計画策定の基本的な考え方

第1節 策定の趣旨

ごみ問題は、私たちの生活に直結する身近な環境問題としての認識が浸透し、3Rや循環型社会という言葉も、よく聞かれるようになりました。また、ごみ問題は、地球温暖化やその他の環境問題と複雑に関連していることから、低炭素社会・自然共生社会への取り組みとの統合、地域循環圏の形成が推進されています。

一方、少子高齢化の進行や人口減少等コミュニティの変化や安全・安心なまちづくりへの関心の高まり、「持続可能な開発目標（SDGs）」の採択等、社会情勢は大きく変化してきました。また、大型台風やゲリラ豪雨、猛暑日の増加など、身近なところに気候変動の影響が現れており、2015年には温室効果ガスの大幅削減を目標としたパリ協定が制定されました。

御所市（以下、「本市」という。）では、循環型社会の形成に向け、これまでも様々な施策に取り組み、安全・安心で安定的なごみ処理体制の構築に努めてきたところですが、社会的背景の変化を踏まえた施策の推進が今後ますます必要になっています。

また、中間処理においては、平成29年度から、本市、田原本町、五條市で構成されるやまと広域衛生事務組合において広域的に処理されていることも踏まえ、地域特性を勘案した長期的な方向性を定める必要があります。

このような状況において、長期的、総合的な視点に立って、3Rや低炭素に寄与する廃棄物施策をより一層推進するため、「ごみ処理基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

「持続可能な開発目標(SDGs)」とは

2015年、国連持続可能な開発サミットが150を超える加盟国首脳に参加のもと開催され、その成果文書として「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択された。

この文書の中核を成す「持続可能な開発目標」を(SDGs)と呼んでおり、この目標は、国際社会共通の目標として、地球環境の改善や社会での共生など、2030年までに達成を目指す17のゴール(意欲目標)を定めている。



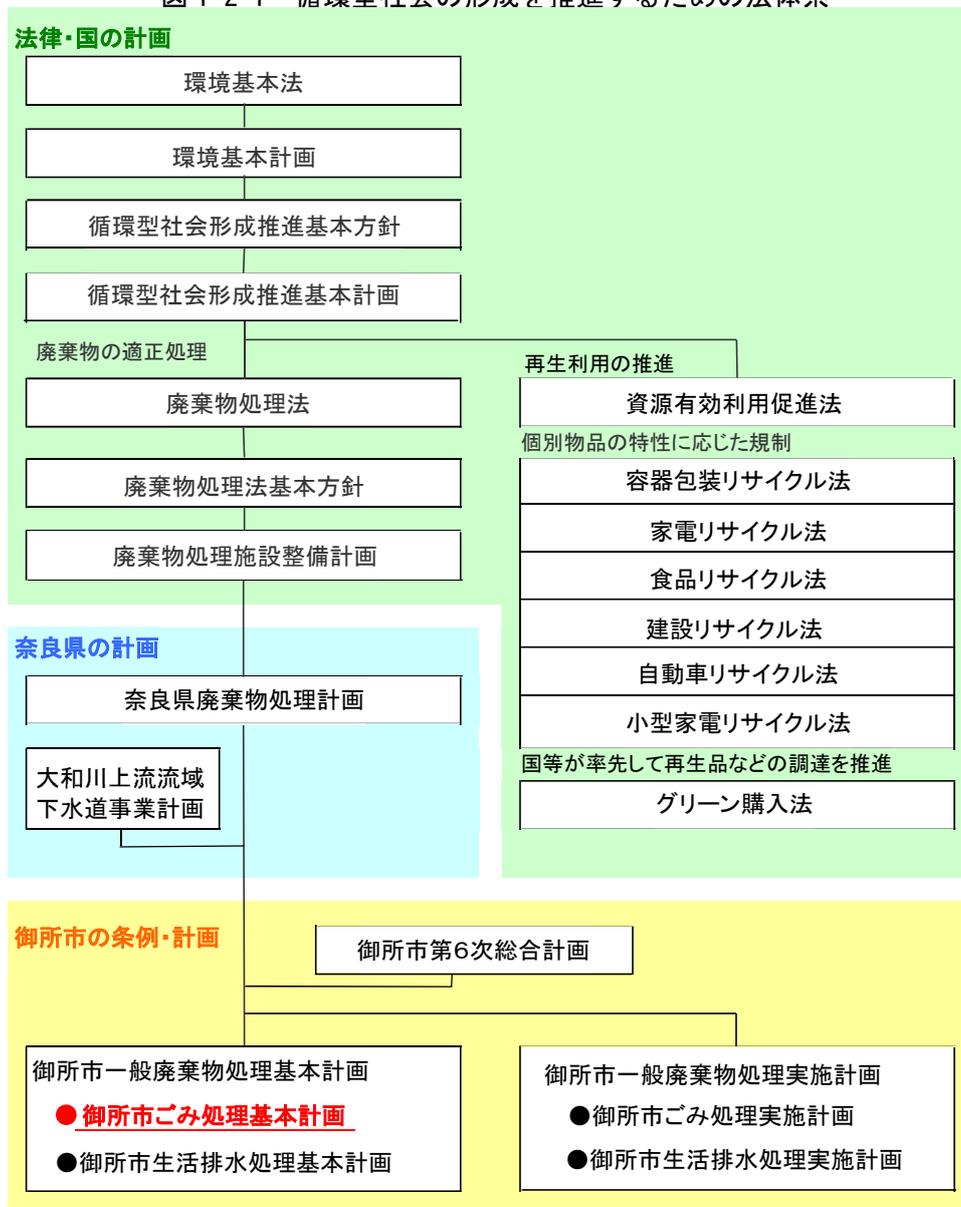
第2節 計画の位置付け

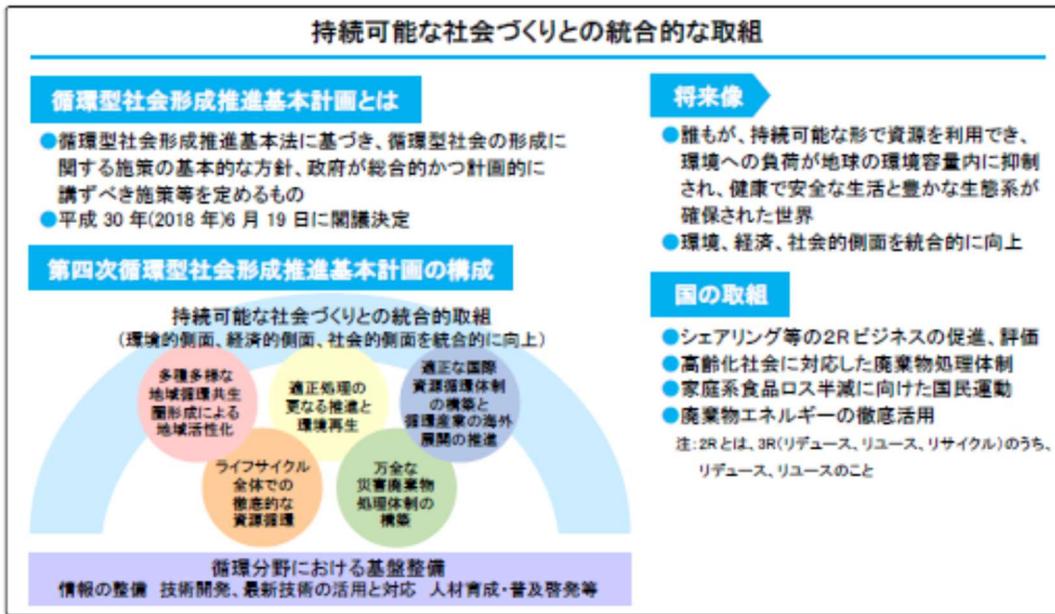
1. 廃棄物処理関連法令等

循環型社会の形成を推進するための法体系を図 1-2-1 に示します。

我が国では廃棄物の増大に伴って発生する諸問題への対応や、地球規模での環境問題への意識の高まり等から、循環型社会の構築を目指した関連法体系の整備が急速に進められています。

図 1-2-1 循環型社会の形成を推進するための法体系





2. 計画の構成及び策定手順

本計画の構成及び策定手順を図1-2-2に示します。

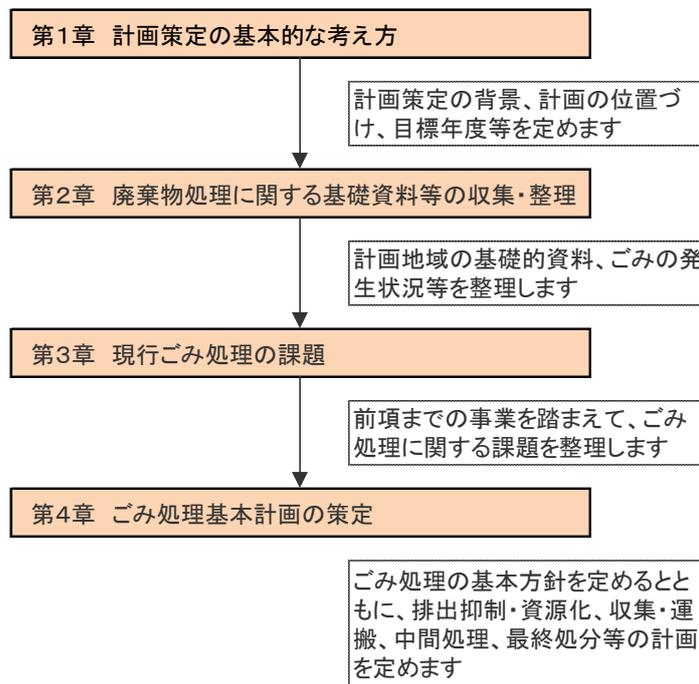


図1-2-2 計画策定の手順

3. 計画対象区域

本計画の計画対象区域は、本市行政区域内全域とします。

4. 適用範囲

本計画の適用範囲を図 1-2-3 に示します。

対象となる廃棄物の範囲は、計画対象区域で発生するすべての一般廃棄物(ごみ)ですが、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（環境省）」に基づき、排出者が自ら処理を行う廃棄物や『家電リサイクル法』等の対象となる廃家電等は、ごみ排出量を把握する対象から除外します。また、特別管理一般廃棄物は、処理体系が異なるため、ごみ排出量を把握する対象から除外します。

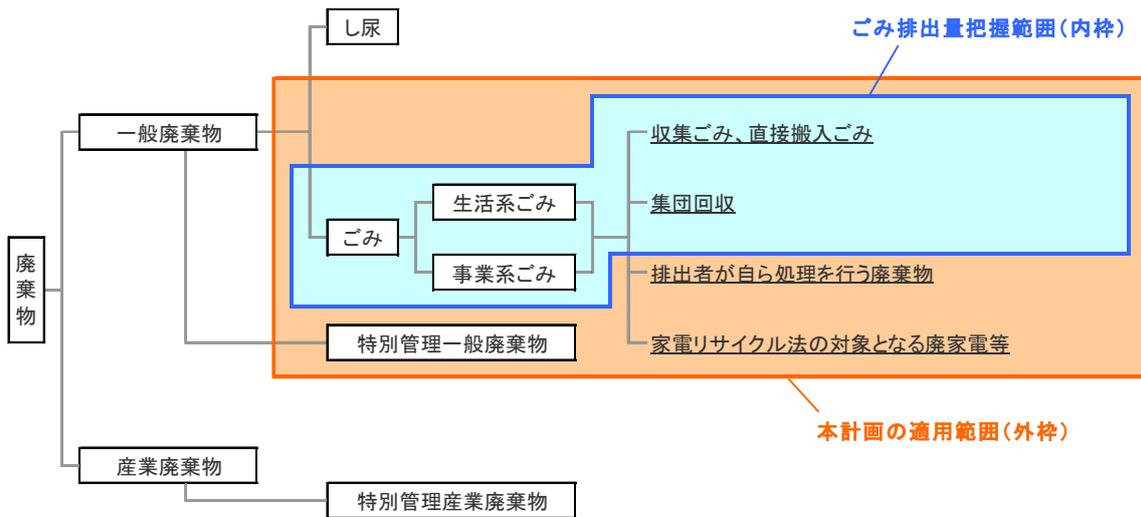


図 1-2-3 本計画の適用範囲

5. 計画目標年度

本計画の計画期間と計画目標年度を図 1-2-4 に示します。

本計画は、計画の前提となる諸条件の変動等を考慮し、概ね5年ごとに改訂を行うこととし、計画期間を新たな10年間とする長期計画とし、中間目標年度を令和8年度、計画目標年度を令和13年度とします。



図 1-2-4 計画期間と計画目標年度

第2章 市の概況及びごみ処理の状況

第1節 市の概況

1. 位置・地勢

本市の位置図を図2-1-1に示します。

本市は、奈良県の奈良盆地の南西部に位置しており、西は大和葛城山、金剛山が峯を連ね、南東部は吉野山地からの丘陵地が広がっています。海拔は、最高1,125m、最低72mで起伏にとんだ地形となっており、様々な表情を持つ緑豊かな自然に囲まれています。

北は葛城市、大和高田市、北東は橿原市、東は高取町・大淀町、南は五條市、西は大阪府千早赤阪村に隣接しています。

県庁所在地の奈良市内まで約25km、大阪市中心部まで約30kmの位置にあり、JR和歌山線や近畿日本鉄道御所線・吉野線の鉄道と、国道24号線・309号線等によって、多様なアクセスによる利便性の高い街となっています。

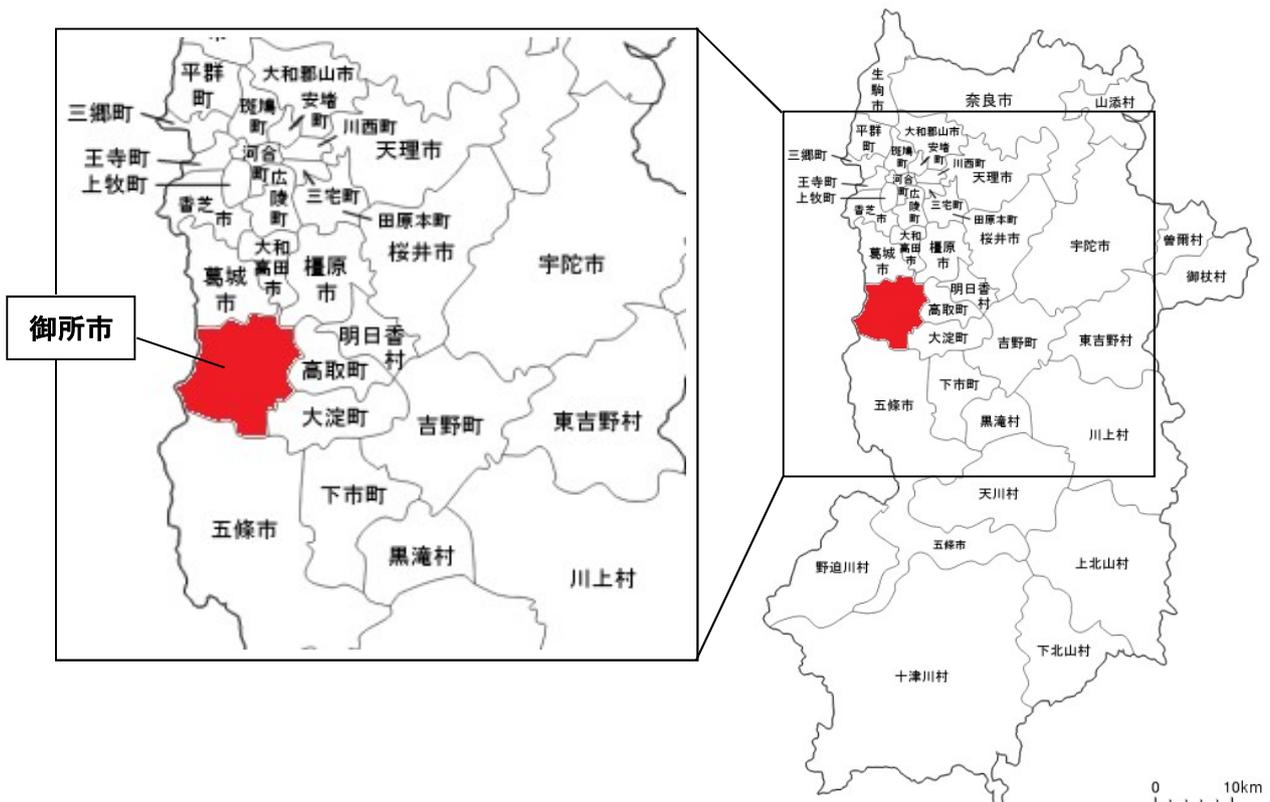


図2-1-1 位置図

2. 気象特性

本市の平均気温と降水量の推移を表 2-1-1、図 2-1-2 に示します。

令和 2 年の平均気温は 15.0℃で温暖な気候であり、最高が 8 月の 37.6℃、最低が 2 月の -5.3℃で年較差が大きいのが特徴です。

令和 2 年の年間降水量は 1,676.0mm で、7 月が最も多くなっています。

表 2-1-1 平均気温と降水量の推移

年	降水量 (mm)	気温 (°C)		
		平均	最高	最低
H 2 8	1,461.5	15.1	35.8	-5.5
H 2 9	1,413.5	14.1	35.8	-5.7
H 3 0	1,741.5	14.8	37.3	-5.7
R 1	1,482.5	14.9	37.2	-5.0
R 2	1,676.0	15.0	37.6	-5.3
1 月	61.0	5.8	17.5	-2.5
2 月	81.5	5.2	17.0	-5.3
3 月	111.0	8.8	23.0	-3.3
4 月	66.0	11.3	25.0	-0.7
5 月	109.5	18.6	28.7	6.8
6 月	215.5	22.9	32.1	11.6
7 月	488.5	24.1	33.7	17.8
8 月	53.5	27.9	37.6	20.4
9 月	135.0	22.8	34.8	12.9
10 月	272.5	15.6	27.4	3.0
11 月	52.0	11.6	25.2	1.2
12 月	30.0	5.3	16.0	-2.2

出典 アメダス（五條測候所） 標記は年度ではなく年次にて記載

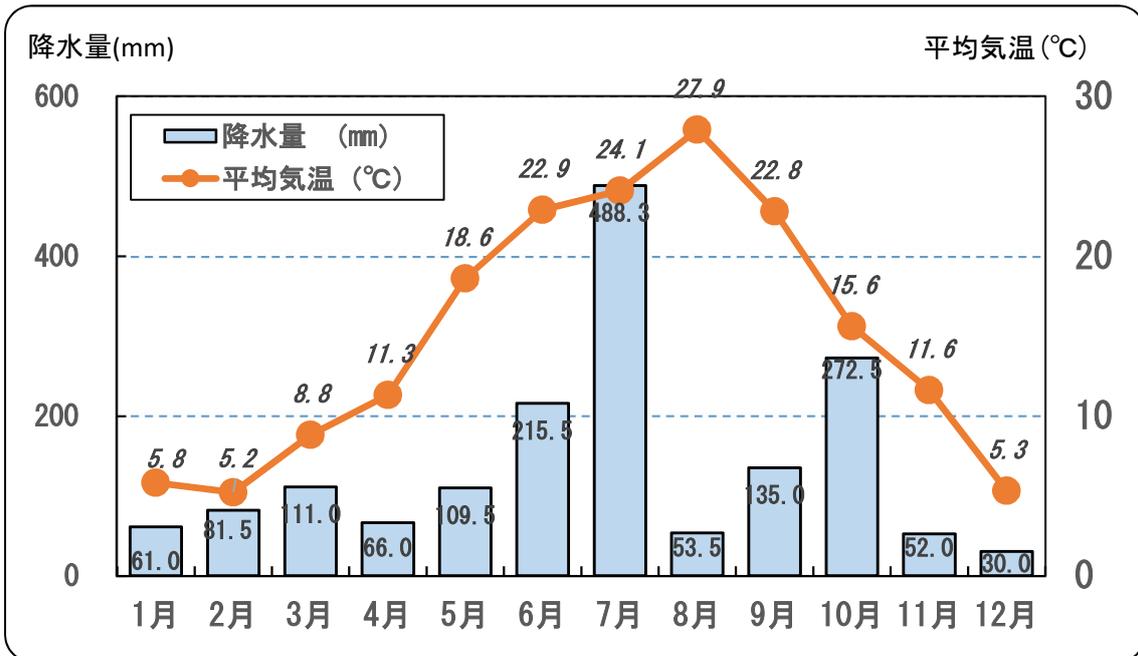


図 2-1-2 平均気温と降水量の推移(令和 2 年)

3. 人口

1) 人口と世帯数

人口と世帯数の推移を表 2-1-2、図 2-1-3 に示します。

過去 10 年間で見ると、本市の人口は減少しながら推移しており、世帯数も若干ながら減少傾向にあります。

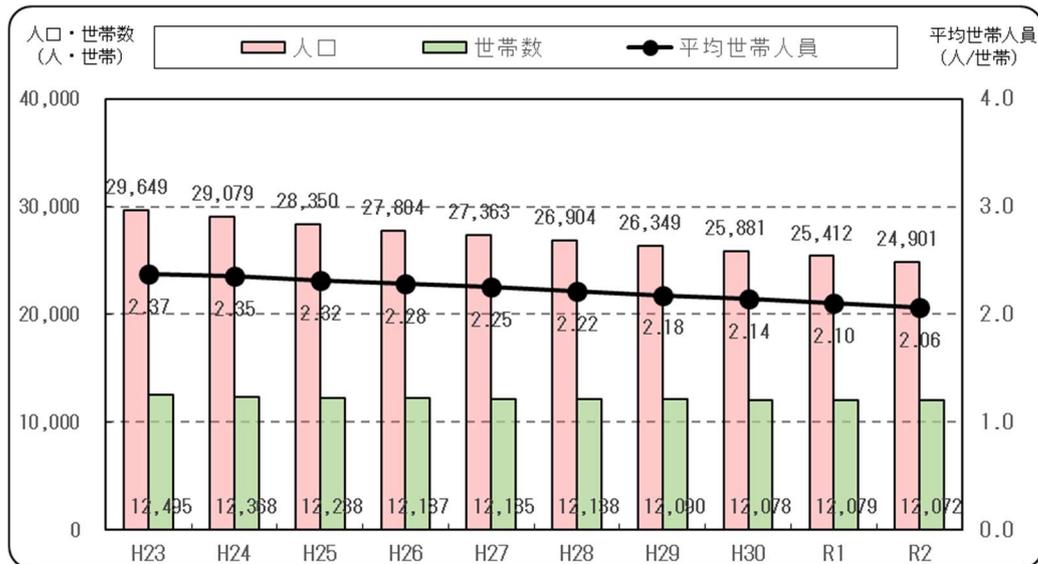
令和 2 年度の人口は 24,901 人、世帯数は 12,072 世帯となるため、平均世帯人員は 2.06 人となり、平成 23 年度と比べて 0.31 人減少しています。

表 2-1-2 人口・世帯数の推移

年度	人口(人)		世帯数 (世帯)	平均世帯人員 (人/世帯)
		増加人口		
H23	29,649	-	12,495	2.37
H24	29,079	-570	12,368	2.35
H25	28,350	-729	12,238	2.32
H26	27,804	-546	12,187	2.28
H27	27,363	-441	12,135	2.25
H28	26,904	-459	12,138	2.22
H29	26,349	-555	12,090	2.18
H30	25,881	-468	12,078	2.14
R1	25,412	-469	12,079	2.10
R2	24,901	-511	12,072	2.06

※各年度3月31日現在人口

図 2-1-3 人口・世帯数の推移



2) 年齢別人口構成

年齢別人口構成を表 2-1-3、図 2-1-4 に示します。

年齢別人口構成は、男女ともに 70 歳前半が最も多くなっており、45 歳未満は少なくなっています。

表2-1-3 年齢別人口構成

(単位: 人)

項目	総数	男	女
幼年 少年 人口	0~4	277	258
	5~9	310	312
	10~14	411	384
	小計	998	954
生産 年齢 人口	15~19	475	467
	20~24	571	567
	25~29	524	487
	30~34	515	471
	35~39	557	533
	40~44	585	578
	45~49	811	807
	50~54	784	846
	55~59	847	893
	60~64	867	901
	小計	6,536	6,550
	老 年 人 口	65~69	1,055
70~74		1,127	1,344
75~79		859	1,176
80~84		677	993
85~89		403	699
90~94		138	421
95~99		27	154
100~		4	31
小計	4,290	5,887	
総数	11,824	13,391	

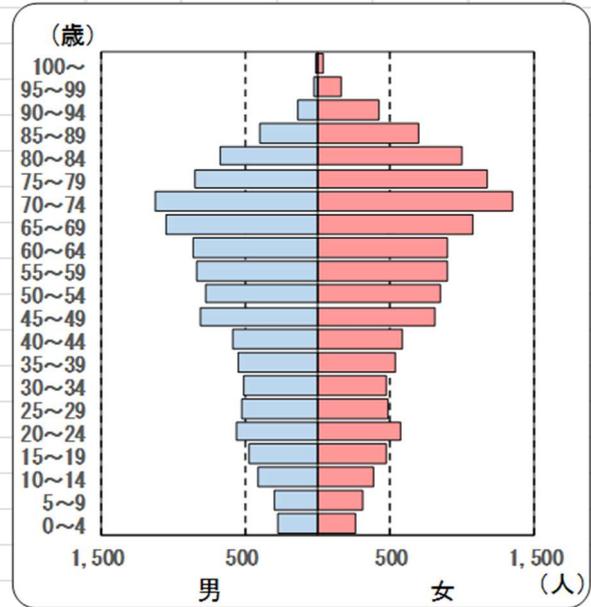


図2-1-4 年齢別人口構成

出典: 住民基本台帳

※令和2年10月1日現在

3) 人口指数

年少人口指数及び老年人口指数を図 2-1-5 に示します。

老年人口指数は令和 2 年度で 77.8 まで上昇しており、全国の 47.2 と比べると大きくなっています。一方、年少人口指数は 14.9 であり、全国の 20.4 と比べると小さくなっており、少子高齢化が進行していると言えます。

- ・ 年少人口指数 = (15 歳未満人口) / (15~64 歳人口) × 100
- ・ 老年人口指数 = (65 歳以上人口) / (15~64 歳人口) × 100

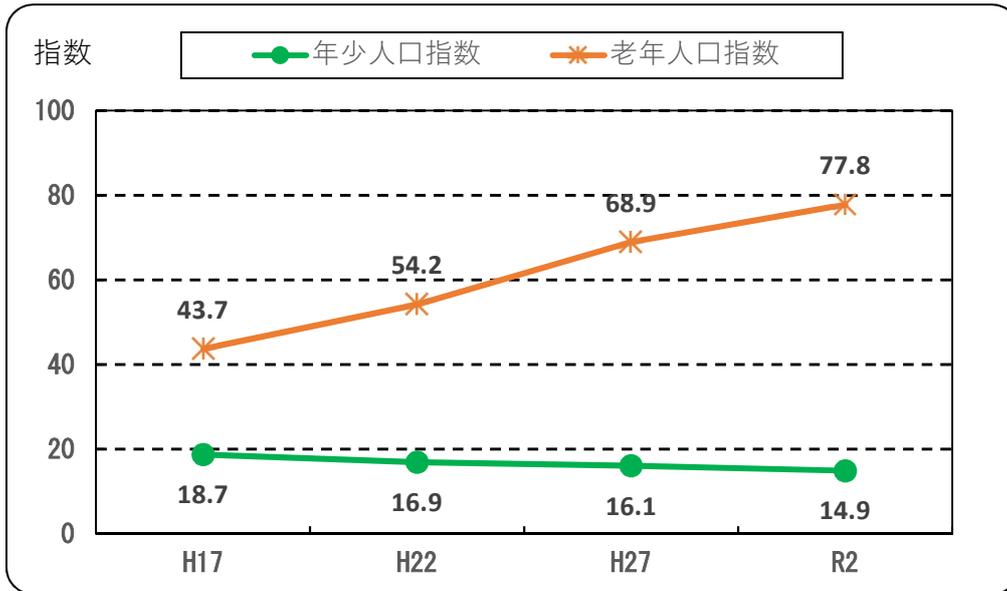


図 2-1-5 人口指数の推移

4) 地区別人口・世帯数

地区別の人口・世帯数の推移を表 2-1-4 に示します。

人口は各地区とも概ね減少していますが、忍海地区のみ横ばいとなっています。

表 2-1-4 地区別の人口・世帯数の推移

	H28		H29		H30		R1		R2	
	人口 (人)	世帯数 (世帯)								
御所地区	4,423	1,943	4,343	1,934	4,243	1,933	3,939	1,809	4,044	2,085
秋津地区	2,599	1,211	2,507	1,187	2,470	1,195	2,430	1,200	2,325	1,165
吐田郷地区	1,588	660	1,554	653	1,505	649	1,510	671	1,455	675
葛地区	2,436	1,072	2,374	1,073	2,318	1,066	2,284	1,070	2,204	1,062
掖上地区	3,469	1,624	3,394	1,618	3,324	1,612	3,227	1,598	3,181	1,595
葛城地区	2,508	1,045	2,469	1,047	2,381	1,034	2,334	1,033	2,309	1,047
大正地区	9,015	4,175	8,803	4,140	8,701	4,149	8,753	4,251	8,521	4,182
忍海地区	1,027	400	1,046	421	1,055	430	1,048	440	1,028	439
合計	27,065	12,130	26,490	12,073	25,997	12,068	25,525	12,072	25,067	12,250

※各年度 1 2 月 3 1 日現在

4. 産業

1) 産業別従業者数

平成28年度における産業別従業者数を表2-1-5に示します。

従業者数では、「製造業」が最も多く、次いで「医療・福祉」「卸売業・小売業」「サービス業（他に分類されないもの）」「建設業」の順に多くなっています。

表2-1-5 産業別従業者数（平成28年）

項目		従業者数(人)
第1次産業	農業、林業	46
	漁業	-
	小計	46
第2次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	26
	建設業	546
	製造業	2,626
	小計	3,198
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	-
	情報通信業	19
	運輸業、郵便業	338
	卸売業・小売業	1,724
	金融業、保険業	128
	不動産業、物品賃貸業	93
	学術研究、専門・技術サービス業	64
	宿泊業、飲食サービス業	433
	生活関連サービス業、娯楽業	289
	教育、学習支援業	95
	医療、福祉	2,175
	複合サービス業	182
	サービス業（他に分類されないもの）	555
	公務（他に分類されるものを除く）	316
小計	6,411	
総数	9,655	

(R2 御所市統計書)

2) 産業構造別人口

産業構造別人口の推移を図 2-1-6 に示します。

産業構造で最も多い第3次産業人口は増加しながら推移し、平成27年度では約66%を占めています。一方、第1次産業、第2次産業は減少しながら推移しています。

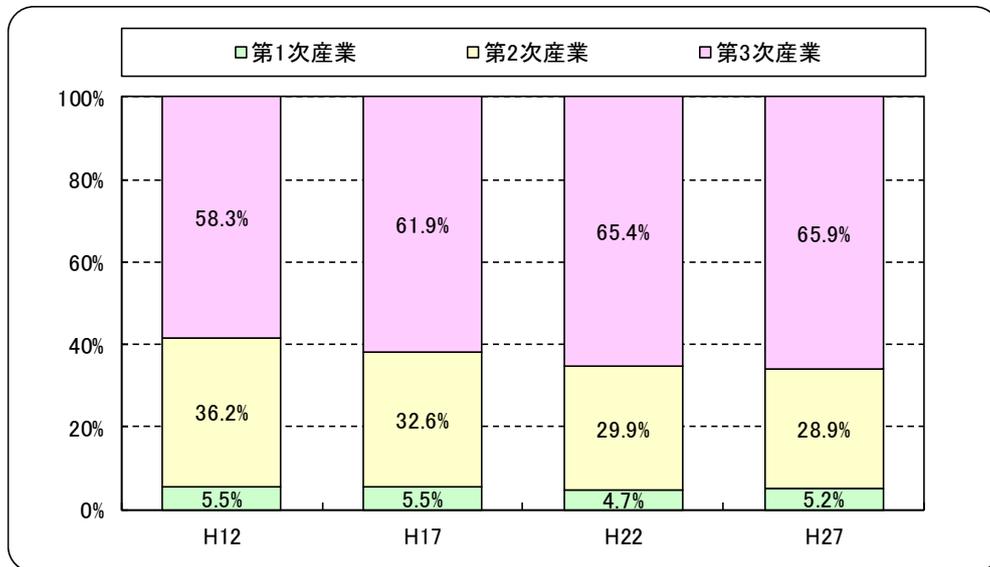


図 2-1-6 産業構造別人口の推移

3) 農業

農家数・農家人口、耕地面積の推移を図 2-1-7 に示します。

いずれも減少しながら推移しており、特に農家人口が著しく減少し、平成27年度人口は平成12年度人口に比べて1/3程度になっています。

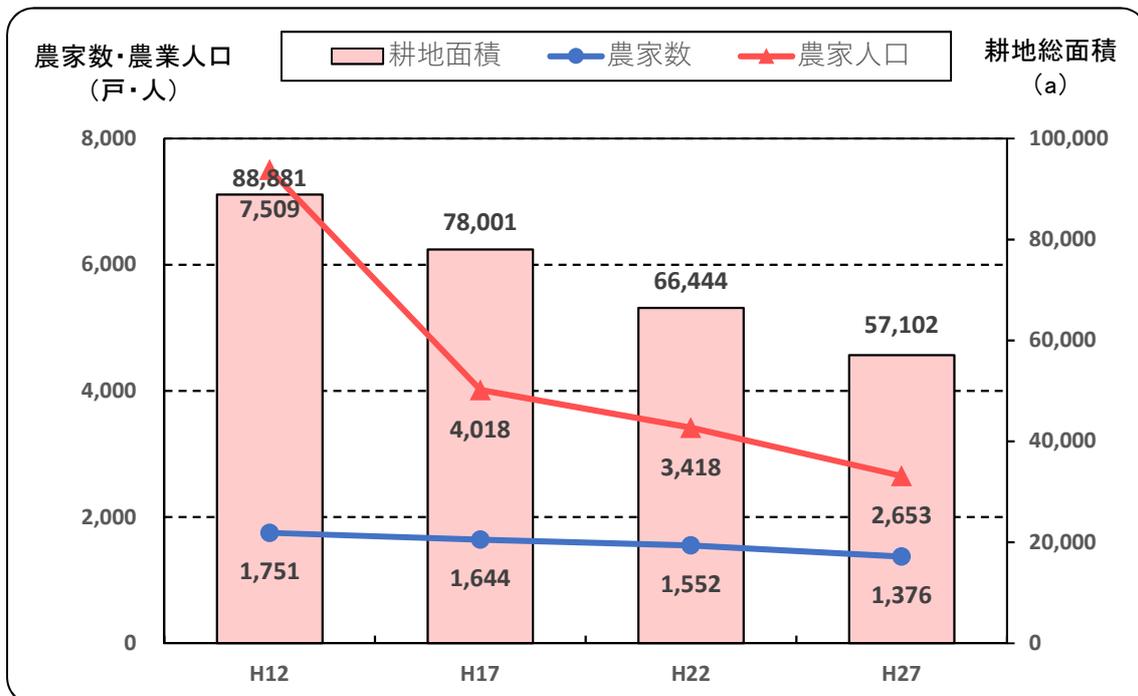


図 2-1-7 農家数・農家人口、耕地面積の推移

4) 工業

工業に関する事業所数・従業者数、製造品販売額等の推移を図 2-1-8 に示します。

事業所数は減少しながら推移していますが、従業者数・製造品出荷額等は増減しながら概ね横ばいで推移しています。

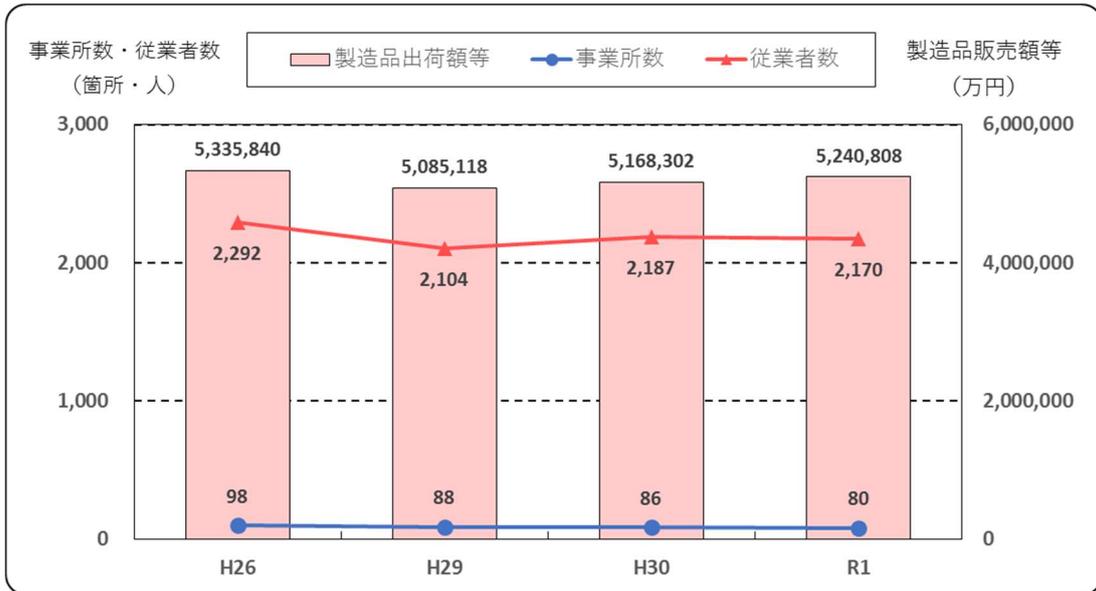


図 2-1-8 事業所数・従業者数、製造品販売額等の推移 (R2 御所市統計書)

5) 商業

商業に関する商店数・従業者数、年間商品販売額の推移を図 2-1-9 に示します。

商店数・従業者数、年間商品販売額ともに減少しながら推移していましたが、平成 26 年度から従業者数、年間商品販売額は増加に転じています。

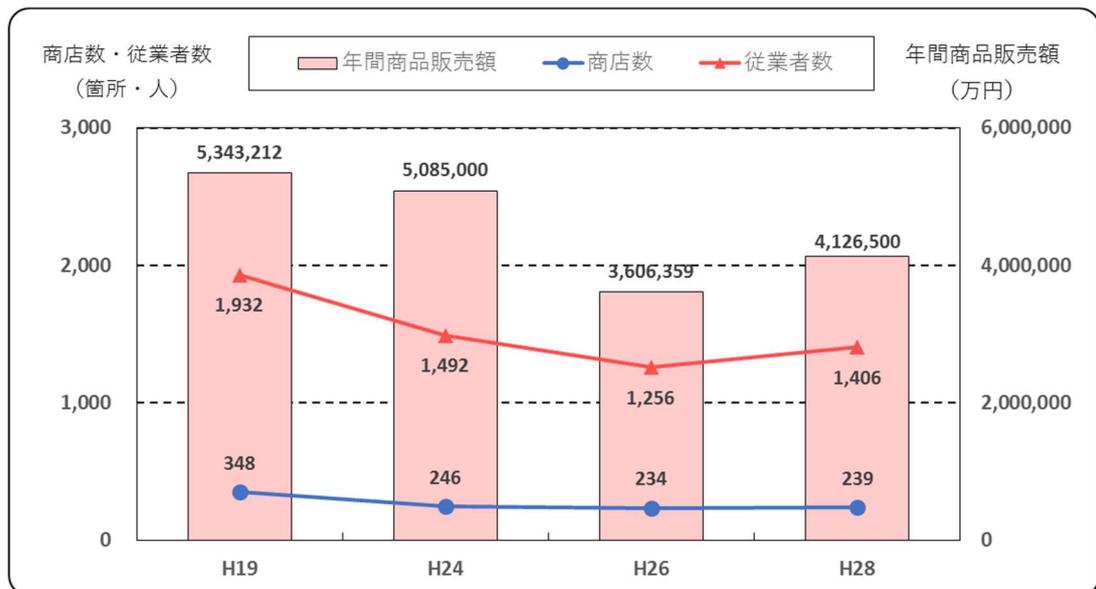


図 2-1-9 事業所数・従業者数、年間商品販売額の推移 (R2 御所市統計書)

5. 土地利用

本市の土地利用の状況を図 2-1-10 に示します。

本市の土地利用は、山林が約 44% で最も多く、次いで田が約 31% となっています。

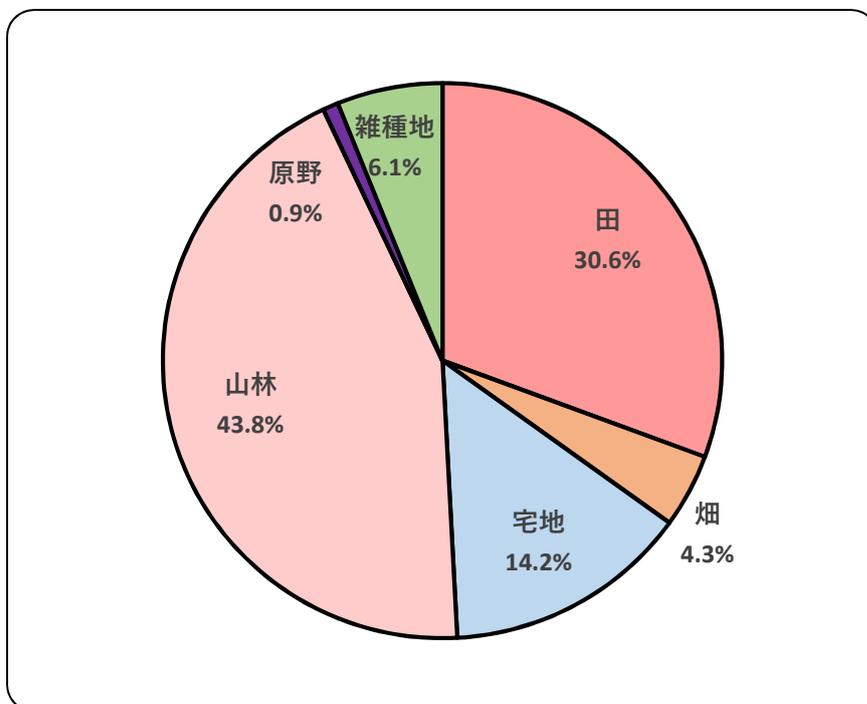


図 2-1-10 土地利用の状況（令和 2 年）

6. 御所市第6次総合計画

令和3年3月に策定された「御所市第6次総合計画」では、まちづくりの基本理念のもと、掲げられた将来像の実現を目指していきます。

■将来都市像

行きたい、住みたい、語りたい。 ～自然と歴史を誇れるまち ごせ～

■まちづくりの基本理念

御所市にとって貴重な地域資源であり、市民にとって誇りとなっている豊かな自然と歴史・文化を時代に守り活かしていくことをこれからのまちづくりの基本とします。

その上で、若い世代が住みやすく、誰もが生き生きと暮らすことができ、まち全体の魅力を高めることで地域経済が活性化するまち、そして、安心・安全な暮らし、自然と歴史・文化を活かしたまちを市民の皆さんとともにつくっていくことによって、市外から行きたい、市民も市外の人も住みたい、そして、御所市の良さを多くの人に語りたいと思ってもらうまちを目指して、将来都市像を「行きたい、住みたい、語りたい。 ～自然と歴史を誇れるまち ごせ～」とします。

7. 水環境・水質保全に関する状況

葛城川及び曾我川における水質調査結果を表2-1-6に示します。

本市のほぼ中央を大和川水系の一級河川である葛城川、曾我川が流れており、本市内の水質調査地点での環境基準類型指定はCで、BOD基準値は5mg/ℓとなっています。

直近の水質調査結果はいずれも基準値以下となっており、良好な水環境が示されています。

表 2-1-6 水質調査結果

河川	地点	環境基準		BOD75%値			
		類型	基準値	H29	H30	R1	R2
葛城川	桜橋	C	5.0	1.5	1.5	1.1	1.3
曾我川	東橋	C	5.0	1.9	2.1	1.6	1.9

第2節 ごみの発生量の現状

1. ごみ処理の体制

1) 分別区分

本市における収集ごみの分別区分を表 2-2-1 に示します。

可燃ごみ、資源ごみ（缶、空きびん、ペットボトル、小型金属類）、不燃ごみ、有害ごみについては戸別方式により、粗大ごみについてはリクエスト方式によりそれぞれ収集を行っています。また、古紙類については集団回収を基本としています。

なお、収集できないごみとして、表 2-2-2 に示すごみを指定しており、販売店・取扱業者に問い合わせることとしています。

表 2-2-1 収集ごみ分別区分

分別区分	収集対象物	収集回数	排出方法	収集体制	
可燃ごみ	生ごみ類（調理くず、残飯等）、紙くず類（ちり紙、油紙、紙製食器、包装紙等）、布類（はぎれ、衣類等）、皮革類（かばん、靴等）、プラスチック・樹脂製品類（プラ製容器・道具、包装プラ、玩具等）、小型木製品・木屑等）、草木類（選定枝、蒴草、落ち葉等）	週 2 回	指定袋で軒先に排出	戸別	
粗大ごみ	家具類（タンス、ソファ、ベッド、スチール家具、鏡台等）、布団類（毛布、布団等）、長尺物（スキー板、カーペット類、ゴムホース等）、自転車等	リクエスト 収集 (月 1 回)	電話等にて収集を 申し込む	リクエスト	
不燃ごみ	陶磁器類（食器類、植木鉢等）、ガラス類（窓ガラス、食器ガラス、香水ビン等）	月 1 回	指定コンテナにて 軒先に排出	戸別	
有害ごみ	乾電池、蛍光灯、水銀体温計等	月 1 回	指定コンテナにて 軒先に排出	戸別	
資源 ご み	缶	ジュース缶、食品缶、スプレー缶等	月 1 回	指定コンテナにて 軒先に排出	戸別
	空き びん	飲料びん、 食品・調味料びん	月 1 回	指定コンテナにて 軒先に排出	戸別
	ペット ボトル	飲料用ペットボトル、 調味料用ペットボトル	月 2 回	指定コンテナにて 軒先に排出	戸別
	金属	道具類、小型家電製品	月 1 回	指定コンテナにて 軒先に排出	戸別
	紙類	新聞・雑誌・段ボール	リクエスト 収集 (月 1 回)	電話等にて収集を 申し込む	リクエスト

※戸別収集対象のものであっても、有料指定袋にて排出できる可燃ごみ以外のものについてはリクエスト収集の対象とできる

表 2-2-2 収集できないごみ

ごみの種類	対象物	処理方法
家電リサイクル対象品	<ul style="list-style-type: none"> ・エアコン ・テレビ ・冷蔵庫・冷凍庫 ・洗濯機・衣類乾燥機 	取扱店等に問合せ 家電リサイクル指定取引所へ
使用済小型家電リサイクル対象品	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話端末・PHS 端末 ・携帯ゲーム機 ・ICレコーダー ・携帯音楽プレーヤー ・デジタルカメラ ・小型ビデオカメラ ・メモリーカード(PCメモリ、USBメモリ) ・電子辞書 ・ノートパソコン 	回収ボックス
その他リサイクル対象品	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン(プリンター、スキャナ等周辺機器は除く) ・消火器 ・バイク・オートバイ(原付バイク含む) 	製造業者等に問合せ
市で処理できないもの	・ブロック、コンクリート片、土砂、石等	直接搬入のみ
	・バッテリー、ピアノ、タイヤ、プロパンガスボンベ、農機具、原動機付き自転車、農薬、医薬品等	専門処理業者に問合せ

また、自己搬入としてクリーンセンターへの持込みを、事業系一般廃棄物収集運搬許可業者によるやまと広域環境衛生事務組合(やまとクリーンパーク)への搬入を実施しており、その概要を表 2-2-3 に示します。

表 2-2-3 クリーンセンター等への持込み

項目		内容	
搬入時間	クリーンセンター	8:30~12:00、13:00~15:00 ※土曜日、日曜日、年末年始閉庁日の搬入はできない。	
	やまとクリーンパーク	8:30~12:00、13:00~16:00 ※日曜日、年末年始閉庁日の搬入はできない。	
処理手数料	家庭系一般廃棄物	10kg あたり 100 円	
	事業系一般廃棄物	直接搬入	同一事業者について 同一日の搬入量が 300 k g 以下の部分は 10kg あたり 100 円、 300kg を超える部分は 10kg あたり 150 円
		収集運搬許可業者	同一事業者について 同一日の搬入量が 600 k g 以下の部分は 10kg あたり 100 円、 600kg を超える部分は 10kg あたり 150 円
搬入場所	直接搬入	御所市大字栗阪 293 番地 御所市クリーンセンター	
	収集運搬許可業者	御所市大字栗阪 293 番地 やまとクリーンパーク	

※令和 2 年度に事業系一般廃棄物処理手数料について 100 円を 150 円に、150 円を 180 円に改正したが、施行については保留中。

2) ごみ処理フロー

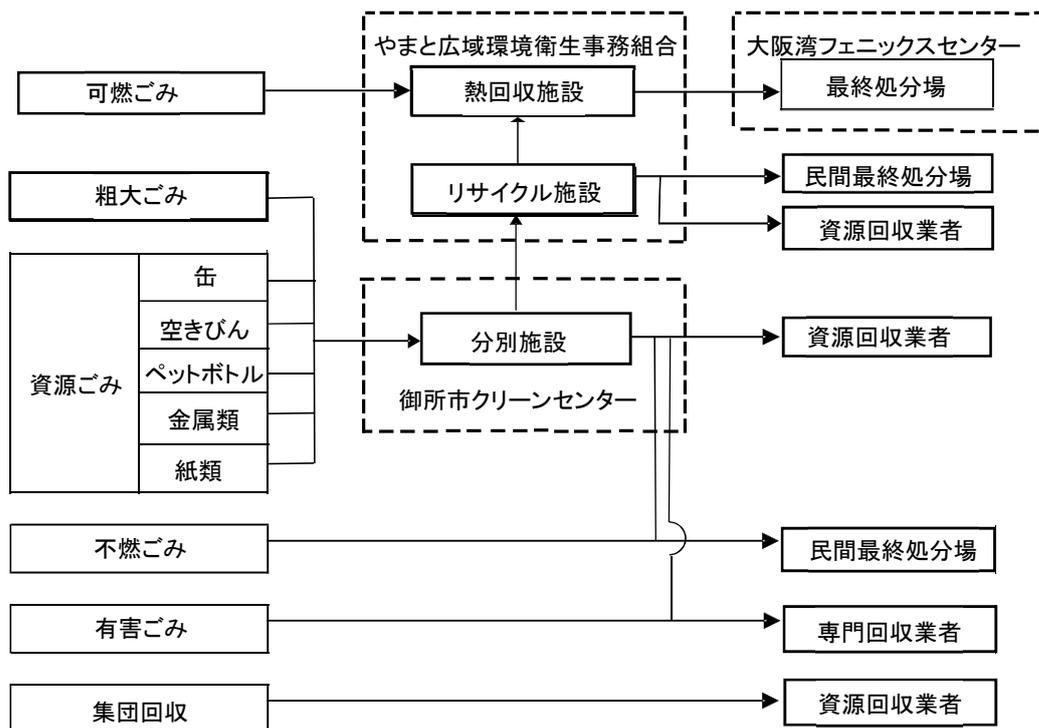
本市のごみ処理フローを図 2-2-1 に示します。

可燃ごみはやまと広域環境衛生事務組合の熱回収施設に、粗大ごみ、不燃ごみについてはクリーンセンターで分別後、やまと広域環境衛生事務組合のリサイクル施設に搬入し処理しています。

また、焼却処理により発生する焼却灰、ばいじん処理物は大阪湾広域臨海環境整備センター（以下、「大阪湾フェニックスセンター」という。）で、不燃ごみの処理工程で発生する処理困難な不燃物は民間委託により最終処分を行っています。

クリーンセンターに搬入された資源ごみ（缶・空きびん・ペットボトル・古紙・金属類）、有害ごみ、集団回収、リサイクル施設で分別されたアルミ・磁性物等はそれぞれ資源化しています。

図 2-2-1 本市のごみ処理フロー



2. ごみ排出量の現状及び排出原単位

1) ごみの種類別排出量

(1) ごみ排出量

過去5年間のごみ排出量の推移を、表2-2-4、図2-2-2～2-2-4に示します。

ごみ排出量は増減を繰り返しながら概ね横ばいで推移しており、令和2年度は8,353.22t/年となっています。

令和2年度と平成28年度の実績を比較すると、家庭系ごみは11.1%減少、事業系ごみは26.8%減少、全体排出量は16.2%減少しています。

表2-2-4 ごみ排出量の推移

単位:t/年

項目	H28	H29	H30	R1	R2	増加度
排出量	9,962.46	10,331.95	9,814.64	10,846.35	8,353.22	-16.2%
家庭系ごみ	6,734.84	6,292.09	5,653.34	6,749.65	5,991.73	-11.0%
可燃ごみ	4,875.38	4,484.95	4,392.94	4,535.15	4,838.93	-0.7%
収集	4,455.49	4,155.28	3,998.68	4,071.96	4,346.54	-2.4%
持込	419.89	329.67	394.26	463.19	492.39	17.3%
粗大ごみ	622.02	604.16	166.40	1,043.67	211.81	-65.9%
不燃ごみ	95.25	85.53	88.03	130.63	107.53	12.9%
有害ごみ	8.22	8.17	9.02	8.95	5.11	-37.8%
資源ごみ	622.17	594.38	489.39	558.75	335.12	-46.1%
ビン類	173.30	154.00	129.76	137.21	142.95	-17.5%
缶類	50.33	46.34	43.01	42.17	148.35	0.5%
ペットボトル	24.90	28.97	18.86	23.56	43.82	76.0%
紙類	276.41	269.44	249.89	248.93	-	-
金属類	97.23	95.63	47.87	106.88	-	-
集団回収	511.80	514.90	507.56	472.50	493.23	-3.6%
紙類	491.73	494.89	489.29	452.92	472.27	-4.0%
紙バック	0.86	0.83	0.85	0.72	2.13	147.7%
布類	19.21	19.18	17.42	18.86	18.83	-2.0%
事業系ごみ	3,227.62	4,039.86	4,161.30	4,096.70	2,361.49	-26.8%
可燃ごみ	3,158.15	3,972.54	4,099.90	4,030.83	2,314.05	-26.7%
資源ごみ	0.31	0.00	0.00	0.00	0.00	-
粗大ごみ	0.08	0.05	0.00	0.09	0.00	-
産廃(ヘッブ屑)	69.08	67.27	61.40	65.78	47.44	-31.3%

※収集体制の変更によりR2より(資源ごみ)金属類は缶類と統合

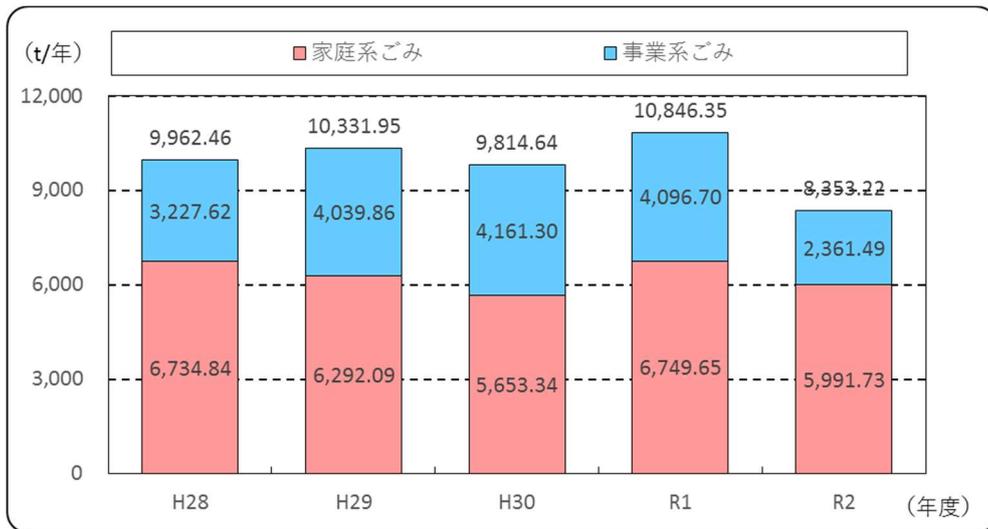


図 2-2-2 ごみ排出量の推移

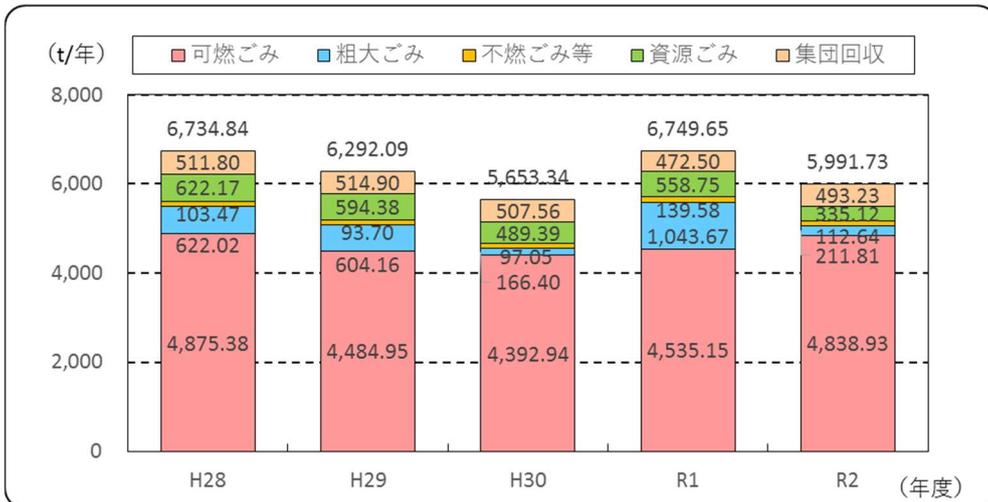


図 2-2-3 家庭系ごみ排出量の推移

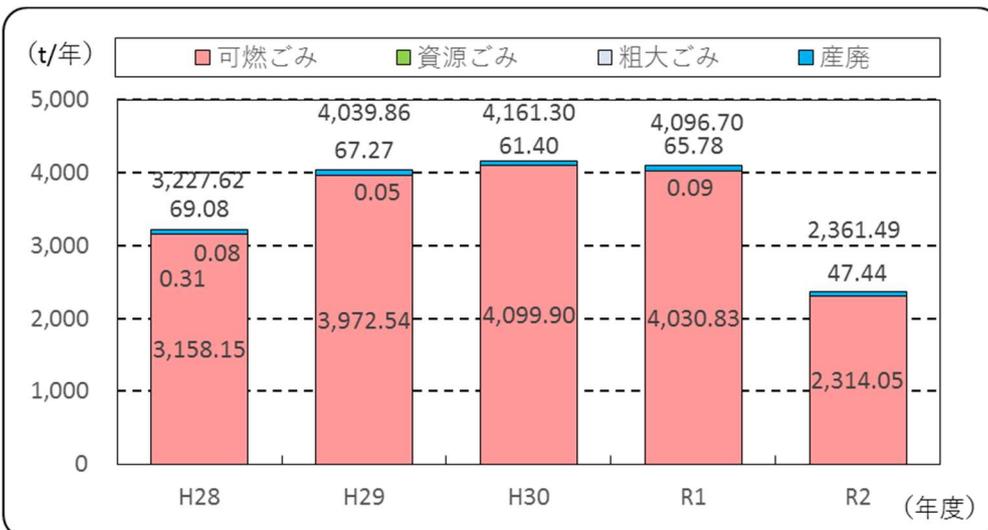


図 2-2-4 事業系ごみ排出量の推移

(2) 1人1日当たり家庭系ごみ排出量

過去5年間の1人1日当たり家庭系ごみ排出量を表2-2-5、図2-2-5に示します。

1人1日当たり家庭系ごみ排出量は、平成28年度をピークに減少傾向にありましたが、令和元年度以降増減しています。

表2-2-5 1人1日当たり家庭系ごみ排出量の推移

単位 g/人・日

項目	H28	H29	H30	R1	R2	増加度
家庭系ごみ	685.8	654.1	598.4	725.7	659.3	-3.9%
可燃ごみ	496.5	466.3	465.0	487.6	532.4	7.2%
粗大ごみ	63.3	62.8	17.6	112.2	23.3	-63.2%
不燃ごみ	9.7	8.9	9.3	14.0	11.8	21.6%
有害ごみ	0.8	0.8	1.0	1.0	0.6	-25.0%
資源ごみ	63.4	61.8	51.8	60.1	36.9	-41.8%
集団回収	52.1	53.5	53.7	50.8	54.3	4.2%

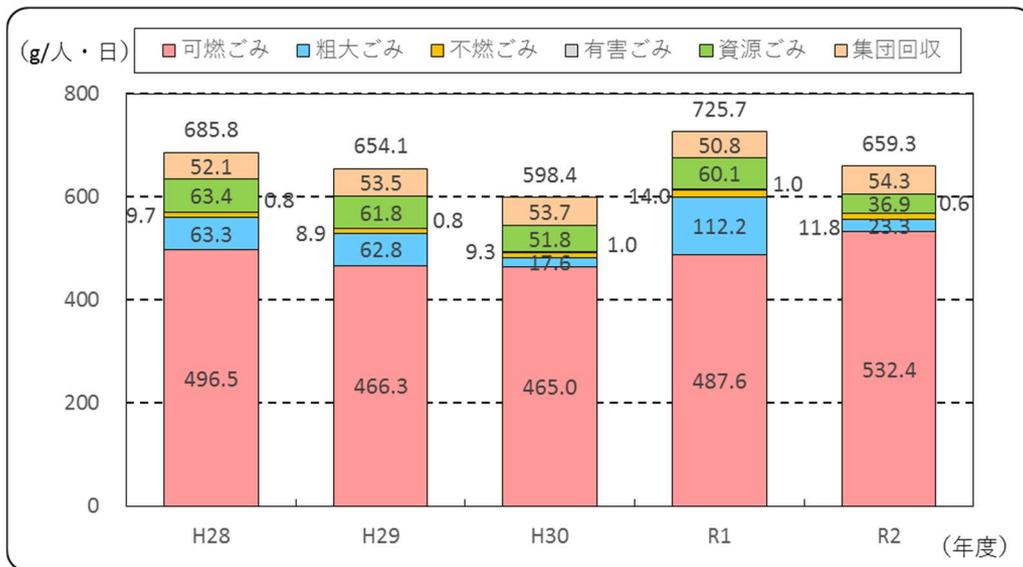


図2-2-5 1人1日当たり家庭系ごみ排出量の推移

(3) 1日当たり事業系ごみ排出量

過去5年間の1日当たり事業系ごみ排出量を表2-2-6、図2-2-6に示します。

1日当たり事業系ごみ排出量は増加傾向にありましたが、事業系ごみについて搬入時の指導を強化したことで令和2年度は6.5t/日となっており、平成28年度と比較すると26.1%減少しています。

表2-2-6 1日当たり事業系ごみ排出量の推移

		単位 t/日					
項目		H28	H29	H30	R1	R2	増加度
事業系ごみ		8.8	11.1	11.4	11.2	6.5	-26.1%
	可燃ごみ	8.6	10.9	11.2	11.0	6.3	-26.7%
	資源ごみ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-
	粗大ごみ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-
	産廃	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0%

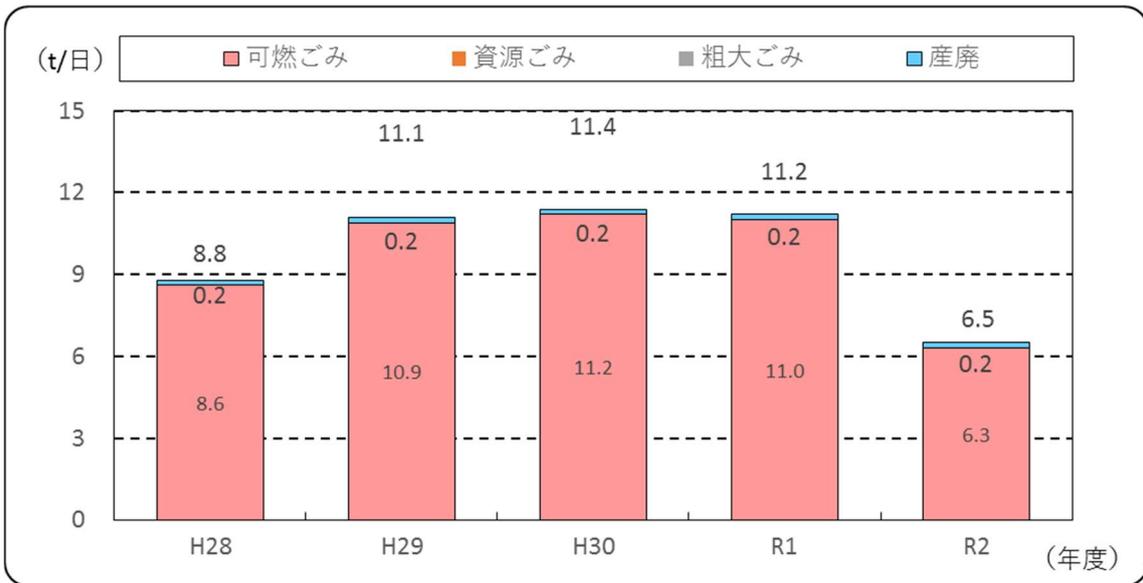


図2-2-6 1日当たり事業系ごみ排出量の推移

第3節 可燃ごみの性状

やまと広域環境衛生事務組合の熱回収施設におけるごみ質調査結果を表 2-3-1、図 2-3-1 に示します。

なお、平成 28 年度は、他市施設にて中間処理を委託していたので本市単独での測定は実施していません。また、平成 29 年度より令和 2 年度は、やまと広域環境衛生事務組合で焼却処分しているため、五條市、田原本町のごみが混在しているものの測定結果となります。

表 2-3-1 可燃ごみの組成分析

区分		H28	H29	H30	R 1	R 2
種類別組成	紙・布類		51.3	46.1	37.9	23.7
	ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類		18.0	18.9	32.8	23.8
	木・竹・わら類		4.9	5.8	16.8	33.0
	ちゅう芥類		18.8	13.7	9.3	7.0
	不燃物類		5.2	9.0	0.8	5.5
	その他		1.8	6.5	2.4	7.1
単位容積重量 (kg/)			125	139	144	153
低位発熱量			1,669	1,750	1,963	1,412
三成分	水分		47.4	43.7	44.7	54.1
	乾燥ごみの灰分		17.5	20.5	5.7	15.9
	可燃分		43.4	44.7	49.6	7.3

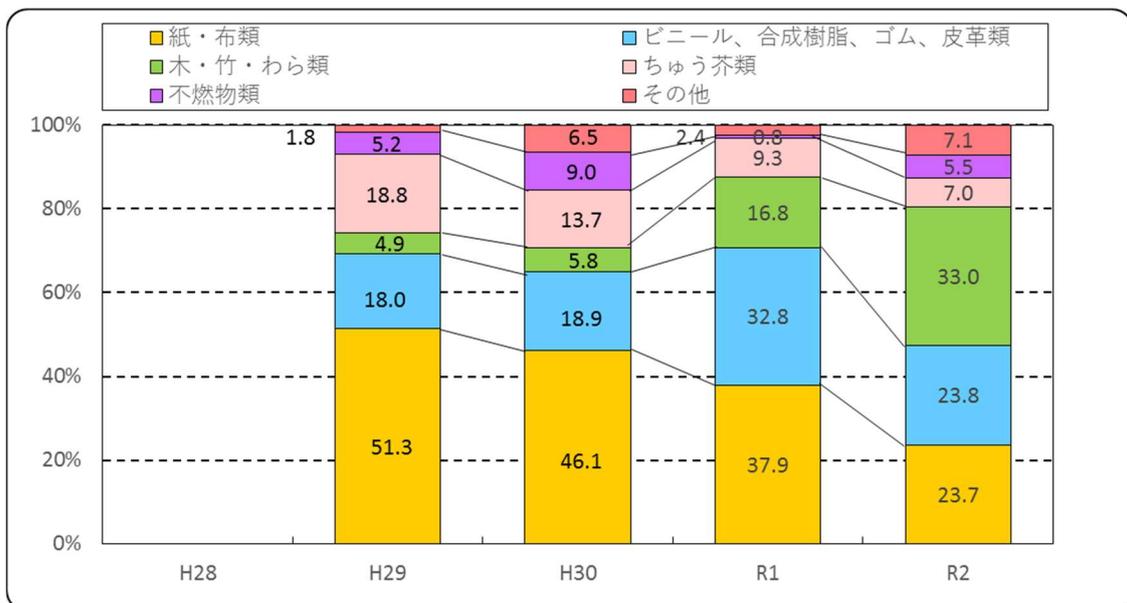


図 2-3-1 種類別組成の実績

第4節 ごみの発生抑制・再利用の状況

1. ごみの発生抑制の状況

全体排出量については家庭系ごみは増減しつつ、事業系ごみは増加しながら推移し、全体として微増傾向でしたが、事業系ごみ搬入にあたっての指導強化により令和2年度に大幅に減少しました。家庭系ごみのなかでは令和2年度に収集区分を変更したことから、資源ごみ排出量が大きく減少しています。

2. 家庭系ごみの自家処理の状況

家庭から排出される生ごみの減量を図るため、出来る限りコンポスト容器等を利用し、その購入費の一部を補助する「家庭用生ごみ処理容器等設置費補助金」についても周知する必要があります。

3. 家庭系ごみの民間資源回収の状況

家庭系の資源ごみである缶、空きびん、ペットボトル、小型金属は月2回の戸別収集方式で回収することとします。古紙は自治会等団体による集団回収とリクエスト収集とします。

集団回収分については市に回収量を申告し、助成金を交付するシステムとしています。

4. 事業系ごみの排出抑制の状況

事業者自らが持ち込むか、収集運搬許可業者により収集されています。

この持ち込みに対する処理手数料を排出量多段階比例型とし、事業者の費用負担に対する意識付けによる排出量抑制を期待していましたが、搬入ごみ量は増加しながら推移していました。しかし、不適切な搬入についての指導を強化徹底したことにより令和元年度後半より大きく減少しました。

5. 産業廃棄物（ヘップ屑）の処理状況

本市の主要産業であるサンダルの製造工程で発生する「ヘップ屑」がクリーンセンターに持ち込まれています。その際、段ボールと混入して搬入されるため、ヘップ屑と段ボールに選別し廃プラスチックとして民間処理業者に搬出しています。

6. 行政による再利用施設の状況

本市では、缶、空きびん、ペットボトル、金属類は市民が指定日に排出し、収集後、施設で選別処理され資源回収業者が引き取っています。

粗大・大型ごみは、リクエスト収集後に金属を抜き取りし、また、リサイクル施設から発生する金属についても資源回収業者に引き渡しています。

第5節 ごみ処理の実績

1. ごみ処理フロー

令和2年度のごみ処理フローを図2-5-1に示します。

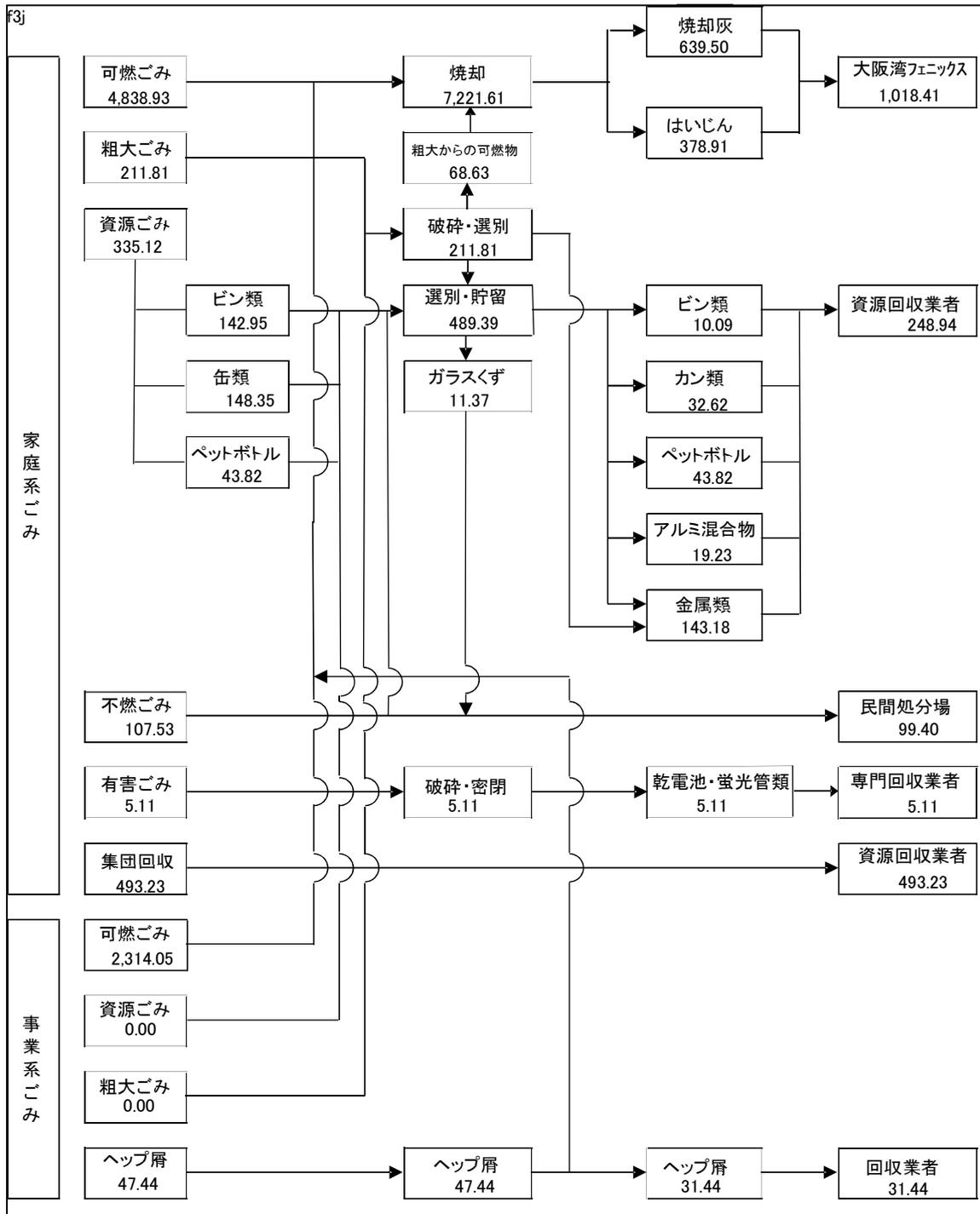


図2-5-1 ごみ処理フロー（令和2年度実績）

2. 収集・運搬の実績

1) 収集・運搬量

過去5年間の収集・運搬量を表2-5-1、図2-5-2に示します。

本市では令和元年度まで収集すべてを直営で行っており、可燃ごみは戸別収集。可燃ごみ以外はステーション方式による収集としていましたが、令和2年度より収集体制の変更としてステーション方式を廃止し、可燃ごみ、空き缶、空きびん、ペットボトル、金属類、有害ごみを戸別収集、粗大ごみ、有害ごみ、紙類をリクエスト収集で行なっています。また、戸別収集については令和3年度より一部業務委託としています。

表 2-5-1 収集・運搬量の推移

項目	H28	H29	H30	R1	R2
家庭系ごみ	5,679.76	5,322.77	4,649.24	5,688.59	5,194.72
可燃ごみ	4,875.38	4,484.95	4,392.94	4,535.15	4,838.93
収集	4,455.49	4,155.28	3,998.68	4,071.96	4,346.54
粗大ごみ	622.02	604.16	166.40	1,043.67	211.81
不燃ごみ	95.25	85.53	88.03	130.63	107.53
有害ごみ	8.22	8.17	9.02	8.95	5.11
資源ごみ	498.78	469.63	387.11	433.38	335.12
びん類	129.24	110.03	101.35	93.51	142.95
缶類	28.75	25.15	21.72	24.66	148.35
ペットボトル	24.90	28.97	18.86	23.56	43.82
紙類	218.66	209.85	197.31	184.77	—
金属類	97.23	95.63	47.87	106.88	—

※令和2年度よりびん類はガラス・不燃物と、缶類は小型金属と混合して収集

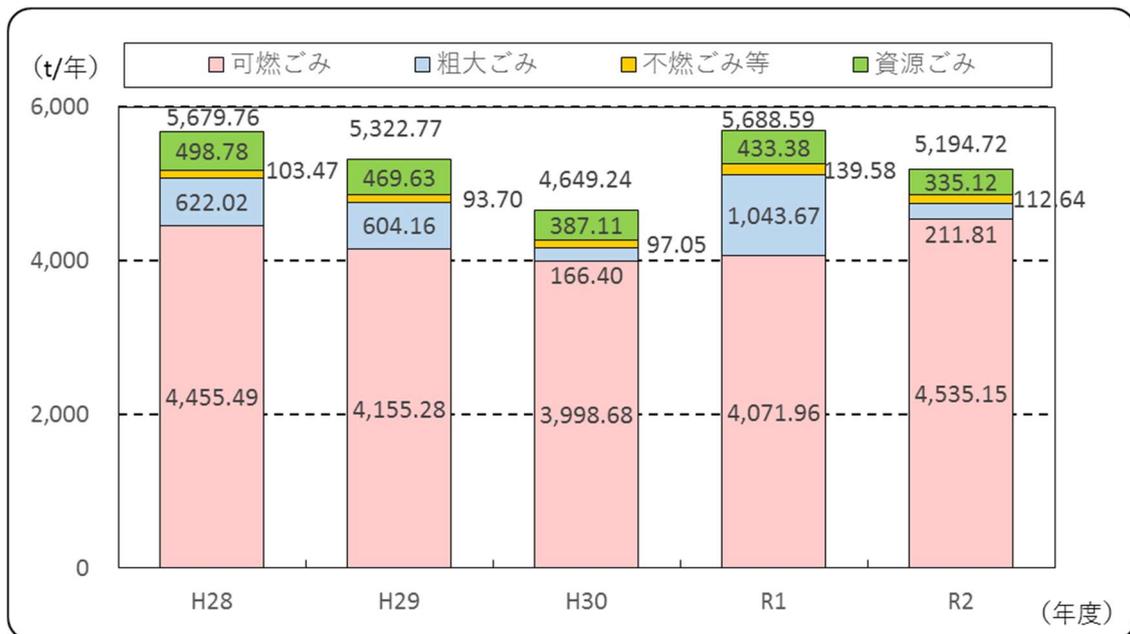


図 2-5-2 収集・運搬量の推移

2) 収集・運搬車両

本市のごみ収集・運搬車両台数を表 2-5-2 に示します。

令和3年度当初で、直営の収集車両は19台、委託業者の収集車両は4台、許可業者の収集車両は28台の登録となっています。

表 2-5-2 収集・運搬車両

形態	種類	台数 (台)
直営	2t 塵芥車	5
	4t 塵芥車	1
	軽トラック	2
	軽ダンプ車	4
	1t ダンプ車	3
	2t ダンプ車	3
	4t アームロール車	1
	小計	19
委託	2t 塵芥車	4
許可	2t 塵芥車	9
	3t 塵芥車	1
	4t 塵芥車	3
	2t トラック	2
	軽トラック	3
	2t ダンプ車	1
	軽ダンプ車	1
	4t アームロール車	5
	軽バン車	3
	小計	28

形態	種類	台数(台)
直営	2t 塵芥車	5
	4t 塵芥車	1
	軽トラック	2
	軽ダンプ車	4
	1t ダンプ車	3
	2t ダンプ車	3
	4t アームロール車	1

	小計	19
委託	2t 塵芥車	4
許可	2t 塵芥車	9
	3t 塵芥車	1
	4t 塵芥車	3
	2tトラック	2
	軽トラック	3
	2t ダンプ車	1
	軽ダンプ車	1
	4t アームロール車	5
	軽バン車	3
	小計	28
合計	51	

3. 中間処理の実績

過去5年間の中間処理量の推移を表2-5-3、図2-5-3に示します。

可燃ごみは焼却処理、ビン類・カン類等の資源ごみは選別処理、粗大ごみは金属・不燃物を分別除去したあと破砕・焼却処理されています。

表 2-5-3 中間処理量の推移

第2章 市の概況及びごみ処理の状況

項目		H28	H29	H30	R1	R2	
焼却	家庭系可燃ごみ	4,875.38	4,484.95	4,392.94	4,535.15	4,838.93	
	事業系可燃ごみ	3,158.15	3,972.54	4,099.90	4,030.83	2,314.05	
	粗大ごみからの可燃物	574.37	553.21	597.70	848.64	68.63	
	焼却量計	8,607.90	9,010.70	9,090.54	9,414.62	7,221.61	
残渣	焼却灰	372.63	721.69	875.83	848.71	639.50	
	はいじん処理物	121.77	320.00	376.23	465.33	378.91	
	炉内排出金属類	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	焼却残渣合計	494.40	1,041.69	1,252.06	1,314.04	1,018.41	
資源選別	家庭系	ビン類	173.30	154.00	129.76	137.21	10.09
		カン類	50.33	46.34	43.01	42.17	51.85
		ペットボトル	24.90	28.97	18.86	23.56	43.82
		紙類	276.41	269.44	249.89	248.93	0.00
		金属類	144.96	146.63	113.17	195.03	143.18
	事業系	0.31	0.00	0.00	0.00	0.00	
	資源搬出量	670.21	645.38	554.69	646.90	248.94	
粗大ごみ選別	家庭系粗大ごみ	622.02	604.16	669.00	1,043.67	211.81	
	事業系粗大ごみ	0.08	0.05	0.00	0.00	0.00	
	金属類	47.73	51.00	71.30	195.03	143.18	
	可燃物（焼却）	574.37	553.21	597.70	848.64	68.63	
産廃	ヘッパ屑搬入分	69.08	67.27	61.40	65.78	47.44	
	選別後の段ボール等	16.21	18.34	18.54	11.75	16.00	
	ヘッパ屑搬出分	52.87	48.93	42.86	54.03	31.44	
中間処理量		9,969.29	10,327.56	10,375.63	11,170.97	7,729.80	

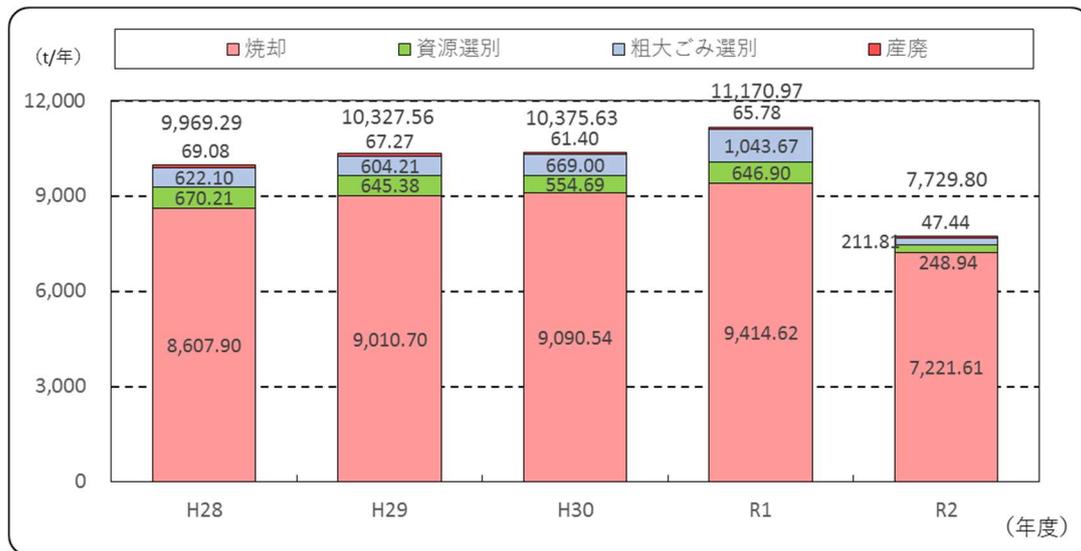


図 2-5-3 中間処理量の推移

4. 最終処分量

過去5年間の最終処分量の推移を表2-5-4、図2-5-4に示します。

可燃ごみを焼却した後の焼却灰やばいじん処理物は大阪湾フェニックスセンターへ、不燃ごみ（ガラス・陶磁器くず）は民間処分場で処理されています。

表 2-5-4 最終処分量の推移

単位：t/年					
項目	H28	H29	H30	R1	R2
焼却灰	372.63	721.69	875.83	848.71	639.50
ばいじん処理物	121.77	320.00	376.23	465.33	378.91
不燃ごみ（ガラス・陶磁器）	95.25	85.53	88.03	130.63	107.53
最終処分量	589.65	1,127.22	1,340.09	1,444.67	1,125.94

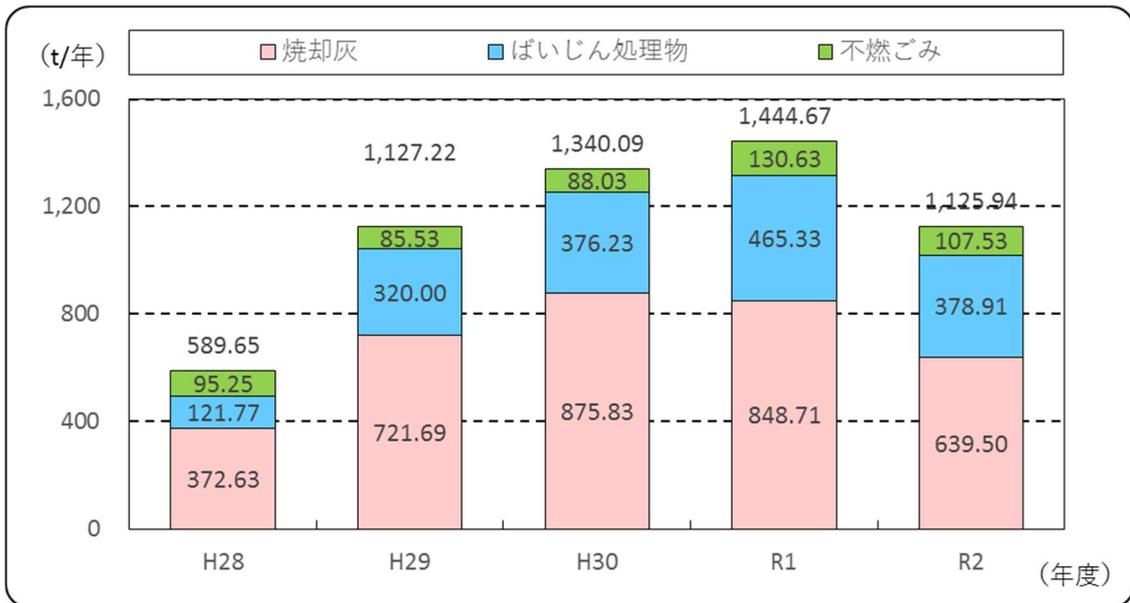


図 2-5-4 最終処分量の推移

第6節 ごみ処理体制の状況

1. 運営・管理体制

本市の運営・管理体制を表 2-6-1 に示します。

令和3年度当在初で、一般職9人、技能職24人の計33人体制となっています。

表 2-6-1 運営・管理体制

項目		人員(人)
一般職	事務系	7
	技術系	2
	小計	9
技能職	収集運搬	19
	中間処理	5
	最終処分	0
	その他	0
	小計	24
合 計		33

2. 財政・処理コスト

本市のごみ処理に関する財政・処理コストの推移を表 2-6-2、図 2-6-1 に示します。

平成 28・29 年度にやまと広域環境衛生事務組合建設負担金の支出があり、それ以降はごみ量の推移に伴い推移しています。

表 2-6-2 財政・処理コストの推移

項目	単位	H28	H29	H30	R1	R2
清掃総務費	千円	1,199,783	1,042,669	416,395	601,605	477,105
ごみ処理費	千円	220,918	221,313	223,850	279,462	241,439
合計	千円	1,420,701	1,263,982	640,245	881,067	718,544
人口	人	26,904	26,349	25,881	25,412	24,901
1人当たり年間経費	円/人・年	52,806	47,971	24,738	34,671	28,856

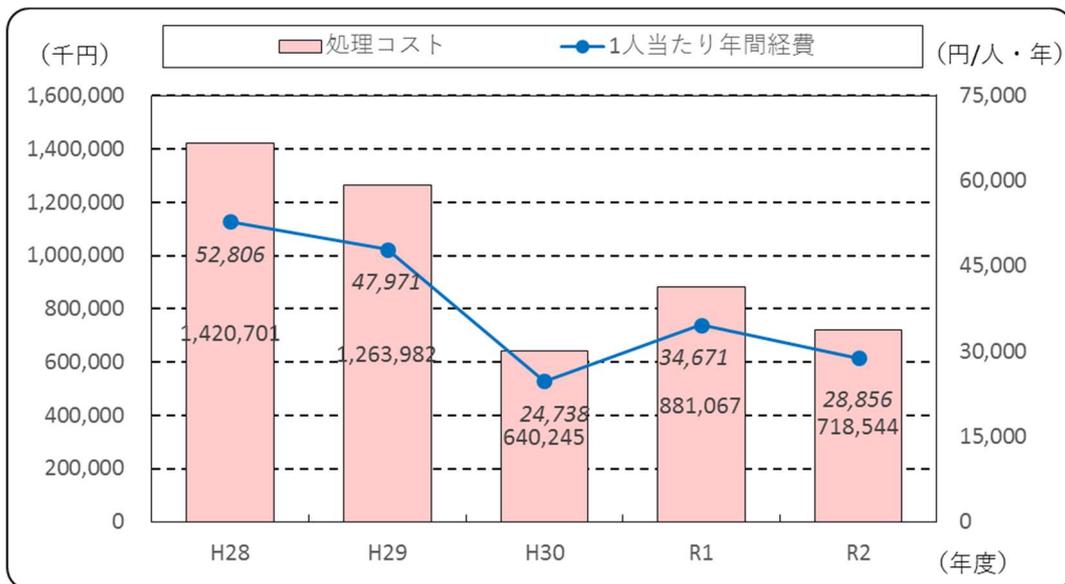


図 2-6-1 財政・処理コストの推移

3. 廃棄物処理施設の概要

本市、田原本町及び五條市で構成されるやまと広域環境衛生事務組合の施設で中間処理されます。

1) 熱回収施設

熱回収施設の概要を表 2-6-3 に、処理フローを図 2-6-2 に示します。

表 2-6-3 熱回収施設の概要

項目	概要
名称	熱回収施設
所在地	奈良県御所市大字栗阪 293
処理能力	120t/日(60t/24h×2 炉)
処理方式	ストーカ式・全連続燃焼方式
建築面積	2,712.61 m ²
延床面積	5,784.77 m ²
規模	地上 4 階、地下 1 階
竣工年月	平成 29 年 4 月

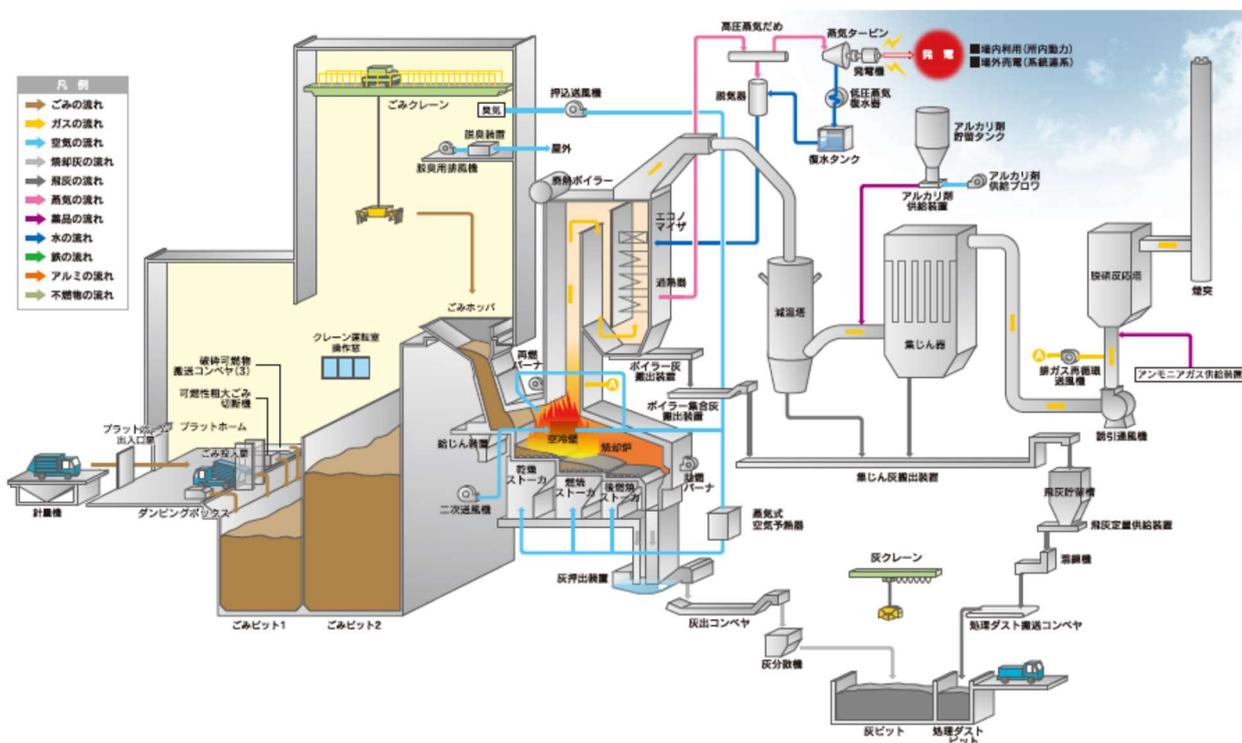


図 2-6-2 熱回収施設の処理フロー

2) リサイクル施設

リサイクル施設の概要を表 2-6-4 に、処理フローを図 2-6-3 に示します。

表 2-6-4 リサイクル施設の概要

項目	概要
名称	リサイクル施設
所在地	奈良県御所市大字栗阪 293
処理能力	11t/5h(粗大ごみ 6t/5h、不燃ごみ 5t/5h)
処理方式	低速回転式破砕機・高速回転式破砕機等
建築面積	672.78 m ²
延床面積	1,102.99 m ²
規模	地上 2 階、地下 1 階
竣工年月	平成 29 年 4 月

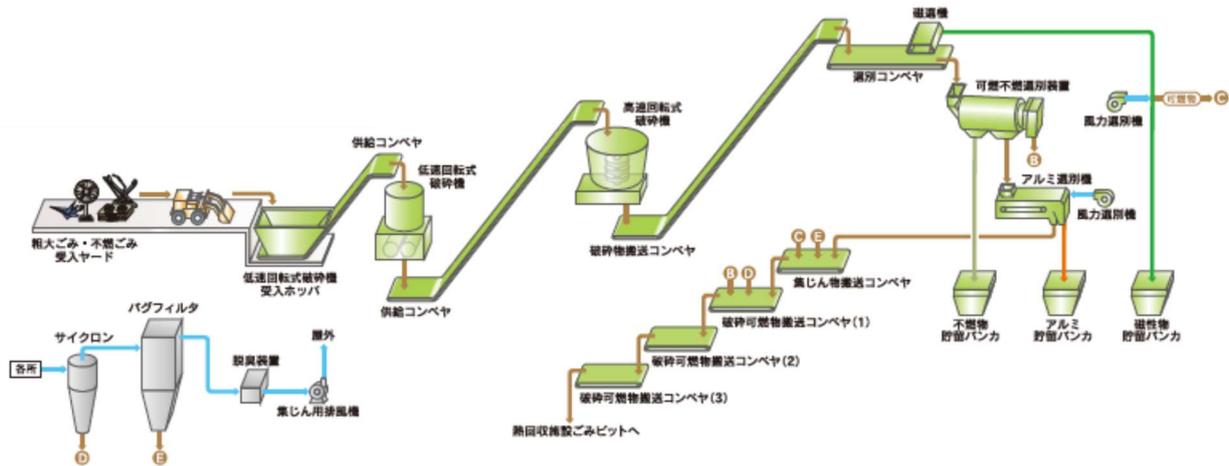


図 2-6-3 リサイクル施設の処理フロー

第7節 ごみ処理技術の動向

1. 中間処理技術の動向

ごみの中間処理は、不要物を処分しても自然界に悪影響を与えないように、あらかじめ人為的に汚濁物質や有害物質を除去・無害化したり、減容・安定化したりするものです。

その主要な方法の技術動向を以下に示します。

1) 焼却処理（高効率発電）

廃熱ボイラによりごみからの焼却熱を有効に利用し、蒸気タービン発電機で発電する施設

施設名称	： 秋田県横手市 クリーンプラザよこて
施設規模	： 95t/日（47.5t×2 炉）ストーカ方式
発電出力	： 1,670kW（定格出力）

2) 焼却処理（バイナリー発電）

温水を利用するバイナリー発電設備を導入し、年間を通して安定的な余熱利用が可能となる施設

施設名称	： 兵庫県丹波市 丹波市クリーンセンター
施設規模	： 46t/日（23t×2 炉）ストーカ方式
発電出力	： 21～25kW

3) バイオガス化処理

廃棄物系バイオマスを経済資源として有効活用するため、液体肥料とエネルギー（電力）を作る施設

施設名称	： 兵庫県 南但広域行政事務組合 南但クリーンセンター
施設規模	： 36t/日（23t×1 系列）、バイオガス化施設 43t/日
発電出力	： 382kW（ガスエンジン）（発電効率最大時 37%）

4) 固形燃料化

強制通風によって好気性発酵する原理を利用し、有機性廃棄物の発酵とその他の紙類等の乾燥処理を行い、その後に不適物を選別し固形燃料原料を得ることができる施設

施設名称	： 香川県三豊市 バイオマス資源化センター（株エコマスター）
施設規模	： 43.3t/日

5) 炭化处理

ごみや下水汚泥等を熱分解した後、発生ガスを燃焼または回収するとともに、熱分解後の炭化物を再生利用する目的で回収する施設

施設名称	: 長崎県西海市 西海市炭化センター
施設規模	: 30t/日 (15t×2 炉) 間接外熱キルン炭化方式

6) 堆肥化处理

生ごみ及び剪定枝を、堆肥化施設での発酵処理等を通して堆肥化する施設

施設名称	: 栃木県 小山広域保健衛生組合 南部清掃センター
施設規模	: 4.1t/日 (5 時間)

2. 最終処分技術の動向

最終処分とは、家庭や事業所等から排出されるごみを資源回収や減容・減量化等の中間処理を経由した後に、衛生的に生活環境を保全しながら埋め立てることです。

埋め立て処分される廃棄物の環境に与える影響の度合いによって、有害物質が基準を超えて含まれる燃えがら、ばいじん、汚泥、鉍さい等の有害な廃棄物を埋め立てる「しゃ断型処分場」、廃棄物の性質が安定している廃プラスチック類等を埋め立てる「安定型処分場」、しゃ断型、安定型の処分場の対象外の産業廃棄物と一般廃棄物を埋め立てる「管理型処分場」の3種類に分けられます。

埋立処分技術として、従来は上部が開放された構造による準好気性埋立方式（オープン型）が主流でしたが、近年、自然条件に左右されないことを目的としたクローズドシステム最終処分場の採用も増えています。

また、近年では、重金属等の有害物質が外部に流出しないように、固めて埋め立てる技術や、埋め立てる前にごみを洗浄する技術等があります。

1) 埋立前洗浄

施設名称	: 三重県津市 津市一般廃棄物最終処分場
埋立容量	: 約 18 万 m ³
前処理施設	: 31.3t 日

第8節 地域の関係法令等

1. 本市、関係市町村のごみ処理に関する条例・要綱等

やまと広域環境衛生事務組合を構成する本市、五條市及び田原本町のごみ処理に関する条例等の制定状況を表 2-8-1 に示します。

表 2-8-1 ごみ処理に関する条例の制定状況（御所市）

自治体名	条例等の名称	制定年月日等
御所市	御所市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例	平成 16 年 12 月 20 日 条例第 25 号
	御所市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則	平成 17 年 4 月 1 日 規則第 14 号の 2
	御所市一般廃棄物収集運搬業に関する許可及び行政処分の基準等に関する要綱	平成 18 年 1 月 10 日 告示第 5 号
	御所市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例	平成 24 年 12 月 25 日 条例第 34 号
	御所市指定ごみ袋取扱要綱	平成 17 年 4 月 1 日 告示第 25 号の 2
	御所市家庭生ごみ処理容器等設置費補助金交付要綱	平成 17 年 5 月 31 日 告示第 38 号の 2
	御所市小型廃家電回収ボックス設置要綱	平成 27 年 8 月 17 日 告示第 95 号
	御所市再資源集団回収助成金交付要綱	平成 4 年 4 月 23 日 告示第 23 号
	御所市不法投棄防止看板配布要綱	平成 28 年 11 月 1 日 告示第 106 号
	未来の環境を考える会設置要綱	平成 19 年 12 月 13 日 告示第 106 号
	御所市産業廃棄物の処理施設の設置等に関する取扱要綱	平成 16 年 6 月 30 日 告示第 60 号
	御所市塵埃処理施設設置条例	平成 6 年 6 月 28 日 条例第 14 号
	御所市クリーンセンター安全衛生委員会規程	平成 25 年 6 月 1 日 訓令甲第 1 号

表 2-8-1 ごみ処理に関する条例の制定状況（五條市）

自治体名	条例等の名称	制定年月日等
五 條 市	エコ・リレーセンターごじょう条例	平成 31 年 3 月 22 日 条例第 1 号
	エコ・リレーセンターごじょう条例施行規則	令和元年 6 月 7 日 規則第 19 号
	五條市環境衛生施設周辺整備事業に伴う 集会所設置条例	平成 19 年 9 月 21 日 条例第 22 号
	五條市クリーン・オアシス条例	昭和 53 年 3 月 30 日 条例第 4 号
	五條市クリーン・オアシス条例施行規則	平成 7 年 8 月 10 日 規則第 15 号
	五條市廃棄物の処理及び清掃に関する条 例	平成 6 年 3 月 29 日 条例第 3 号
	五條市廃棄物の処理及び清掃に関する条 例施行規則	平成 7 年 8 月 10 日 規則第 16 号
	五條市緑と水のふるさとを守る条例	平成 15 年 3 月 14 日 条例第 1 号
	五條市緑と水のふるさとを守る条例施行 規則	平成 15 年 3 月 26 日 規則第 5 号
	五條市たばこの吸い殻及び空き缶等のポ イ捨て禁止に関する条例	平成 18 年 3 月 24 日 条例第 7 号
	五條市たばこの吸い殻及び空き缶等のポ イ捨て禁止に関する条例施行規則	平成 18 年 3 月 29 日 規則第 4 号
	五條市が設置する一般廃棄物処理施設に 係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手 続に関する条例	平成 14 年 3 月 27 日 条例第 1 号
	五條市が設置する一般廃棄物処理施設に 係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手 続に関する条例施行規則	平成 14 年 3 月 27 日 規則第 4 号
	ゴミ集積場及び資源集団回收集積所整備 事業補助金交付要綱	平成 8 年 6 月 27 日 告示第 18 号
資源集団回収事業補助金交付要綱	平成 11 年 4 月 1 日 告示第 24 号	

表 2-8-1 ごみ処理に関する条例の制定状況（田原本町）

自治体名	条例等の名称	制定年月日等
田原本町	田原本町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	昭和48年3月30日 条例第6号
	田原本町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則	昭和48年4月3日 規則第4号
	田原本町廃棄物集積場設置補助金交付要綱	昭和63年2月13日 告示第6号
	一般廃棄物収集運搬業に関する許可及び行政処分の基準等に関する要綱	平成17年3月25日 告示第24号
	田原本町火災ごみの搬入及び受入れに関する要綱	平成25年7月1日 告示第39号
	田原本町ごみ減量化推進事業実施要綱	平成9年8月25日 告示第23号
	田原本町資源回収補助金交付要綱	平成10年9月22日 告示第40号
	田原本町家庭用生ごみ処理機器購入助成金交付要綱	平成14年3月20日 告示第6号
	田原本町浄化センター設置条例	昭和58年4月1日 条例第6号
	田原本町清掃センター設置条例	平成28年3月24日 条例第4号
	田原本町清掃センター設置条例施行規則	平成28年3月24日 規則第4号
	田原本町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例	平成11年3月24日 条例第2号
	田原本町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則	平成11年3月24日 規則第1号
	旧清掃工場周辺環境問題調査委員会規則	平成31年3月22日 規則第2号の2

2. 国の関係法令・通達の動向

1) 廃棄物処理に関する関係法令

廃棄物処理法等の改正や各種資源化に関する法律の制定状況を表 2-8-2 に示します。

表 2-8-2 廃棄物処理に関する関係法令

年 月	関 連 法
平成 12 年 4 月	容器包装リサイクル法完全施行（容器包装廃棄物）
平成 12 年 6 月	廃棄物処理法改正（排出者責任の強化等）
平成 13 年 1 月	循環型社会形成推進基本法施行（循環型社会形成）
平成 13 年 4 月	家電リサイクル法完全施行（家電品）
	資源有効利用促進法完全施行（各種製品、パソコン等）
	グリーン購入法完全施行（自治体の調達品）
平成 13 年 5 月	食品リサイクル法完全施行（食品残渣）
平成 14 年 5 月	建設リサイクル法完全施行（建設廃棄物）
平成 15 年 4 月	資源有効利用促進法 施行令改正（家庭用パソコンのリサイクル）
平成 15 年 6 月	廃棄物処理法改正（野焼きの禁止等）
平成 17 年 1 月	自動車リサイクル法完全施行（自動車）
平成 18 年 6 月	容器包装リサイクル法改正（レジ袋対策等）
平成 19 年 6 月	食品リサイクル法改正（指導監督の強化等）
平成 20 年 12 月	家電リサイクル法施行令改正（液晶モニター等のリサイクル）
平成 22 年 5 月	廃棄物処理法改正（不法投棄の罰則の強化等）
平成 25 年 4 月	小型家電リサイクル法施行

2) ガイドライン等の通知

廃棄物処理法に関するガイドライン等の通知の状況を表 2-8-3 に示します。

表 2-8-3 廃棄物処理に関するガイドライン等

年 月	通達（ガイドライン等）
平成 19 年 6 月	一般廃棄物会計基準発表
	市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針
平成 25 年 4 月	一般廃棄物処理有料化の手引き見直し
平成 25 年 6 月	ごみ処理基本計画策定指針の改定について
平成 26 年 3 月	「災害廃棄物対策指針」の策定について（お知らせ）

3. 都市計画関係法令

ごみ処理に関する主要な都市計画関係法令を表 2-8-4 に示します。

表 2-8-4 ごみ処理に関する主要な都市計画関係法令

法律の名称	法律の概要
都市計画法	都市計画区域内に本法で定める処理施設を設置する場合、都市施設として都市計画決定が必要。
都市再開発法	市街地再開発事業の施行地区内において、建築物その他の工作物の新築、改造等を行う場合。
土地区画整理法	土地区画整理事業の施行地区内において、建築物その他の工作物の新築、改造等を行う場合。
景観法	景観計画区域内において、建築物の建設等、工作物の建設等、開発行為その他の行為をする場合。 工事着工 30 日前に通知が必要となる。

4. 環境保全関係法令

ごみ処理に関する主要な環境保全関係法令を表 2-8-5 に示します。

表 2-8-5 ごみ処理に関する主要な環境保全関係法令

法律の名称	法律の概要
環境基本法	公害対策基本法、自然環境保全体法では、対応に限界があるとの認識から、地球環境時代の環境政策の新たな枠組を示す基本的な法律として制定された。 基本理念としては、(1) 環境の恵沢の享受と継承、(2) 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築、(3) 国際的協調による地球環境保全の積極的推進等があげられている。
循環型社会形成推進基本法	「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない「循環型社会」を形成することを目的として制定された。
廃棄物処理法	廃棄物処理の基本を定めた法律で主に以下のことを定めている。 ・廃棄物の減量、リサイクル ・一般廃棄物の適正処理 (ごみ処理基本計画の策定、市町村の処理義務) ・産業廃棄物の適正処理

法律の名称	法律の概要
ダイオキシン類対策特別措置法	<p>ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等を図るため、ダイオキシン類に関する施策の基本となる耐容一日摂取量（T D I）及び環境基準の設定とともに、焼却施設等の特定施設からの大気及び公共用水域への排出規制、汚染土壌に係る措置等を定めた法律である。</p>
大気汚染防止法	<p>大気汚染防止対策を総合的に推進するために制定された法律である。国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的として、焼却施設等の特定工場等における事業活動や建築物の解体に伴う「ばい煙」や「粉じん」等の規制基準を定めている。</p>
悪臭防止法	<p>工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とした法律である。</p> <p>住民の生活環境を保全するため悪臭を防止する必要があると認める住居が集合している地域その他の地域を、工場その他事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域として指定する。</p>
騒音規制法	<p>工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行う法律である。</p> <p>工場及び事業場における事業活動や建設工事に伴い発生する騒音を規制する地域を指定し、その指定された地域内において著しい騒音を発生する施設を特定施設として必要な規制基準を定めている。</p>
振動規制法	<p>工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行う法律である。</p> <p>工場及び事業場における事業活動や建設工事に伴い発生する振動を規制する地域を指定し、その指定された地域内において著しい振動を発生する施設を特定施設として必要な規制基準を定めている。</p>
土壌汚染対策法	<p>有害物質使用特定施設を廃止したとき、健康被害が生ずるおそれがあるときは本法の適用を受ける。</p>

第3章 ごみ処理の課題

第1節 地域特性から見た考慮すべき事項

1. 高齢化の進展によるごみの分別及び排出方法の見直し

令和元年度まで可燃ごみは戸別収集を基本とし、粗大・不燃ごみや資源ごみはステーションに排出することとなっていました。

しかしながら、高齢化の著しい進展により、ごみをステーションに出すことが困難な世帯は今後ますます増加することが予想され、それに応じた新たな分別及び排出方法の見直しを行い、令和2年度より収集体制を変更しています。

2. 過疎化の進展を踏まえての収集体制の変更

本市では著しい高齢化に伴い、過疎化も急速に進展しています。

ごみステーションを設置し管理していくためには自治会など集団の協力が必要ですが、高齢化や過疎化の進行が著しく、将来にわたってのステーション管理の継続が困難になることが予想されます。

また、持ち去りや不適正排出の防止等のために自治会の負担が増加していることもあり、ステーション方式について見直しを行い、令和2年度より不燃ごみや資源ごみについては品目別に隔週水曜を戸別収集日とし、大型ごみについてはリクエスト収集とする形としました。

第2節 ごみの発生排出抑制・再利用に関する事項

1. 家庭系可燃ごみの推移

「御所市ごみ処理基本計画（平成27年12月）」（以下、「前計画」という。）における発生抑制の目標として、1人1日当たり排出量を約50g/人・日減少させる目標を掲げていましたが、直近5年間ではこの目標から遠ざかる推移となっています。

これまで以上に市民に対する効果的な意識啓発を行い、排出抑制への協力を求めながら減量化に向けた施策を検討・実施していく必要があります。

2. 家庭系資源ごみの減少

前計画における資源化の目標として、1人1日当たり排出量を平成21年度実績程度まで（約11.4g/人・日）増加させる目標を掲げていましたが、令和元年度まで減少傾向を示しており、この目標から遠ざかる推移となっています。また、令和2年度のごみ収集体制の変更により、従来資源ごみとして排出されていた紙類が可燃ごみとして排出されるようになったため、大きく減少しました。

今後の収集や分別の方法について検討し、資源ごみとして適切に出しやすくする環境整備も実施していく必要があります。

3. 事業系ごみの増加

前計画における事業系ごみの目標として、排出量を増加させない目標を掲げていましたが、令和元年度まで増加傾向にありました。

そのため事業者に対する適切な分別排出の徹底した指導と啓発を行ったことで、令和2年度には排出量が大幅に減少しました。

今後とも排出量抑制に向けた効果的な施策を検討・実施していく必要があります。

第3節 ごみの適正処理システムに関する事項

1. 産業廃棄物（ヘップ屑）

本市では、産業廃棄物としてヘップ屑の事業者による搬入受入れと選別処理等を行っており、今後もこの処理を継続していく予定です。その発生量は減少傾向にあります。さらに減少させるよう、事業者へ指導・啓発を行っていく必要があります。

2. 医療系廃棄物

高齢化の進展による在宅医療の普及に伴い、一般家庭から排出される注射器や点滴バッグ等の在宅医療系廃棄物も増加傾向にあるため、安全に適正処理が行える体制を整備する必要があります。

また、病院や診療所等から発生する感染性廃棄物については、医師会やその他医療関係機関がそれぞれの責任のもと適正に処理することとします。

3. 適正処理困難物対策

本市では、破碎・焼却処理及び最終処分に困難をきたすものや、作業上の危険性や困難性を持つもの等を適正処理困難物に指定しています。

適正処理困難物については、本市では収集・処分できないことを周知徹底するとともに、廃棄の際は販売店・取扱店での引き取りや専門業者への処理委託によることとなります。

ブロック、コンクリート片等や建築廃材、土砂、石、バッテリー、ピアノ、消火器、タイヤ、機械類（事業用）、プロパンガスボンベ、農機具（動力つき）、エンジン原動機付き自転車、農薬、医薬品等、その他本市で処理できないもの

第4節 不法投棄

本市における不法投棄については、家庭ごみや家電・家具類などが道路周辺に投棄されるケースが多く、適正処理の妨げとなる不法投棄への防止対策として、巡回・監視活動、広報・ホームページ等による啓発活動、投棄者への指導等を行うとともに、警察との連携や地域市民からの通報情報の活用等による体制の強化を行っていますが、不法投棄は根絶には至っていません。

また、建築廃材など処理困難物や産業廃棄物が混合された状態で大量に投棄されることがあり、その回収・処理については大きな問題となります。

引き続き、協力体制の強化を図るとともに、その改善策を講じていく必要があります。不法投棄件数の推移を図3-4-1に示します。

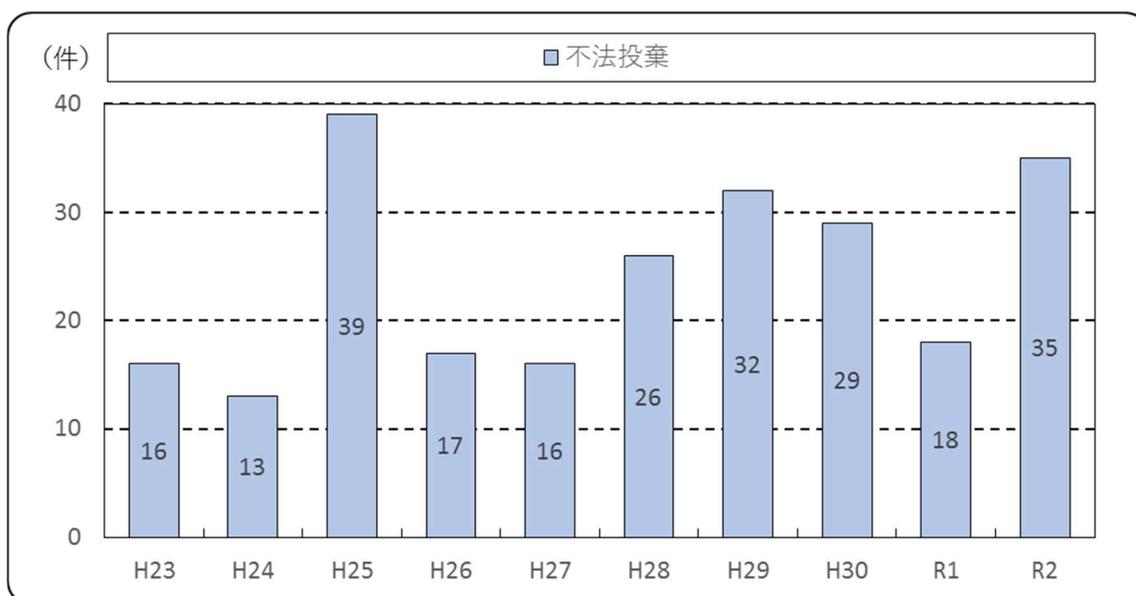


図3-4-1 不法投棄件数の推移

第5節 ごみ処理の評価

1. 他市町村との比較

「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」(環境省)に基づき、本市のごみ処理システムを評価した結果を、表 3-5-1、図 3-5-1 に示します。

比較対象としたのは、産業構造等の似通った全国の類似自治体(192 自治体)であり、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール(令和元年度実態調査結果)」を用いて評価しています。

●人口一人一日当たりごみ総排出量

実績が平均値を上回っており、全国平均より低い評価です。今後も継続的に排出抑制に取り組み、特に事業系ごみを削減することで総排出量を抑える必要があります。

●廃棄物からの資源回収率

実績が平均値を下回っており、全国平均より低い評価です。分別の徹底や各種啓発等を通して、資源回収率の向上を図る必要があります。

●廃棄物のうち最終処分される割合

実績が平均値と同等であり、全国平均と同等の評価です。不燃ごみに含まれる資源物の分別等に取り組むことにより、さらに削減を図る必要があります。

●人口一人当たり年間処理経費

実績が平均値を上回っており、全国平均より低い評価です。今後も積極的に経費節減に努める必要があります。

●最終処分減量に要する費用

実績が平均値を上回っており、全国平均より低い評価です。最終処分量を削減することにより、経費を節減する必要があります。

表 3-5-1 ごみ処理システム分析結果(令和元年度実績比較)

項目	人口一人一日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源 回収率(RDF・セメント 原料化等除く) (%)	廃棄物のうち 最終処分される割合 (%)	人口一人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に 要する費用 (円/t)
平均	0.952	17%	11%	15,275	49,149
最大	1.543	75%	92%	38,614	422,853
最小	0.547	2%	0%	4,174	11,527
標準偏差	0.156	0%	10%	22,561	32,844
当該市町村実績	1.150	10%	11%	22,561	57,655
偏差値	37.3	41.3	50.4	35.9	47.4

※偏差値の表記について

人口一人一日当たりごみ総排出量、廃棄物のうち最終処分される割合、人口一人当たり年間処理経費、最終処分減量に要する費用…実績が類似自治体の実績の平均より少ないほど優れているといえます。

廃棄物からの資源回収率…実績が類似自治体の実績の平均より高いほど優れているといえます。

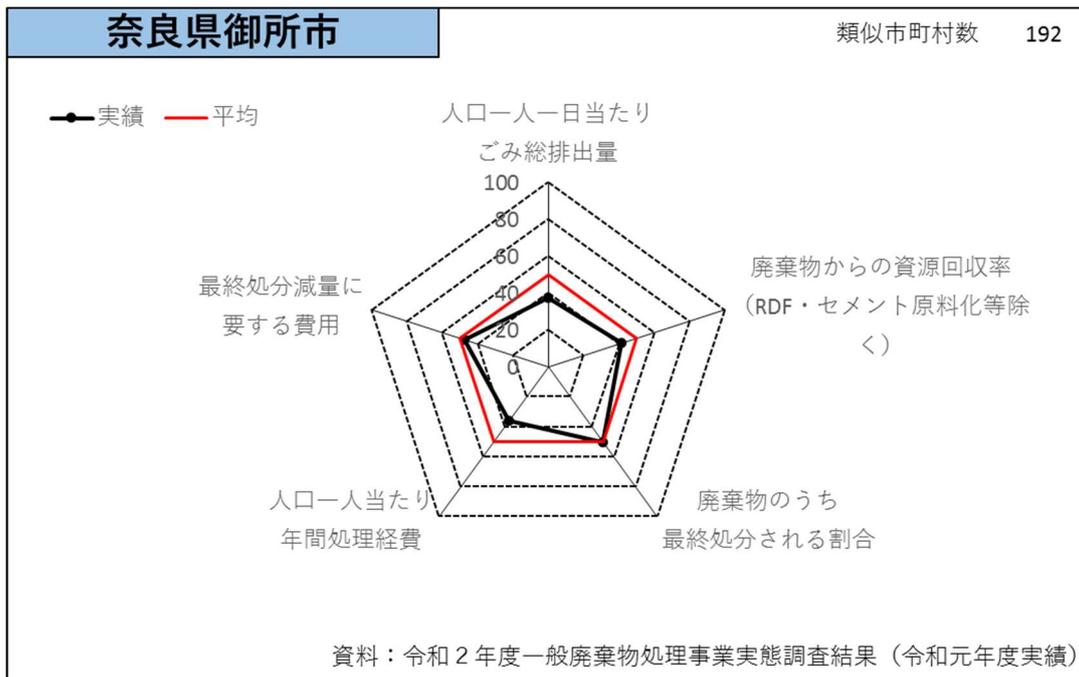


図 3-5-1 ごみ処理システム分析結果（令和元年度実績）

※指標の算出方法

指標		計算方法	単位
廃棄物の発生	人口一人一日当たりごみ総排出量	$\text{=ごみ総排出量} \div 365 \div \text{計画収集人口}$	kg/人・日
廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く)	$\text{=資源化量} \div \text{ごみ総排出量}$	%
最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合	$\text{=最終処分量} \div \text{ごみ総排出量}$	%
費用対効果	人口一人当たり年間処理経費	$\text{=処理及び維持管理費} \div \text{計画収集人口}$	円/人・年
	最終処分減量に要する費用	$\text{= (処理及び維持管理費 - 最終処分費 - 調査研究費)} \div (\text{ごみ総排出量} - \text{最終処分量})$	円/t

2. 一般廃棄物処理システム分析

標準的な分別収集区分を表 3-5-2 に示します。

本市は概ね「類型Ⅰ」に該当します。

表 3-5-2 ごみの標準的な分別収集区分

類型	標準的な分別収集区分		
類型Ⅰ	①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部又は全部の区分について混合収集し、収集後に選別する
		①-2 ガラスびん	
		①-3 ペットボトル	
	②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ(集団回収によるものを含む)		
	⑤燃やすごみ(廃プラスチック類を含む)		
	⑥燃やさないごみ		
⑦その他専用の処理のために分別するごみ			
⑧粗大ごみ			
類型Ⅱ	①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部の区分について混合収集し、収集後に選別する(ただし、再生利用が困難とならないよう混合収集するものの組合せに留意することが必要)
		①-2 ガラスびん	
		①-3 ペットボトル	
		①-4 プラスチック製容器包装	
		①-5 紙製容器包装	
	②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ(集団回収によるものを含む)		
④小型家電			
⑤燃やすごみ(廃プラスチック類を含む)			
⑥燃やさないごみ			
⑦その他専用の処理のために分別するごみ			
⑧粗大ごみ			
類型Ⅲ	①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部の区分について混合収集し、収集後に選別する(ただし、再生利用が困難とならないよう混合収集するものの組合せに留意することが必要)
		①-2 ガラスびん	
		①-3 ペットボトル	
		①-4 プラスチック製容器包装	
		①-5 紙製容器包装	
	②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ(集団回収によるものを含む)		
③資源回収する生ごみ、廃食用油等のバイオマス			
④小型家電			
⑤燃やすごみ(廃プラスチック類を含む)			
⑥燃やさないごみ			
⑦その他専用の処理のために分別するごみ			
⑧粗大ごみ			

第6節 課題の抽出

1. 新たな収集体制の検討と実施

著しい高齢化・過疎化に伴い、令和2年度よりステーションによる回収及び戸別収集を見直しました。また、資源ごみや粗大ごみの収集体制について、その効果の検証、市民サービスやモラル等、あらゆる観点から検討し実施する必要があります。

2. 資源回収率の増加

資源回収率は減少しながら推移し、全国の類似自治体と比較してもその平均値を下回っており、今後もこの傾向は変わらず資源回収率は減少していくと考えられます。

資源の保全と循環型社会の形成のためにも、資源回収に対する効果的な施策とその啓発を積極的に行っていく必要があります。

3. 事業系ごみの排出抑制

各種施策に対する市民の協力や意識向上等もあり、家庭系ごみは増減しつつ減少傾向となっています。事業系ごみは増加していたものの、事業者に対しての意識啓発の推進、排出抑制への協力、排出者責任の原則の再認識を周知するとともに、ごみを搬入するやまと広域環境衛生事務組合等とも連携し、各種対策を実施したことで、令和元年度後半より減少し、予測数量としては減少傾向にある数字となります。

しかしながら今後は京奈和自動車道の和歌山までの開通や京奈和道御所インター近隣において産業集積地を整備し、新たな事業所の誘致を行うことで事業系ごみの増加の可能性もあり、それに対する備えとして、排出ごみ量に応じての一般廃棄物収集運搬許可制度の運用などによる収集体制についての検討を行う必要があります。

第4章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみに関する基本方針

1. 基本理念

私たちの生活は、物質的に豊かである一方、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済が深刻な環境負荷をもたらしており、今後も天然資源の消費を抑制し、社会での物質循環が円滑に行われるような循環型社会の形成が求められています。

市民・事業者・行政の3者がこれまでの価値観やライフスタイルを見直すとともに、各々が自立し協働することで、環境に配慮した行動や3R（Reduce：発生抑制、Reuse：再使用、Recycle：再生利用）を実践することが重要となります。

本市では、さらなるごみの減量化と資源化の推進に向けて、引き続き「御所市第6次総合計画」の基本方針に沿って取り組んでいくものとします。

【基本理念】
自然と歴史を誇れるまち

2. 基本方針

基本理念「自然と歴史を誇れるまち」を実現するために、以下の基本方針を掲げます。

基本方針	取り組み内容
3Rのさらなる推進	ごみの減量化をさらに進めるとともに、分別の徹底を図ることにより資源回収率の向上を図り、循環型社会の形成を推進します。
適正処理・処分の推進	資源になるものを積極的に回収し、その後に残ったごみは適正に処理・処分します。
市民・事業者への啓発	ごみの適正な排出を推進するため、市民・事業者に対し広報やごみ収集カレンダー等により排出方法等の啓発を行います。
効率的な処理の推進	収集・運搬、中間処理、最終処分を効率的に推進します。
高齢化社会に即したごみ収集体制への移行	高齢化や過疎化に対応したごみ収集方法とし、運用する中でより適切な収集体制への改善を推進します。

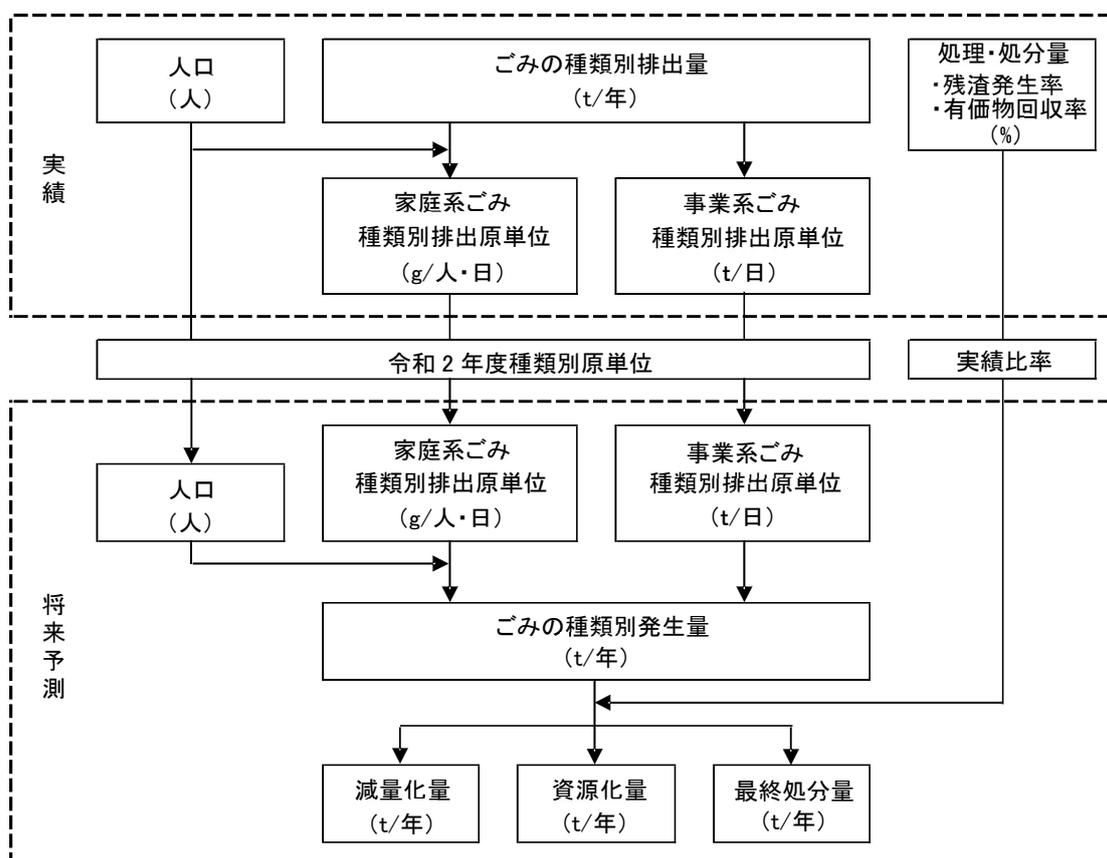
第2節 排出量及び処理・処分量の予測

1. ごみ排出量の予測方法

将来のごみ排出量の予測方法の手順を図4-2-1に示します。

本計画において、基本的数値となる将来人口、ごみ発生・排出量の将来推計を行い、計画条件を設定します。将来推計は令和2年度に収集体制の大幅な変更があったことからトレンド式による予測を行うことが困難なため、令和2年別原単位を基として推計を行いました。

図4-2-1 予測方法の手順



2. 将来人口

本計画における将来人口を表 4-2-1、図 4-2-2 に示します。

計画目標年度の令和 13 年度には 21,487 人と予測され、令和 2 年度より 3,400 人程度減少する見込みです。

表 4-2-1 将来人口の推移

年度		人口	年度		人口
実績	H28	26,904	将来人口	R 3	24,644
	H29	26,349		R 4	24,387
	H30	25,881		R 5	24,129
	R1	25,412		R 6	23,871
	R2	24,901		R 7	23,612
		R 8		23,257	
		R 9		22,902	
		R 10		22,547	
		R 11		22,192	
		R 12		21,837	
		R 13		21,487	

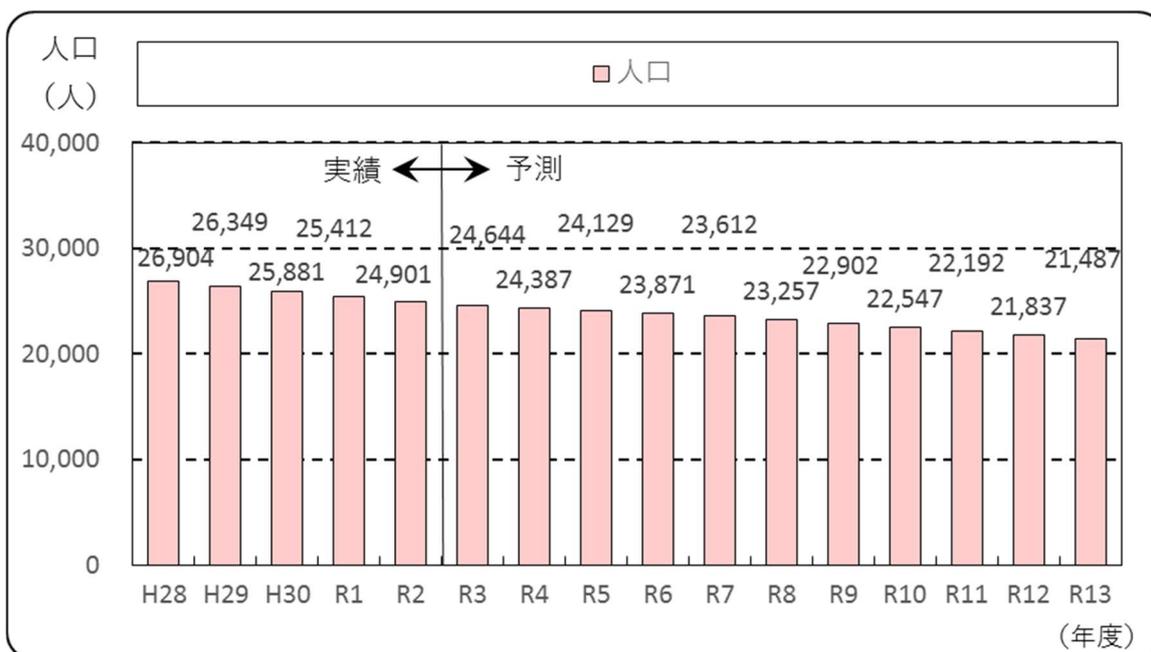


図 4-2-2 将来人口の推移

3. ごみ排出量及び処理・処分量の予測結果

1) ごみの種類別排出量の予測結果

ごみの種類別排出量の予測結果を、表 4-2-2、図 4-2-3～4-2-5 に示します。

ごみの総排出量については減少する見込みであり、令和 13 年度は 7,563.89t/年となる予測結果となっています。

表 4-2-2 ごみ排出量の予測結果

単位：t/年				
項目	実績		予測	
	H28	R2	R8	R13
人口	26,904	24,901	23,257	21,487
排出量	9,962.46	8,353.22	7,969.17	7,563.89
家庭系ごみ	6,734.84	5,991.73	5,596.67	5,184.89
可燃ごみ	4,875.38	4,838.93	4,519.44	4,186.92
収集	4,455.49	4,346.54	4,067.50	3,768.23
持込	419.89	492.39	451.94	418.69
粗大ごみ	622.02	211.81	197.79	183.24
不燃ごみ	725.64	447.76	418.50	387.71
(不燃ごみ)	95.25	107.53	100.17	92.80
(有害ごみ)	8.22	5.11	5.09	4.72
(資源ごみ)	622.17	335.12	313.24	290.19
ビン類	173.30	142.95	131.56	121.88
缶類	50.33	148.35	140.96	130.59
ペットボトル	24.90	43.82	40.72	37.72
紙類	276.41	—	—	—
金属類	97.23	缶類に統合	缶類に統合	缶類に統合
集団回収	511.80	493.23	460.94	427.03
紙類	491.73	472.27	441.58	409.09
紙パック	0.86	2.13	1.84	1.71
布類	19.21	18.83	17.52	16.23
事業系ごみ	3,227.62	2,361.49	2,372.50	2,379.00
可燃ごみ	3,158.15	2,314.05	2,325.06	2,331.56
資源ごみ	0.31	0.00	0.00	0.00
粗大ごみ	0.08	0.00	0.00	0.00
産廃 (ヘップ屑)	69.08	47.44	47.44	47.44

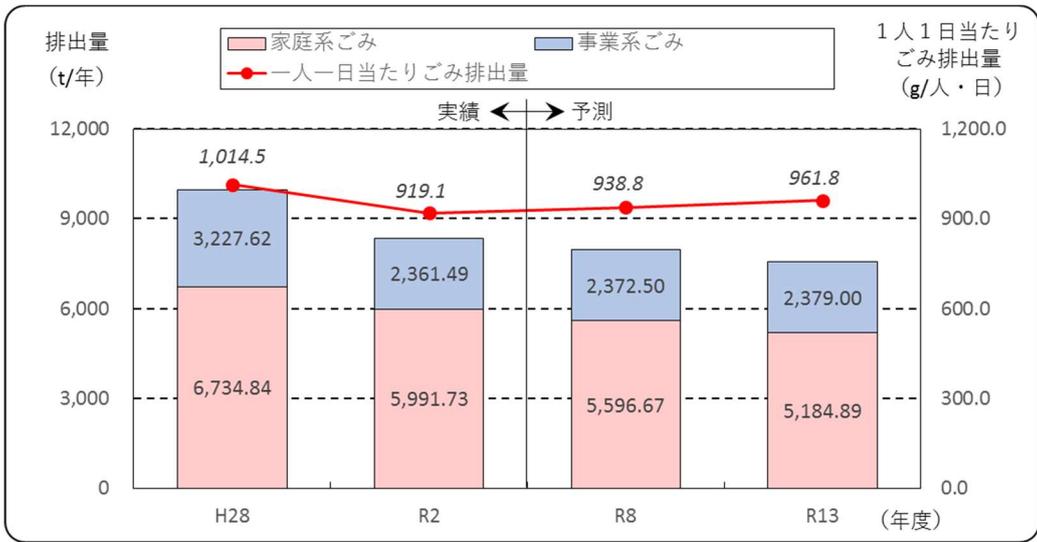


図 4-2-3 ごみ排出量の予測結果

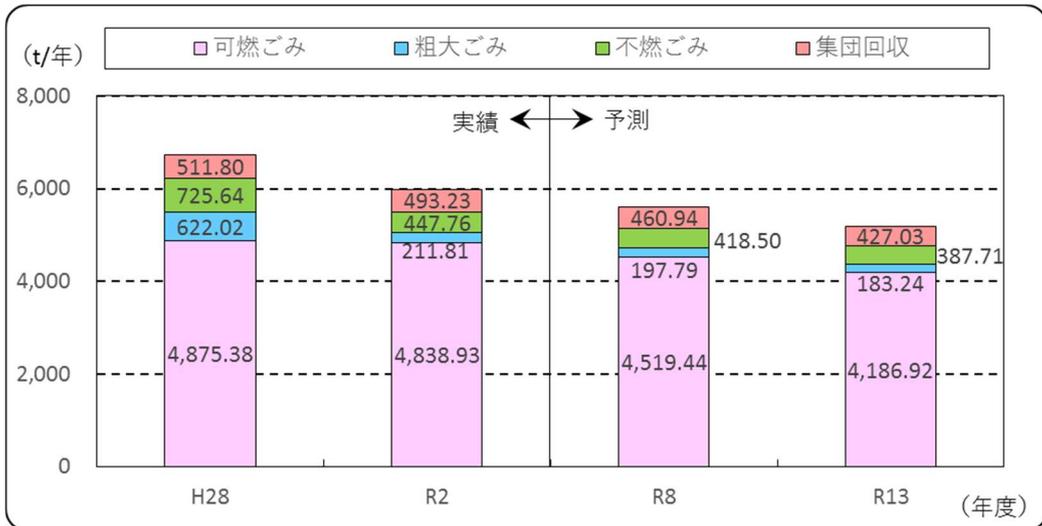


図 4-2-4 家庭系ごみ排出量の予測結果

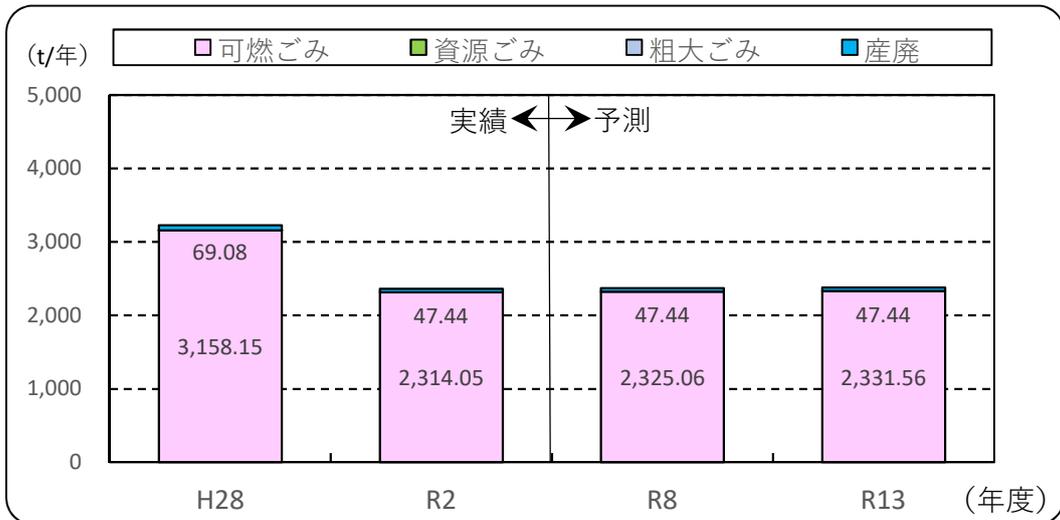


図 4-2-5 事業系ごみ排出量の予測結果

2) 1人1日当たり家庭系ごみ排出量の予測結果

1人1日当たり家庭系ごみ排出量の予測結果を、表4-2-3、図4-2-6に示します。

1人1日当たり家庭系ごみ排出量については令和2年度数値を将来見込みとし、令和13年度は659.3g/人・日となる予測結果となっています。

表4-2-3 1人1日当たり家庭系ごみ排出量の予測結果

単位：g/人・日				
項目	実績		予測	
	H28	R2	R8	R13
人口	26,904	24,901	23,257	21,487
家庭系ごみ	685.8	659.3	659.3	659.3
可燃ごみ	496.5	532.4	532.4	532.4
粗大ごみ	63.3	23.3	23.3	23.3
不燃ごみ	73.9	49.3	49.3	49.3
(不燃ごみ)	9.7	11.8	11.8	11.8
(有害ごみ)	0.8	0.6	0.6	0.6
(資源ごみ)	63.4	36.9	36.9	36.9
集団回収	52.1	54.3	54.3	54.3

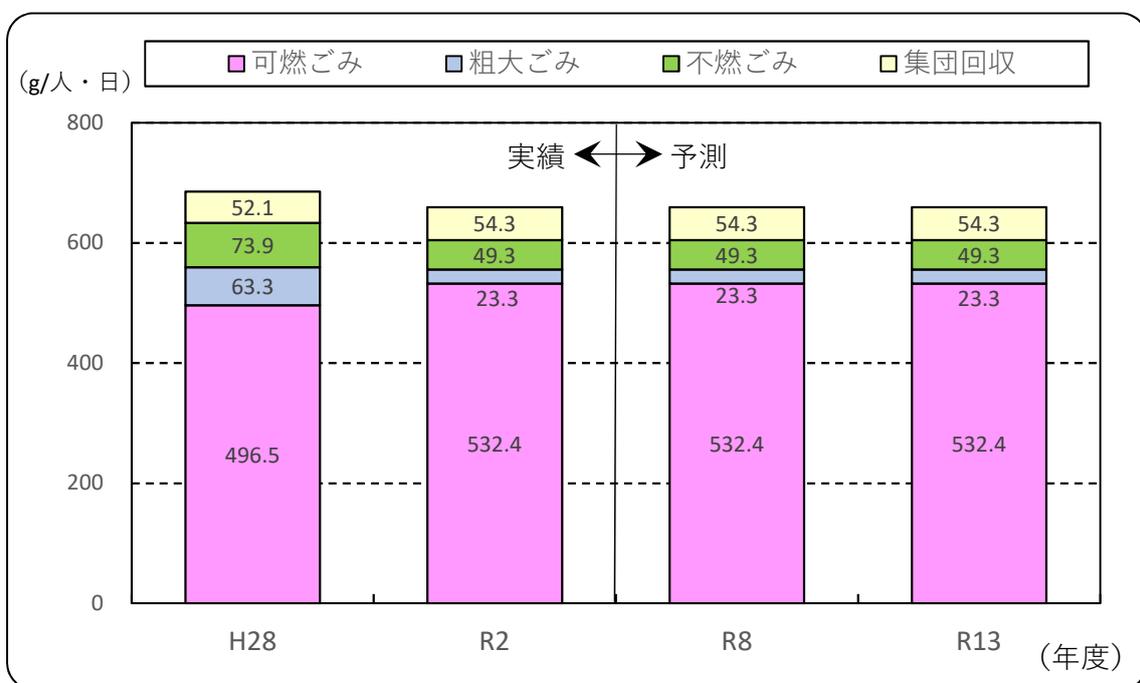


図4-2-6 1人1日当たり家庭系ごみ排出量の予測結果

3) ごみの処理・処分量の予測結果

(1) 収集・運搬量

収集・運搬量の予測結果を表 4-2-4、図 4-2-7 に示します。

収集・運搬量については減少する見込みであり、令和 13 年度は 4,339.18t/年となる予測結果となっています。

単位：g/人・日				
項目	実績		予測	
	H28	R2	R8	R13
総排出量	9,962.46	8,353.22	7,969.17	7,563.89
収集運搬量	5,803.33	5,006.11	4,683.79	4,339.18
可燃ごみ	4,455.49	4,346.54	4,067.50	3,768.23
粗大ごみ	622.20	211.81	197.79	183.24
不燃ごみ	725.64	447.76	418.50	387.71
(不燃ごみ)	95.25	107.53	100.17	92.80
(有害ごみ)	8.22	5.11	5.09	4.72
(資源ごみ)	622.17	335.12	313.24	290.19

表 4-2-4 収集・運搬量の予測結果

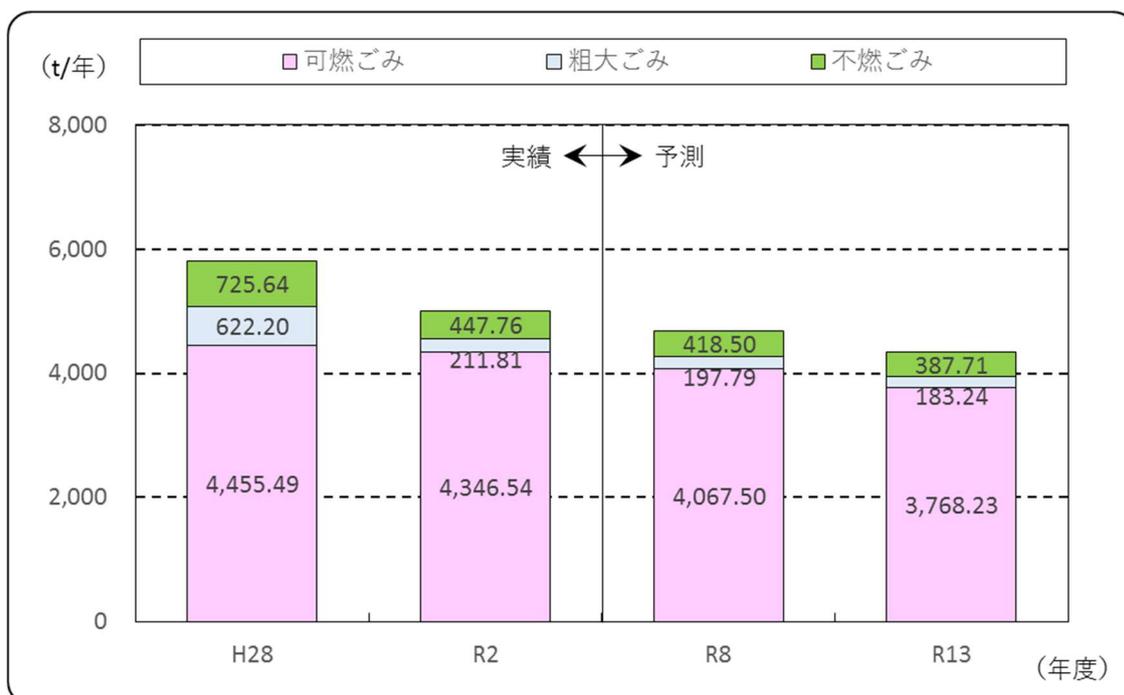


図 4-2-7 収集・運搬量の予測結果

(2) 中間処理量

中間処理量の予測結果を表 4-2-5、図 4-2-8 に示します。

中間処理量については減少する見込みであり、令和 13 年度は 7,008.12t/年となる予測結果となっています。

表 4-2-5 中間処理量の予測結果

項目	実績		予測	
	H28	R2	R8	R13
総排出量	9,962.46	8,353.22	7,969.17	7,563.89
中間処理量	9,900.21	7,682.36	7,384.14	7,008.12
焼却処理量	8,607.90	7,221.61	6,910.04	6,579.20
資源選別量	670.21	248.94	261.88	232.31
破碎処理量	622.10	211.81	212.22	196.61

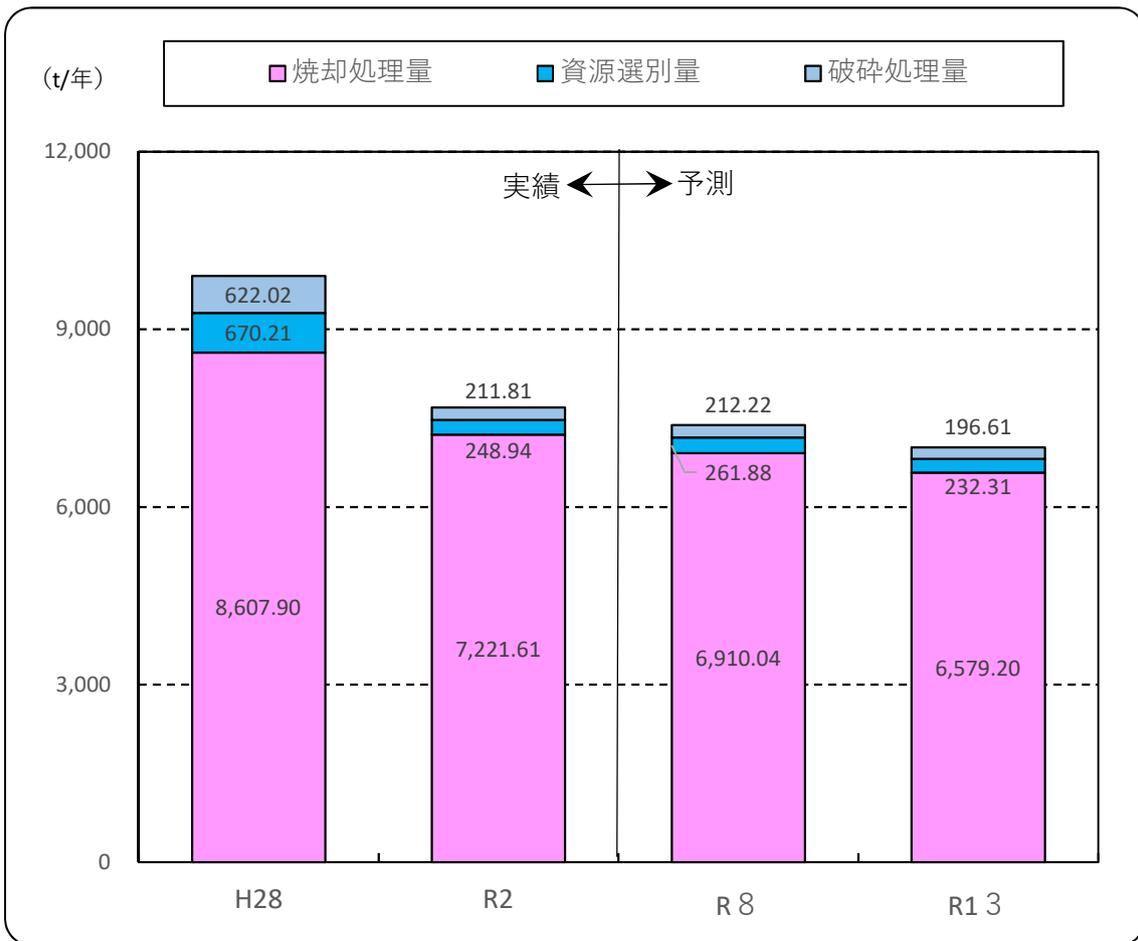


図 4-2-8 中間処理量の予測結果

(3) 資源回収量

資源回収量と資源回収率の予測結果を表 4-2-6、図 4-2-9 に示します。

資源回収量については減少する見込みであり、令和 13 年度は 795.23t/年、資源回収率は 10.5%となる予測結果となっています。

表 4-2-6 資源回収量・資源回収率の予測結果

項目	実績		予測	
	H28	R2	R8	R13
総排出量	9,962.46	8,353.22	7,969.17	7,563.89
資源回収量	1,229.74	885.35	869.50	795.23
資源選別	670.21	248.94	261.88	232.31
集団回収	511.80	493.23	460.94	427.03
処理後資源化物（金属類）	47.73	143.18	146.68	135.89
資源回収率	12.3%	10.6%	10.9%	10.5%

※資源回収率 = 資源回収量 ÷ 総排出量

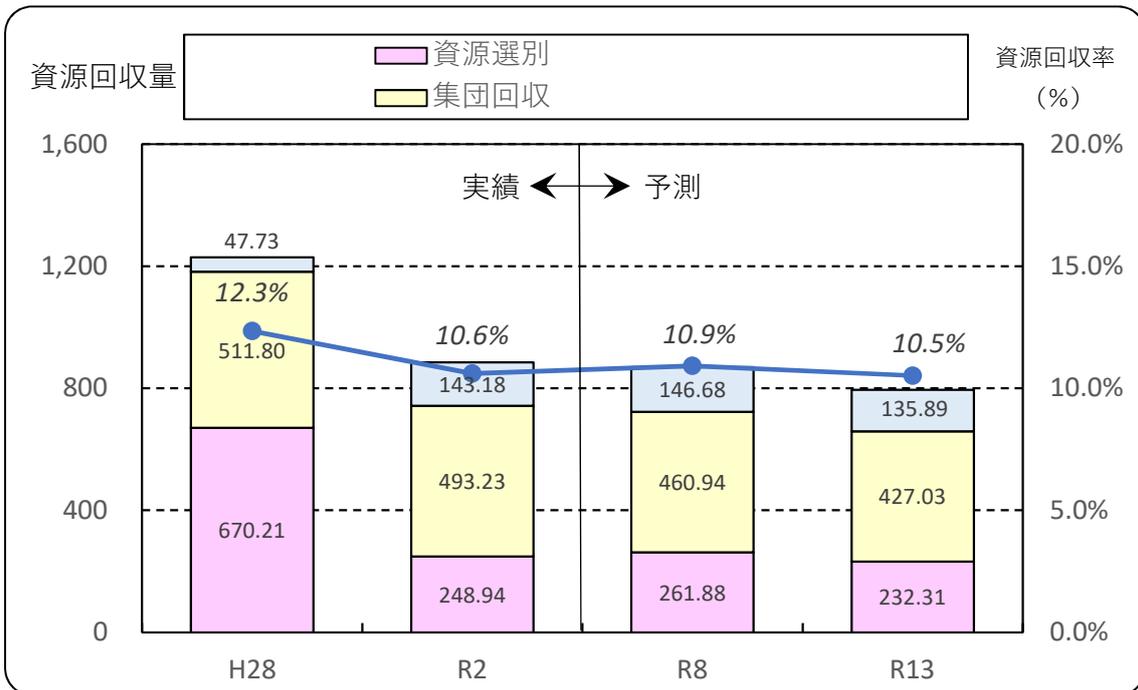


図 4-2-9 資源回収量・資源回収率の予測結果

(4) 最終処分量

最終処分量と最終処分率の予測結果を表 4-2-7、図 4-2-10 に示します。

最終処分量については減少する見込みであり、令和 13 年度は 1,013.89t/年、最終処分率は 13.4%となる予測結果となっています。

表 4-2-7 最終処分量・最終処分率の予測結果

項目	単位：t/年			
	実績		予測	
	H28	R2	R8	R13
総排出量	9,962.46	8,353.22	7,969.17	7,563.89
最終処分量	589.65	1,125.94	1,067.57	1,013.89
焼却灰	372.63	639.50	621.90	592.13
ばいじん	121.77	378.91	345.50	328.96
不燃物	95.25	107.53	100.17	92.80
最終処分率	5.9%	13.5%	13.4%	13.4%

※最終処分率 = 最終処分量 ÷ 総排出量

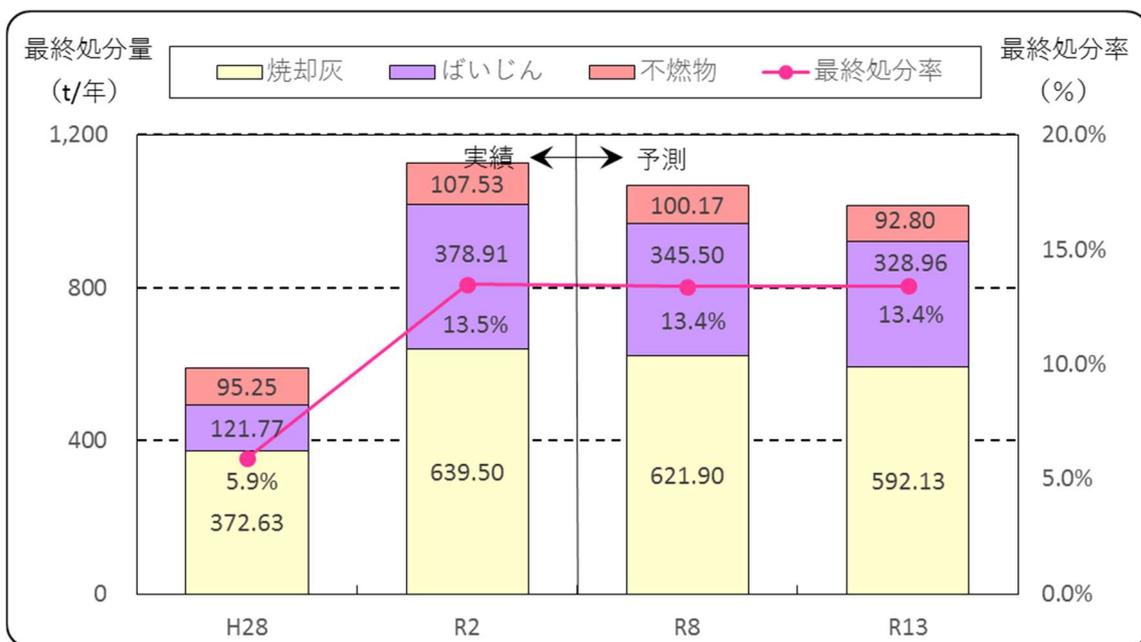


図 4-2-10 最終処分量・最終処分率の予測結果

(5) 産業廃棄物（ヘップ屑）

産業廃棄物（ヘップ屑）量の予測結果を図 4-2-11 に示します。

産業廃棄物（ヘップ屑）量については令和 2 年度実績から横ばいで推移する見込みとし、令和 13 年度は 47.44t/年となる予測結果となっています。

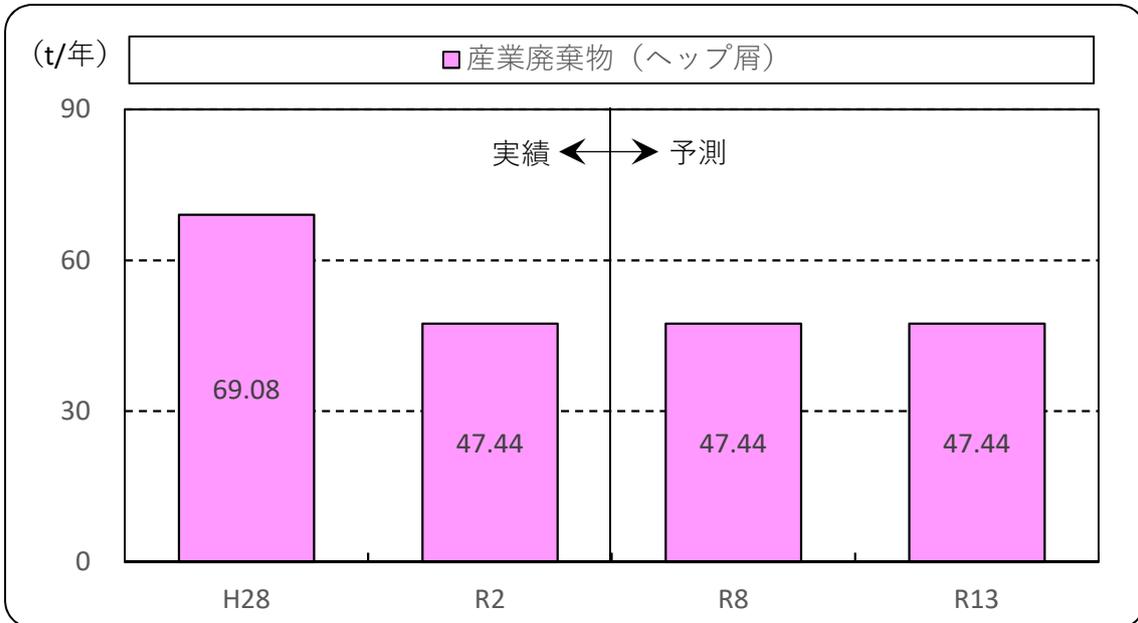


図 4-2-11 産業廃棄物（ヘップ屑）量の予測結果

第3節 ごみの発生・排出の抑制のための方策に関する事項

1. 発生排出抑制の目標（3R推進のための目標設定）

3R（発生抑制・再使用・再生利用）を推進するため、以下の目標を掲げます。

家庭系可燃ごみ	: 1人1日当たり排出量を令和2年度より50g削減します
家庭系資源ごみ (集団回収を含む)	: 1人1日当たり排出量を令和2年度より20g引き上げます
事業系ごみ	: 排出量を令和2年度排出量の水準を維持します

2. ごみの排出量及び処理・処分量の目標

1) ごみの種類別排出量の目標

目標達成時のごみ排出量の目標を、表4-3-1、図4-3-1～4-3-3に示します。

令和8年度に7,824.86t/年、令和13年度に7,327.97t/年となります。

表4-3-1 ごみ排出量の目標

項目	実績		目標		
	H28	R2	R8	R13	
人口	26,904	24,901	23,257	21,487	
排出量	9,962.46	8,353.22	7,824.86	7,327.97	(88%)
家庭系ごみ	6,734.84	5,991.73	5,452.36	4,948.97	(83%)
燃やせるごみ	4,875.38	4,838.93	4,290.24	3,793.71	(78%)
収集	4,455.49	4,346.54	3,861.22	3,414.34	(79%)
持込	419.89	492.39	429.02	379.37	(77%)
粗大ごみ	622.02	211.81	197.79	183.24	(87%)
不燃ごみ	725.64	447.76	482.16	505.67	(113%)
(不燃ごみ)	95.25	107.53	100.17	92.80	(86%)
(有害ごみ)	8.22	5.11	5.09	4.72	(92%)
(資源ごみ)	622.17	335.12	376.90	408.15	(122%)
ビン類	173.30	142.95	131.56	121.88	(85%)
缶類	147.56	148.35	140.96	130.59	(88%)
ペットボトル	24.90	43.82	40.72	37.72	(86%)
紙類	276.41	—	63.66	117.96	—
集団回収	511.80	493.23	482.16	466.35	(95%)
紙類	491.73	472.27	461.43	446.30	(95%)
紙バック	0.86	2.13	2.41	2.33	(109%)
布類	19.21	18.83	18.32	17.72	(94%)
事業系ごみ	3,227.62	2,361.49	2,372.50	2,379.00	(101%)
可燃ごみ	3,158.15	2,314.05	2,325.06	2,331.56	(101%)
資源ごみ	0.31	0.00	0.00	0.00	—
粗大ごみ	0.08	0.00	0.00	0.00	—
産廃（ヘップ屑）	69.08	47.44	47.44	47.44	(100%)

単位：t/年

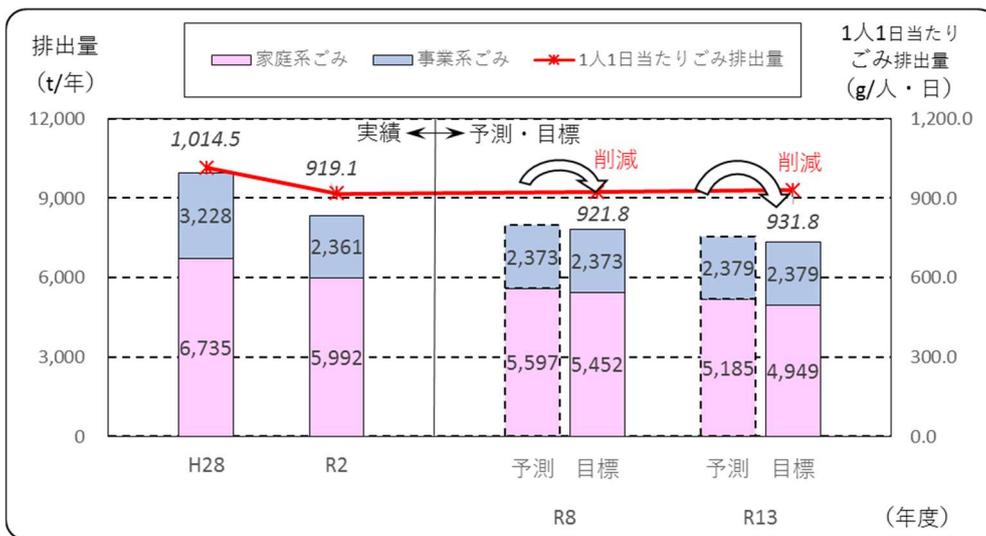


図 4-3-1 ごみ排出量の目標

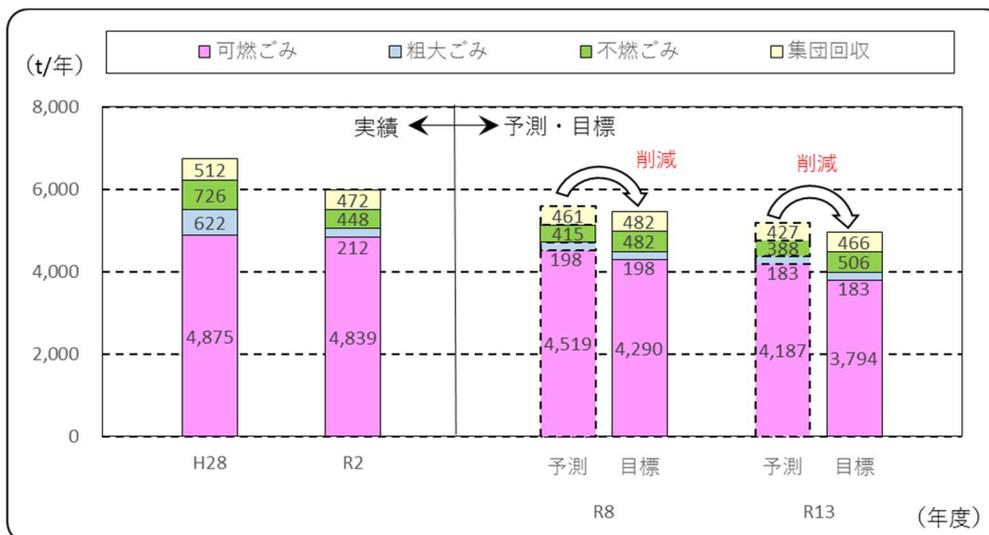


図 4-3-2 家庭系ごみ排出量の目標

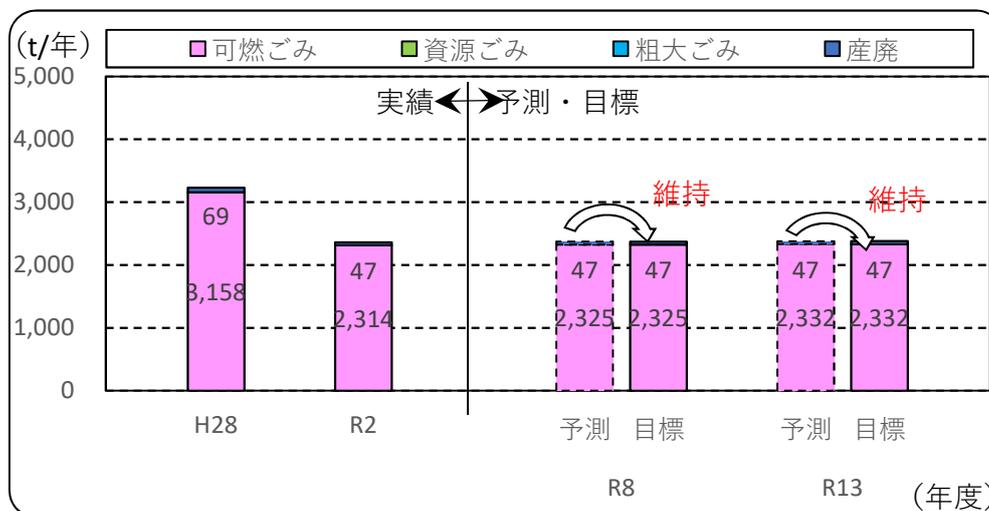


図 4-3-3 事業系ごみ排出量の目標

2) 1人1日当たり家庭系ごみ排出量の目標

目標達成時の1人1日当たり家庭系ごみ排出量の目標を、表4-3-2、図4-3-4に示します。

令和8年度に642.3g/人・日、令和13年度に629.3g/人・日となります。

表4-3-2 1人1日当たり家庭系ごみ排出量の目標

項目	実績		目標		%
	H28	R2	R8	R13	
人口	26,904	24,901	23,257	21,487	
家庭系ごみ	685.8	659.3	642.3	629.3	(95%)
可燃ごみ	496.5	532.4	505.4	482.4	(91%)
粗大ごみ	63.3	23.3	23.3	23.3	(100%)
不燃ごみ	73.9	49.3	56.8	64.3	(130%)
(不燃ごみ)	9.7	11.8	11.8	11.8	(100%)
(有害ごみ)	0.8	0.6	0.6	0.6	(100%)
(資源ごみ)	63.4	36.9	44.4	51.9	(141%)
集団回収	52.1	54.3	56.8	59.3	(109%)

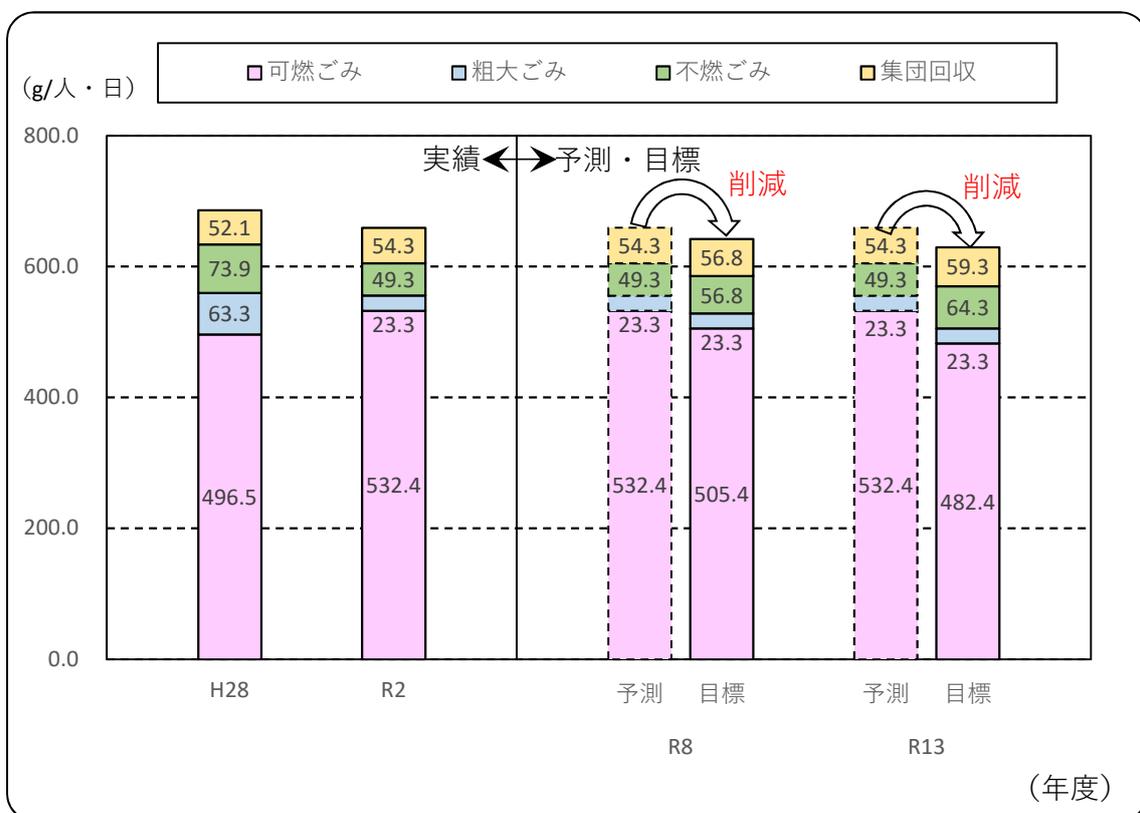


図4-3-4 1人1日当たり家庭系ごみ排出量の目標

3) ごみの処理・処分量の目標

(1) 収集・運搬量

目標達成時の収集・運搬量の目標を、表 4-3-3、図 4-3-5 に示します。
令和 8 年度に 4,541.17t/年、令和 13 年度に 4,103.25t/年となります。

表 4-3-3 収集・運搬量の目標

項目	実績		目標		%
	H28	R2	R8	R13	
人口	26,904	24,901	23,257	21,487	
排出量	9,962.46	8,353.22	7,824.86	7,327.97	(88%)
収集運搬量	5,803.15	5,006.11	4,541.17	4,103.25	(82%)
可燃ごみ	4,875.38	4,838.93	4,290.24	3,793.71	(78%)
収集	4,455.49	4,346.54	3,861.22	3,414.34	(79%)
粗大ごみ	622.02	211.81	197.79	183.24	(87%)
不燃ごみ	725.64	447.76	482.16	505.67	(113%)
(不燃ごみ)	95.25	107.53	100.17	92.80	(86%)
(有害ごみ)	8.22	5.11	5.09	4.72	(92%)
(資源ごみ)	622.17	335.12	376.90	408.15	(122%)
ビン類	173.30	142.95	131.56	121.88	(85%)
缶類	147.56	148.35	140.96	130.59	(88%)
ペットボトル	24.90	43.82	40.72	37.72	(86%)
紙類	276.41	—	63.66	117.96	—

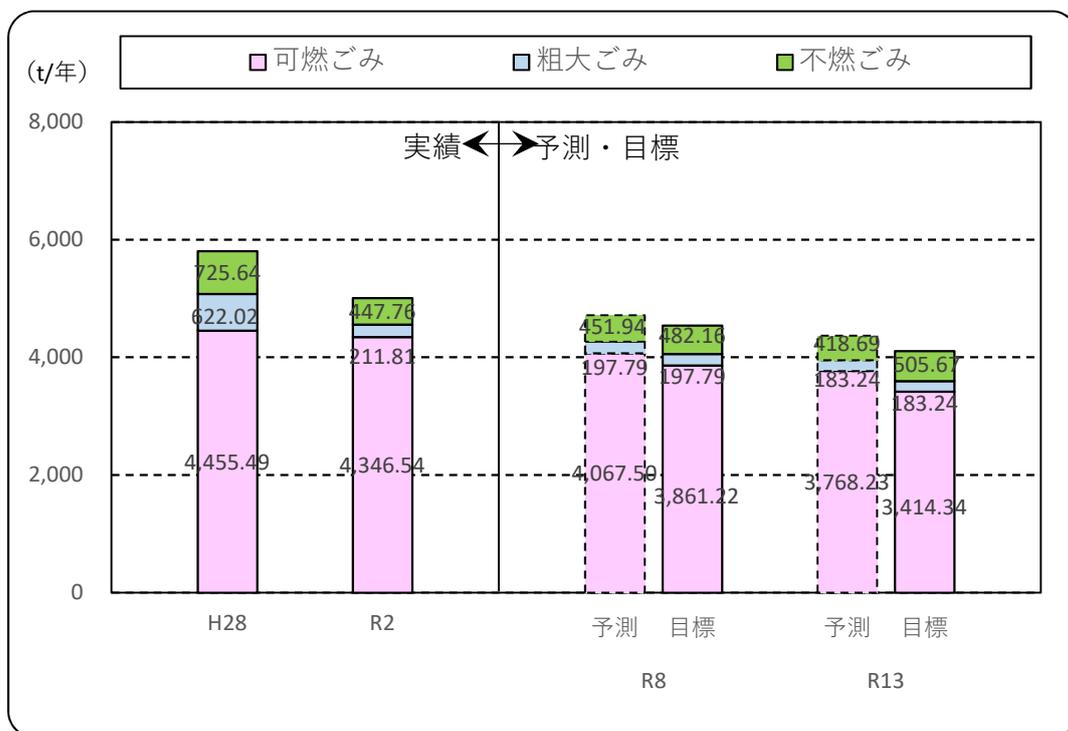


図 4-3-5 収集・運搬量の目標

(2) 中間処理量

目標達成時の中間処理量の目標を、表 4-3-4、図 4-3-6 に示します。
 令和 8 年度に 7,196.63t/年、令和 13 年度に 6,713.63t/年となります。

表 4-3-4 中間処理量の目標

項目	実績		目標	
	H28	R2	R8	R13
総排出量	9,962.46	8,353.22	7,824.86	7,327.39 (88%)
中間処理量	9,900.21	7,682.16	7,196.63	6,713.63 (87%)
焼却処理量	8,607.90	7,221.61	6,680.84	6,185.99 (86%)
資源選別量	670.21	248.74	303.57	331.03 (133%)
破碎処理量	622.10	211.81	212.22	196.61 (93%)

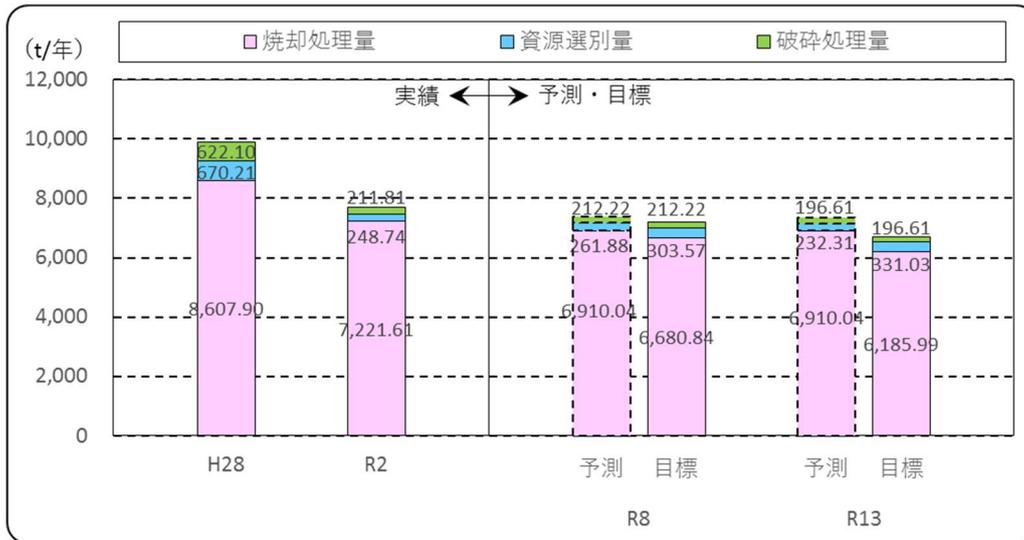


図 4-3-6 中間処理量の目標

(3) 資源回収量

目標達成時の資源回収量と資源回収率の目標を、表 4-3-5、図 4-3-7 に示します。
 令和 8 年度に 932.41t/年で 11.9%、令和 13 年度に 933.27t/年で 12.7% となります。

表 4-3-5 資源回収量・資源回収率の目標

項目	実績		目標	
	H28	R2	R8	R13
総排出量	9,962.46	8,553.22	7,824.86	7,327.97 (86%)
資源回収量	1,229.74	885.15	932.41	933.27 (105%)
資源選別	670.21	248.74	303.57	331.03 (133%)
集団回収	511.80	493.23	482.16	466.35 (95%)
処理後資源化物	47.73	143.18	146.68	135.89 (95%)
資源回収率	12.3%	10.3%	11.9%	12.7%

※資源回収率 = 資源回収量 ÷ 総排出量

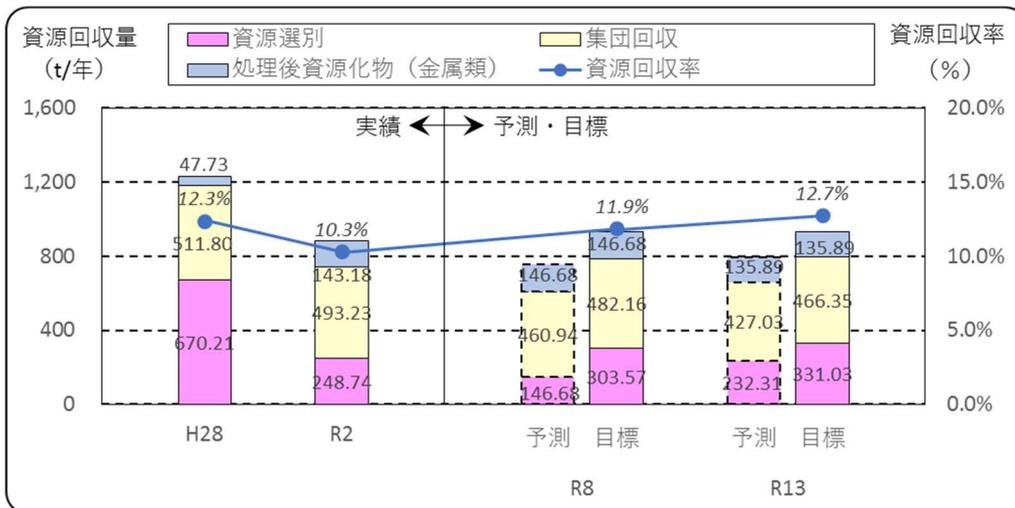


図 4-3-7 資源回収量・資源回収率の目標

(4) 最終処分量

目標達成時の最終処分量と最終処分率の目標を、表 4-3-6、図 4-3-8 に示します。

令和 8 年度に 1,035.49t/年で 13.2%、令和 13 年度に 958.84t/年で 13.1% となります。

表 4-3-6 最終処分量・最終処分率の目標

項目	実績		目標		単位：t/年
	H28	R2	R8	R13	
総排出量	9,962.46	8,353.22	7,824.86	7,327.97	(88%)
最終処分量	589.65	1,125.94	1,035.49	958.84	(85%)
焼却灰	372.63	639.50	601.28	556.74	(87%)
ばいじん	121.77	378.91	334.04	309.30	(82%)
不燃物	95.25	107.53	100.17	92.80	(86%)
最終処分率	5.9%	13.5%	13.2%	13.1%	

※最終処分率 = 最終処分量 ÷ 総排出量

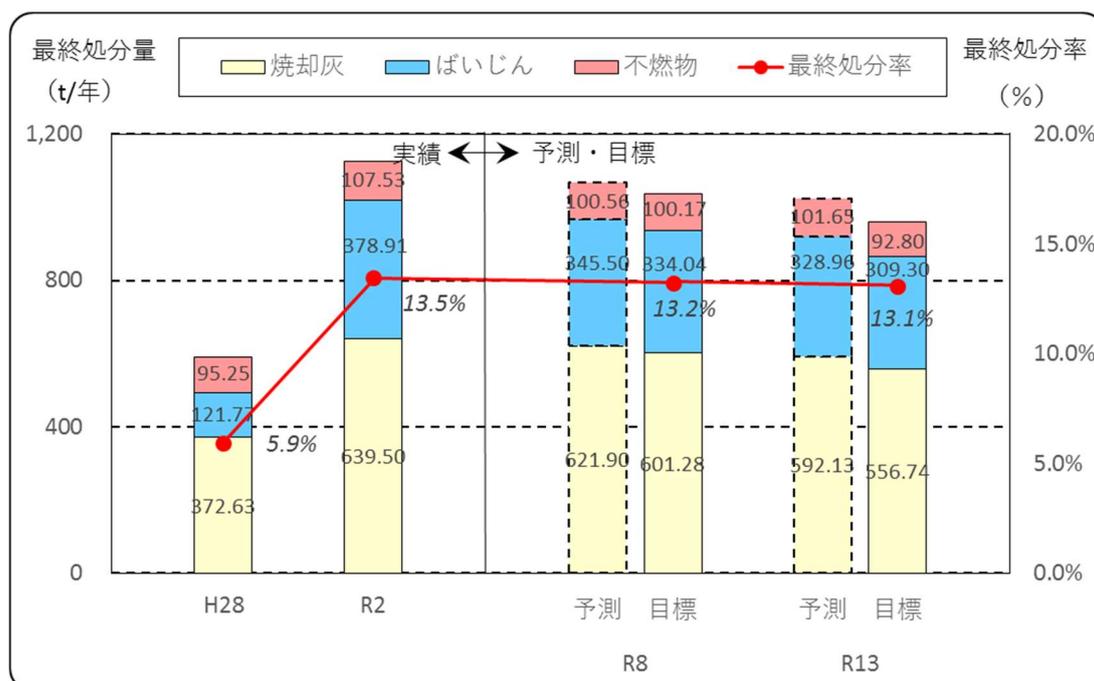


図 4-3-8 最終処分量・最終処分率の目標

(5) 産業廃棄物（ヘップ屑）

目標達成時の産業廃棄物（ヘップ屑）量の目標を、表 4-3-7、図 4-3-9 に示します。
令和 8 年度に 47.44t/年、令和 13 年度に 47.44t/年となります。

表 4-3-7 産業廃棄物（ヘップ屑）量の目標

項目	実績		目標	
	H28	R2	R8	R13
総排出量	9,962.46	8,353.22	7,824.86	7,327.97 (88%)
産業廃棄物（ヘップ屑）	69.08	47.44	47.44	47.44 (100%)

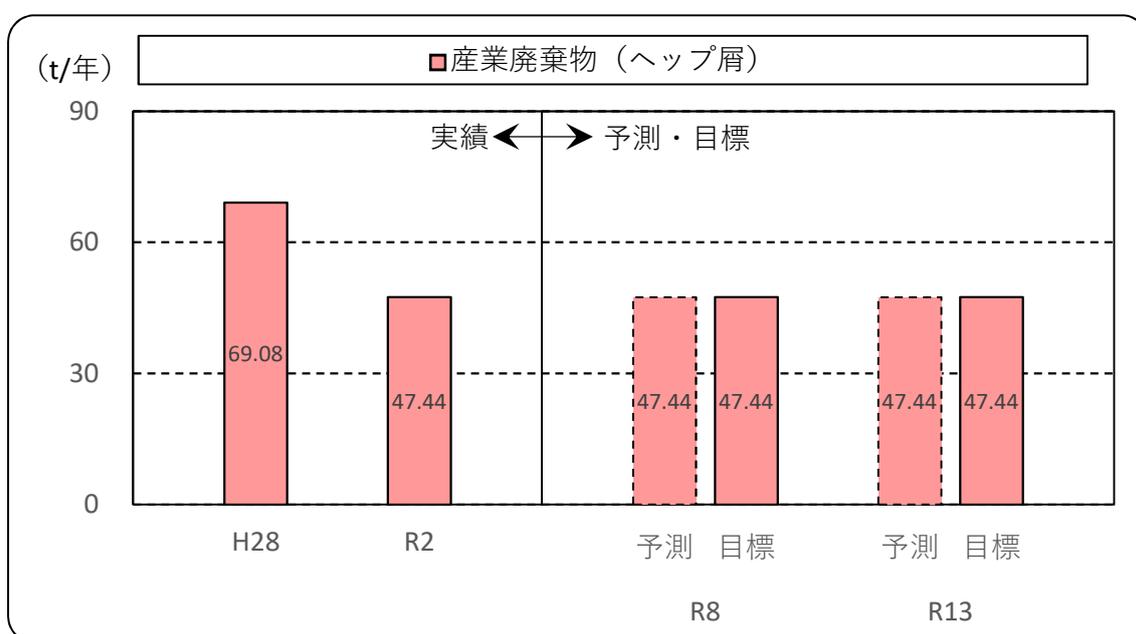


図 4-3-9 産業廃棄物（ヘップ屑）量の目標

3. 発生排出抑制方策の内容

1) 家庭系ごみに関する方策

(1) 家庭ごみ有料化制度導入によるごみ減量効果の維持

平成 17 年度から御所市指定袋（大：450 円/10 枚、中：300 円/10 枚、小 200 円/10 枚）でのごみ排出制度を導入したことにより、市民の家庭ごみの減量・分別に対する意識は高まりました。

開始直後は効果が表れ、その後も一定の成果がありましたが、直近では 1 人 1 日当たり排出量は横ばいとなっており、有料化による効果は薄れつつあります。

今後も有料指定袋による収集とすることで、ごみ減量への効果的な施策とします。

(2) 容器包装ごみの資源化の推進

ごみを減らすためには、発生抑制を進めるだけでなく、リサイクルを進めていく必要があります。特に、容積で家庭ごみ中の約 6 割を占める容器包装ごみのリサイクルは、国も容器包装リサイクル法を整備して容器包装ごみのリサイクルを推進しており、同法に基づいた新たな容器包装の分別収集にあたっては、収集区分や収集方法等を「分別収集計画」として定め、計画的に実行することが求められています。

本市ではペットボトルを分別品目とし、再資源化しておりますが、より効率的な収集および選別を行えるように努めます。

また、分別収集の徹底による分別収集率の向上とともに、簡易包装の励行やマイバッグの持参、リサイクル製品の積極的な購入・使用の心がけ等により排出抑制に努めます。

(3) 分別・資源化の啓発と周知の継続

本市では、ごみの分別方法について、作成したパンフレットを自治会で配布したり、分別区分表をホームページに掲載するなど積極的に市民に PR しています。今後も引き続き分別排出についての啓発を行うとともに、各種施策について必要な周知を行います。

(4) 生活スタイルを見直す呼びかけ

これまでの大量消費型のライフスタイルや価値観を見直し、限りある資源を有効に活用する大切さを啓発します。

食材の計画的な購入やエコクッキングの実践、水切りネットや水切りグッズの利用等、市民が家庭で取り組むことのできる方策を、市民団体等と協力して普及啓発します。

(5) 可燃ごみの減量化の徹底

収集ごみの多くを占める可燃ごみを減量するため、生ごみの水切りの徹底と生ごみ処理機の活用等を普及啓発します。

生ごみ処理機の補助制度の概要は以下のとおりです。

- ・電気式容器 : 30,000 円を限度に、購入費用の 1/2 を補助
- ・電気式以外の容器 : 3,000 円を限度に、購入費用の 1/2 を補助

(6) 食品残渣等の減量化

重量比で大きな割合を示すちゅう芥類（食品残渣等の生ごみ）を減量するために、計

画的な食材の購入、調理の工夫等により食べ残しの出ない食事や食材を使い切ることに努め、生ごみの発生を抑制していきます。

また、ちゅう芥類は水分を多く含むため、排出時の水切りを徹底し減量化に努めることにより、発生量抑制に貢献します。

(7) 不法投棄に対する対応

空地等の私有地や道路、公園等に不法投棄をしないよう、市民・事業者に対する効果的な啓発等の実施が必要です。道路、公園等に不法投棄されたごみについては、占有者または管理者が責任を持って適切な対策を講じなければなりません。

また、臨時ごみとして排出すべきものや缶・びん、ペットボトルを、可燃ごみや不燃ごみに混入するなど不適正に排出する場合や、適正処理困難性が高く、処理困難物として排出を禁止しているものを排出する場合に対して、指導体制を強化し、十分な周知・啓発を行う必要があります。

(8) 家電リサイクル法に対応した家電製品の収集・リサイクル

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫及び洗濯機・衣類乾燥機の4品目については「家電リサイクル法」の対象となり、消費者によるリサイクル費用等の負担や小売店及び製造業者等の責任により再商品化等が行われています。

廃家電等については、法律を遵守するとともに、修理・修繕により長期的に使用するよう指導し排出抑制に努めます。

(9) 未来の環境を考える会による取り組み

地域の環境レベルの向上とごみの大幅減量を目指し、市全体をより美しく、地球に優しいまちとすることを目的として「未来の環境を考える会」を設置しており、以下の活動を維持していきます。

- ・EMぷろじえくと、水ぷろじえくとを通じた環境問題、循環型社会を身近に感じる場を提供することによる、環境・ごみ問題への意識啓発

(10) 再資源集団回収助成金交付制度

自治会、子ども会、婦人会、老人会、PTA等の団体が行う再資源集団回収に対し、助成金を交付することにより活動への支援を継続していくとともに、その内容について見直し及び強化していきます。

- ・対象品目：新聞、雑誌、段ボール、古布、牛乳パック
- ・交付金額：6円/kg

(11) 各種リサイクル対象品の回収・リサイクル

携帯電話端末、デジタルカメラ、メモリーカード等の9品目については「小型家電リサイクル法」の対象であり、貴金属やレアメタルが含まれた貴重な資源となるため、公共施設に設置した回収ボックスで回収しています。

また、パソコン、バイク等、製造業者や業界等によるリサイクルシステムがあるものについては、それを利用するよう広報やホームページ等で周知しています。

2) 事業系ごみに関する方策

(1) 事業系ごみの発生抑制

事業者は、その事業活動に伴って生じるごみの排出抑制、再生利用等によってごみの減量に努めるとともに、ごみの減量、その他適正な処理の確保等に関して、国及び地方公共団体の施策に協力する責務を有することとされていますので、次の事項に積極的に参画、協力するよう指導します。

- ① 事業活動に伴う廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物の減量に努めるとともに、その生じた廃棄物について、自らの責任において適正に処理する。
- ② 物品の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合において、その処理が困難とならないように適正な材料の選択及び包装の過大化の抑制を行うとともに、それらが廃棄物として排出された場合は、その回収に努める。
- ③ 廃棄物の減量その他適正な処理の確保等に関し、本市の施策に協力する。
- ④ 物品の製造、加工、販売等に際して、長期間使用可能な製品の開発を行うこと及び容器等の過剰な使用の抑制を図ることにより、廃棄物の発生を抑制するよう努める。
- ⑤ 物品の製造、加工、販売等に際して、再利用が容易な製品、容器等の普及に努め、使用後の製品、容器等の回収措置を講ずること等により、その製品、容器等の再利用の促進に努める。
- ⑥ 事業活動に伴って生じた廃棄物について、再利用が可能な物の分別の徹底を図ることにより、その減量に努める。

(2) 排出内容に関する指導

事業系ごみは、可燃ごみと産業廃棄物（ヘップ屑）が処理対象となっています。

やまと広域環境衛生事務組合と連携し、施設搬入の受付時や展開検査による内容確認等によって、対象ごみ以外が混入している場合は、その事業者に対して注意を促し、搬入を拒否する場合があります。

3) 市の役割

(1) 普及啓発や情報提供の充実

本市は市民や事業者に対してごみの減量化・再生利用、さらにはごみの適切な分別に関する啓発や情報提供を行います。

市民に対しては、ごみの減量化に関する社会意識を育むため、ごみ処理施設の見学会等を行います。

また、事業者に対しては、ごみにならない製品、仮にごみになったとしても、容易に資源として再利用できる製品、市民も分別が容易にできる製品について、製造段階だけではなく、流通、販売も含めた中で取り組むよう、呼びかけていきます。

a. 清掃業務見学会

ごみに対する理解をより深めてもらうため、市民の各種団体を対象に、ごみ処理施設の見学会を実施します。

b. マイバッグ持参の促進

市民に対し、マイバッグ持参及びレジ袋削減を、広報やホームページ等で呼び掛けます。また、自治会を通じてマイバッグの持参を普及するよう要請します。

(2) 環境物品等の使用推進

本市自らも事業者としてグリーン購入・契約等循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行します。

(3) 市民サービスの向上

少子高齢化の進展や社会構造の変化に伴う多様化・高度化する市民ニーズに対応するため、利便性の向上と負担の軽減等を目的に、資源ごみ等を対象とした戸別収集の拡充と、粗大ごみのリクエスト収集を実施することで、市民サービスの向上に努めます。

(4) ごみの適正な処理

排出されたごみを衛生的かつ迅速に収集運搬します。再生資源は、資源化業者等に引き渡し、適切なリサイクルルートに乗るようになるとともに、処理方法等においては環境負荷の低減を図るためのシステムを構築します。

第4節 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

1. 家庭系ごみの分別収集

家庭系ごみの分別収集は、令和2年4月から新たな収集体制にて実施しています。

なお、さらなる資源化の向上及び収集システムの継続的改善に向け、今後も適宜見直しを行ってまいります。

表 4-4-1 将来の家庭系ごみの分別収集区分

分別区分	
可燃ごみ	
粗大ごみ	可燃、大型
不燃ごみ	缶
	空きびん
	ペットボトル
	金属類
	陶器(せともの)、ガラス等
	乾電池、蛍光灯

※古紙類は集団回収による

2. 事業系ごみの分別指導

事業系ごみは、事業者の自己責任において適正に処理することを基本とし、廃棄物等の適正な循環的利用及び処分への取り組みに努めるものとします。

事業系ごみの分別区分は、現行の区分を継続するものとします。

表 4-4-2 将来の事業系ごみの分別収集区分

分別区分	
可燃ごみ	
産業廃棄物	ヘッパ屑

第5節 ごみの適正な処理及びこれを実施するものに関する基本的事項

1. ごみの適正処理システム

現在の廃棄物処理の目的は、廃棄物の速やかな収集や焼却処理による衛生的な処理・減容化に加え、ごみの排出抑制や資源の回収が重要な課題となります。このような目的を達成するため、廃棄物の分別排出、収集・運搬、中間処理、最終処分といった一連のごみ処理事業が適正に行われる必要があるため、以下に収集・運搬計画、中間処理計画、最終処分計画を示します。

2. 収集・運搬計画

1) 収集・運搬の目標

適正な市民サービスの提供と効率的な収集・運搬体制の構築を推進するとともに、高齢者や身障者に配慮した収集システムや地球温暖化防止等環境負荷を低減させるべく、令和2年4月から新たな収集・運搬体制に切り替えています。

表 4-5-1 新たな収集・運搬の体制

分別区分	収集回数	排出方法	収集体制
可燃ごみ	週2回	指定袋で軒先に排出	戸別
粗大ごみ	随時(最大月1回)	軒先に排出	リクエスト収集
不燃ごみ	ペットボトル	2週間に1回	戸別
	缶	4週間に1回	
	空きびん		
	金属		
	不燃ごみ		
有害ごみ	コンテナに入れて軒先に排出		

※古紙類は集団回収による

なお、資源回収率の向上や環境負荷の低減のためには、さらに効率的な収集・運搬体制を構築する必要があるため、以下の事項について今後も検討・周知等を行います。

- 最適なごみの分別区分、回収方法、収集容器について適宜検討します。
- 環境負荷の少ない低公害の収集・運搬車両への転換を推進します。
- 事業所がごみを適切に排出するよう周知徹底します。
- 高齢者や身障者に配慮したごみの収集体制を検討します。
- 将来的な収集量の減少を考慮し、収集運搬体制の適正化に努めます。

2) 収集・運搬の方法

家庭系の収集・運搬は、直営、委託による収集及び市民による直接持込で行います。
また、事業系については、直接持込、許可業者による持込を主体とします。

3) 収集・運搬量

収集・運搬量の予測結果を図 4-5-1 に示します。

家庭系可燃ごみは将来にわたり減少し、家庭系不燃ごみは、分別収集区分の変更に伴い現在より減少するものの徐々に増加していく見込みです。

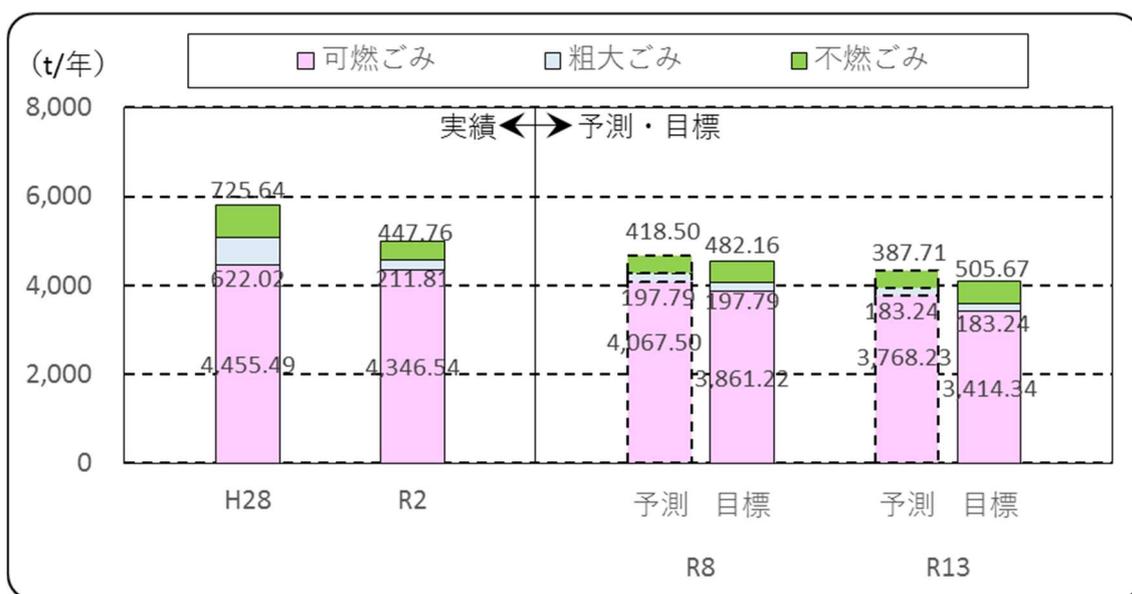


図 4-5-1 収集・運搬量の予測結果

4) 産業廃棄物（ヘップ屑）の受入対応等

産業廃棄物としてヘップ屑を扱っており、今後も引き続き直接搬入のみとします。

5) 不法投棄廃棄物の対応等

市民の通報や、本市のパトロールにより発見された不法投棄は、周辺の環境保全のため即座に対応する必要があり、その廃棄物の種類を見極めるとともに、管理者に連絡し収集や処理を行います。

また、警察とも連携し、不法投棄の再発防止対策等についても協議していきます。

6) 災害廃棄物対策

巨大な地震や台風等の自然災害により発生する多量の災害廃棄物対策のため、「奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定」の締結や災害廃棄物処理計画の策定を通して、計画的な災害廃棄物の処理や被災後の復旧・復興を速やかに行えるようにします。

また、平時から研修や訓練を継続的に実施することにより、災害廃棄物処理の核となる人材の育成に努めます。

3. 中間処理計画

1) 中間処理の目標

中間処理は、ごみの減量化や資源化、保管等を行うことにより、廃棄物の最終処分量を削減するために行われます。本市では、市民等の協力のもと、ごみの排出抑制に努め、資源化できるものについては極力資源化を図り、資源化できないごみについては、その性状に応じた適正処理を行い環境負荷の低減を図るとともに環境保全に努めます。

2) 中間処理の方法

本市で発生したごみは、可燃ごみについてはやまと広域環境衛生事務組合のごみ処理施設で、焼却による減容化処理を行います。また、粗大ごみ・不燃ごみはクリーンセンターで分別後、それぞれの分別区分に応じた処理を行います。なお、一部の資源ごみは専門事業者が処理します。

中間処理の方法は現行の方法に基づき、表 4-5-2 のとおりとします。

表 4-5-2 将来の中間処理の方法

分別区分		処理方法
可燃ごみ		焼却、余熱による発電
粗大ごみ	可燃、大型	破碎後に焼却、不燃物は最終処分
不燃ごみ	缶	アルミ缶、スチール缶を選別機で選別後、売却
	空きびん	手選別により色分け選別後、専門業者へ引渡し
	ペットボトル	圧縮梱包機により圧縮後、売却
	金属類	選別後、売却
	陶器(せともの)、ガラス等	選別後、最終処分業者へ引渡し
	乾電池、蛍光灯	破碎後ドラム缶に密閉して保管後、専門業者へ引渡し
産業廃棄物	ヘップ屑	専門業者へ引渡し

3) 中間処理量

中間処理量の予測結果を図 4-5-2 に示します。

家庭系可燃ごみの減量化や、事業系ごみの削減により、焼却処理量は減少傾向に転ずると考えられます。

また、資源選別量は、分別収集区分の変更に伴い著しく減少しましたが、今後再資源化を推進する方策を行うことで増加を図ります。

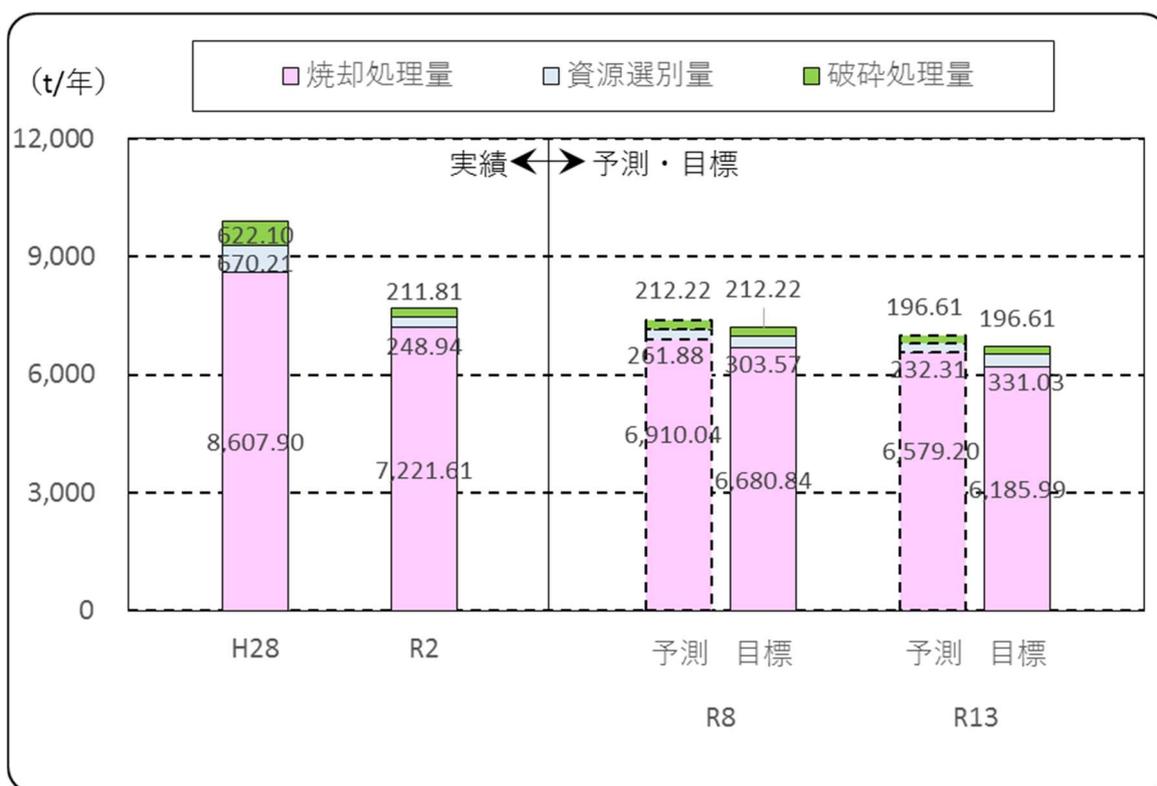


図 4-5-2 中間処理量の予測結果

4. 最終処分計画

1) 最終処分の目標

最終処分とは、ごみの排出抑制、中間処理、資源の有効利用等の対策を講じたあと、やむを得ず処分が必要なものを適切な施設のもとで安定化・無害化することをいい、現在は、やまと広域環境衛生事務組合で中間処理された後の焼却灰は大阪湾フェニックスセンターで、ガラスくず等の不燃物は民間処分場で最終処分されています。

これらの最終処分場による周辺環境への影響を少しでも減らすため、処分量を削減していきます。

2) 最終処分の方法

自区内処分場を整備するのが理想ですが、今後も大阪湾フェニックス事業が継続され、また、近隣に十分な処理能力を持つ民間最終処分業者があることから、今後も現行の処分方法を継続していきます。

3) 最終処分量

最終処分量の予測結果を図 4-5-3 に示します。

焼却対象量の減量化等により、最終処分量は将来にわたり減少する見込みです。

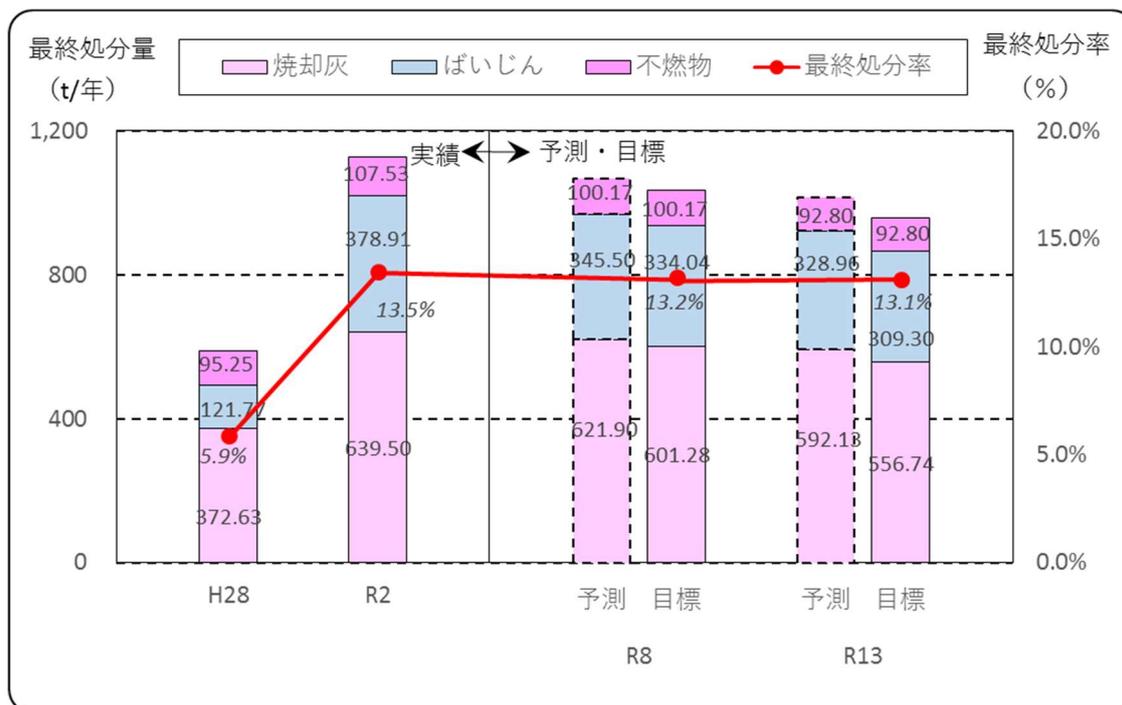


図 4-5-3 最終処分量の予測結果

4) 産業廃棄物（ヘップ屑）の受入対応等

本市では、産業廃棄物としてヘップ屑を扱っていますが、施設により選別を行っており、容器（段ボール等）は適切に資源化し、リサイクル可能なヘップ屑は民間中間処理業者に委託し、リサイクルできない物は埋立処分します。

5. 運営・管理計画

1) 運営・管理の目標

市民の分別排出の管理、収集・運搬の管理は引き続き本市が行います。これらの組織の人員体制を適切に維持し、ごみ処理に関する適切な運営・管理を行います。

2) ごみの処理主体

ごみの処理主体は、今後とも本市としますが、焼却処理に関してはやまと広域環境衛生事務組合に委託します。

3) 情報管理

本市は、市民の分別状況や事業系ごみの排出状況、不法投棄情報、市民への啓発活動の状況等のごみに関する情報を一元管理します。

第6節 その他ごみの処理に関し必要な事項

1) 国・県への要望

廃棄物処理法をはじめとした各種資源に関する法律等が改正された場合、ごみの分別区分、処理方法を見直すこと等に伴い、新たな財政出動が必要になる場合があります。その際には、国からの財政支援や、事業者と自治体の役割分担の見直し等、自治体の負担が軽減するような措置をとるよう国に対して要望を行っていきます。

2) 事業者等との連携

排出事業者や資源回収事業者、民間処分業者等の事業者と連携して、廃棄物処理事業を推進していきます。

資 料 編

資料1. ごみ量推計のまとめ（現状の施策を継続した場合）

将来のごみ排出量及び処理・処分量の予測結果を、表1、表2に示します。

表1 現状の施策を継続した場合の将来ごみ量の予測結果

項目	年度	実績					予測											備考	
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13		
計画収集人口	人	26,904	26,349	25,881	25,412	24,901	24,644	24,387	24,129	23,871	23,612	23,257	22,902	22,547	22,192	21,837	21,487	a : 推計結果	
年間日数	日	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	b	
排出量	家庭系ごみ	t/年	6,734.84	6,292.09	5,653.34	6,749.65	5,991.73	5,930.44	5,868.60	5,822.42	5,744.42	5,682.10	5,596.67	5,526.34	5,425.81	5,340.38	5,254.95	5,184.89	d = e+h+i+r
	可燃ごみ	t/年	4,875.38	4,484.95	4,392.94	4,535.15	4,838.93	4,788.97	4,739.03	4,701.74	4,638.76	4,588.43	4,519.44	4,462.65	4,381.47	4,312.48	4,243.50	4,186.92	e = ac × a × b ÷ 10 ⁶
	収集	t/年	4,455.49	4,155.28	3,998.68	4,071.96	4,346.54	4,310.07	4,265.13	4,231.56	4,174.88	4,129.58	4,067.50	4,016.38	3,943.32	3,881.23	3,819.15	3,768.23	f = e-g
	持込	t/年	419.89	329.67	394.26	463.19	492.39	478.90	473.90	470.17	463.88	458.84	451.94	446.26	438.15	431.25	424.35	418.69	g = e × 割合(10%)
	粗大ごみ	t/年	622.02	604.16	166.40	1,043.67	211.81	209.58	207.40	205.77	203.01	200.81	197.79	195.30	191.75	188.73	185.71	183.24	h = ad × a × b ÷ 10 ⁶
	不燃ごみ	t/年	725.64	688.08	586.44	698.33	447.76	443.46	438.83	435.38	429.55	424.89	418.50	413.24	405.72	399.33	392.95	387.71	i = j+k+l
	(不燃ごみ)	t/年	95.25	85.53	88.03	130.63	107.53	106.14	105.03	104.21	102.81	101.70	100.17	98.91	97.11	95.58	94.05	92.80	j = af × a × b ÷ 10 ⁶
	(有害ごみ)	t/年	8.22	8.17	9.02	8.95	5.11	5.40	5.34	5.30	5.23	5.17	5.09	5.03	4.94	4.86	4.78	4.72	k = ag × a × b ÷ 10 ⁶
	(資源ごみ)	t/年	622.17	594.38	489.39	558.75	335.12	331.92	328.46	325.87	321.51	318.02	313.24	309.30	303.67	298.89	294.11	290.19	l = ah × a × b ÷ 10 ⁶
	ビン類	t/年	173.30	154.00	129.76	137.21	142.95	139.41	137.95	136.87	135.03	133.57	131.56	129.91	127.54	125.54	123.53	121.88	m = l × 割合※
	缶類	t/年	50.33	46.34	43.01	42.17	148.35	149.36	147.81	146.64	144.68	143.11	140.96	139.19	136.65	134.50	132.35	130.59	n = l × 割合※
	ペットボトル	t/年	24.90	28.97	18.86	23.56	43.82	43.15	42.70	42.36	41.80	41.34	40.72	40.21	39.48	38.86	38.23	37.72	o = l × 割合※
	紙類	t/年	276.41	269.44	249.89	248.93	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	p = 0
	金属類	t/年	97.23	95.63	47.87	106.88	(R2より缶類に統合)											q = l × 割合※	
	集団回収	t/年	511.80	514.90	507.56	472.50	493.23	488.43	483.34	479.53	473.11	467.98	460.94	455.15	446.87	439.83	432.80	427.03	r = ai × a × b ÷ 10 ⁶
	紙類	t/年	491.73	494.89	489.29	452.92	472.27	467.92	463.04	459.39	453.24	448.32	441.58	436.03	428.10	421.36	414.62	409.09	s = q × 割合※
	紙パック	t/年	0.86	0.83	0.85	0.72	2.13	1.95	1.93	1.92	1.89	1.87	1.84	1.82	1.79	1.76	1.73	1.71	t = q × 割合※
	布類	t/年	19.21	19.18	17.42	18.86	18.83	18.56	18.37	18.22	17.98	17.78	17.52	17.30	16.98	16.71	16.45	16.23	u = q × 割合※
	事業系ごみ	t/年	3,227.62	4,039.86	4,161.30	4,096.70	2,361.49	2,372.50	2,372.50	2,379.00	2,372.50	2,372.50	2,372.50	2,379.00	2,372.50	2,372.50	2,372.50	2,379.00	v = w+x+y+z
	可燃ごみ	t/年	3,158.15	3,972.54	4,099.90	4,030.83	2,314.05	2,325.06	2,325.06	2,331.56	2,325.06	2,325.06	2,325.06	2,331.56	2,325.06	2,325.06	2,325.06	2,331.56	w : 令和2年度実績と同値
	資源ごみ	t/年	0.31	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	x = 0
	粗大ごみ	t/年	0.08	0.05	0.00	0.09	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	y = 0
	産廃(ヘッパ屑)	t/年	69.08	67.27	61.40	65.78	47.44	47.44	47.44	47.44	47.44	47.44	47.44	47.44	47.44	47.44	47.44	47.44	z : R2年度実績と同値
原単位	1人1日当たりごみ総排出量	g/人・日	1,014.5	1,074.3	1,039.0	1,166.2	919.1	923.1	925.8	928.7	931.6	934.6	938.8	943.1	947.6	952.2	957.0	961.8	aa = c ÷ a ÷ b × 10 ⁶
	家庭系ごみ	g/人・日	685.8	654.1	598.4	725.7	659.3	659.3	659.3	659.3	659.3	659.3	659.3	659.3	659.3	659.3	659.3	659.3	ab = ac+ad+ae+ai
	可燃ごみ	g/人・日	496.5	466.3	465.0	487.6	532.4	532.4	532.4	532.4	532.4	532.4	532.4	532.4	532.4	532.4	532.4	532.4	ac : 令和2年度実績
	粗大ごみ	g/人・日	63.3	62.8	17.6	112.2	23.3	23.3	23.3	23.3	23.3	23.3	23.3	23.3	23.3	23.3	23.3	23.3	ad : 令和2年度実績
	不燃ごみ	g/人・日	73.9	71.5	62.1	75.1	49.3	49.3	49.3	49.3	49.3	49.3	49.3	49.3	49.3	49.3	49.3	49.3	ae = af+ag+ah
	(不燃ごみ)	g/人・日	9.7	8.9	9.3	14.0	11.8	11.8	11.8	11.8	11.8	11.8	11.8	11.8	11.8	11.8	11.8	11.8	af : 令和2年度実績
	(有害ごみ)	g/人・日	0.8	0.8	1.0	1.0	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	ag : 令和2年度実績
	(資源ごみ)	g/人・日	63.4	61.8	51.8	60.1	36.9	36.9	36.9	36.9	36.9	36.9	36.9	36.9	36.9	36.9	36.9	36.9	ah : 令和2年度実績
	集団回収	g/人・日	52.1	53.5	53.7	50.8	54.3	54.3	54.3	54.3	54.3	54.3	54.3	54.3	54.3	54.3	54.3	54.3	ai : 令和2年度実績
	事業系ごみ	t/日	8.8	11.1	11.4	11.2	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	aj : 令和2年度実績

本計画
中間目標年度

本計画
目標年度

表2 現状の施策を継続した場合の将来ごみ処理・処分量の予測結果

項目	年度	実績					予測											備考		
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13			
計画収集人口	人	26,904	26,349	25,881	25,412	24,901	24,644	24,387	24,129	23,871	23,612	23,257	22,902	22,547	22,192	21,837	21,487	a : 推計結果		
年間日数	日	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	b		
焼却対象量	家庭系可燃ごみ	t/年	4,875.38	4,484.95	4,392.94	4,535.15	4,838.93	4,788.97	4,739.03	4,701.74	4,638.76	4,588.43	4,519.44	4,462.45	4,381.47	4,312.48	4,243.50	4,186.92	ba = e	
	事業系可燃ごみ	t/年	3,158.15	3,972.54	4,099.90	4,030.83	2,314.05	2,325.06	2,325.06	2,331.56	2,325.06	2,325.06	2,325.06	2,331.56	2,325.06	2,325.06	2,325.06	2,325.06	2,331.56	bb = w
	粗大ごみからの可燃物	t/年	574.37	553.21	597.70	848.64	68.63	69.45	68.72	68.18	67.27	66.54	65.54	64.71	63.54	62.54	61.53	60.72	bc = ci	
	焼却量計	t/年	8,607.90	9,010.70	9,090.54	9,414.62	7,221.61	7,183.48	7,132.81	7,101.48	7,031.09	6,980.03	6,910.04	6,858.72	6,770.07	6,700.08	6,630.09	6,579.20	bd = ba+bb+bc	
残渣	焼却灰	t/年	372.63	721.69	875.83	848.71	639.50	646.51	641.95	639.13	632.80	628.20	621.90	617.28	609.31	603.01	596.71	592.13	be = bd × 割合(9%)	
	ばいじん処理物	t/年	121.77	320.00	376.23	465.33	378.91	359.17	356.64	355.07	351.55	349.00	345.50	342.94	338.50	335.00	331.50	328.96	bf = bd × 割合(5%)	
	炉内排出金属類	t/年	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	bg = bd × 割合	
	焼却残渣合計	t/年	494.40	1,041.69	1,252.06	1,314.04	1,019.41	1,005.69	998.59	994.21	984.35	977.20	967.41	960.22	947.81	938.01	928.21	921.09	bh = be+bf+bg	
資源選別	リターナブルビン	t/年	9.26	10.86	2.53	7.72	2.85	2.53	2.60	2.46	2.34	2.23	2.13	2.03	1.93	1.84	1.76	1.68	bi = bt × 割合※	
	ビン(透明)	t/年	79.65	69.87	61.19	54.72	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	bj = bt × 割合※	
	ビン(茶色)	t/年	60.99	51.10	46.53	47.34	7.24	48.09	45.79	43.44	41.28	39.33	37.53	35.73	34.08	32.48	31.02	29.58	bk = bt × 割合※	
	ビン類(その他)	t/年	23.40	22.17	19.51	27.43	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	bl = bt × 割合※	
	缶類(スチール)	t/年	38.72	34.53	33.06	32.74	32.62	34.43	32.57	30.90	29.36	27.98	26.70	25.41	24.24	23.11	22.06	21.04	bm = bt × 割合※	
	アルミ	t/年	11.61	11.81	9.95	9.43	19.23	10.13	9.91	9.41	8.94	8.51	8.12	7.73	7.38	7.03	6.72	6.40	6.40	bn = bt × 割合※
	金属類	t/年	144.96	146.63	113.17	195.03	143.18	155.43	153.81	152.60	150.55	148.92	146.68	144.84	142.20	139.96	137.73	135.89	bo = q	
	ペットボトル	t/年	24.90	28.97	18.86	23.56	43.82	43.15	42.70	42.36	41.80	41.34	40.72	40.21	39.48	38.86	38.23	37.72	bp = o	
	ダンボール	t/年	70.61	66.10	63.76	61.38	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	bq = 0
	新聞紙	t/年	90.97	89.66	87.91	81.59	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	br = 0
	雑誌	t/年	115.14	113.68	98.22	105.96	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	bs = 0
	資源搬出量	t/年	670.21	6,645.38	554.69	646.90	248.94	293.76	287.38	281.17	274.27	268.31	261.88	255.95	249.31	243.28	237.52	232.31	232.31	bt = bi+~+bs
集団回収	紙類	t/年	491.73	494.89	489.29	452.92	472.27	467.92	463.04	459.39	453.24	448.32	441.58	436.03	428.10	421.36	414.62	409.09	409.09	bu = s
	紙パック	t/年	0.86	0.83	0.85	0.72	2.13	1.95	1.93	1.92	1.89	1.87	1.84	1.82	1.79	1.76	1.73	1.71	1.71	bv = t
	布類	t/年	19.21	19.18	17.42	18.86	18.83	18.56	18.37	18.22	17.98	17.78	17.52	17.30	16.98	16.71	16.45	16.23	16.23	bw = u
	計	t/年	511.80	514.90	507.56	472.50	493.23	488.43	483.34	479.53	473.11	467.98	460.94	455.15	446.87	439.83	432.80	427.03	427.03	bx = bu+bv+bx
産廃	ヘッパ屑搬入分	t/年	69.08	67.27	61.40	65.78	47.44	47.44	47.44	47.44	47.44	47.44	47.44	47.44	47.44	47.44	47.44	47.44	47.44	by = z
	選別後のダンボール等	t/年	16.21	18.34	18.54	11.75	16.00	16.00	16.00	16.00	16.00	16.00	16.00	16.00	16.00	16.00	16.00	16.00	16.00	bz = by × 割合
	ヘッパ屑搬出分	t/年	52.87	48.93	42.86	54.03	31.44	31.44	31.44	31.44	31.44	31.44	31.44	31.44	31.44	31.44	31.44	31.44	31.44	ca = by - bz
総搬入量	t/年	9,962.46	10,331.95	9,814.64	10,846.35	8,353.22	8,299.35	8,237.54	8,197.89	8,113.44	8,051.15	7,965.77	7,901.99	7,795.02	7,709.64	7,624.27	7,560.75	7,560.75	cb = c	
資源回収量	t/年	1,229.74	7,211.28	1,133.55	1,314.43	885.35	937.62	924.53	913.30	897.93	885.21	869.50	855.94	838.38	823.07	808.05	795.23	795.23	cc = bg+bt+bx+ch	
資源化率	-	12.3%	69.8%	11.5%	12.1%	10.6%	11.3%	11.2%	11.1%	11.1%	11.0%	10.9%	10.8%	10.8%	10.7%	10.6%	10.5%	10.5%	cd = cc/cb	
粗大ごみ選別	家庭用粗大ごみ	t/年	622.02	604.16	669.00	1,043.67	211.81	224.88	222.53	220.78	217.82	215.46	212.22	209.55	205.74	202.50	199.26	196.61	196.61	ce = h
	事業系粗大ごみ	t/年	0.08	0.05	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	cf = y
	破碎合計	t/年	622.10	604.21	669.00	1,043.67	211.81	224.88	222.53	220.78	217.82	215.46	212.22	209.55	205.74	202.50	199.26	196.61	196.61	cg = ce+cf
	金属類(資源選別へ)	t/年	47.73	51.00	71.30	195.03	143.18	155.43	153.81	152.60	150.55	148.92	146.68	144.84	142.20	139.96	137.73	135.89	135.89	ch = cg × 割合
可燃物(焼却)	t/年	574.37	553.21	597.70	848.64	68.63	69.45	68.72	68.18	67.27	66.54	65.54	64.71	63.54	62.54	61.53	60.72	60.72	ci = cg - ch	
最終処分	家庭系不燃ごみ	t/年	95.25	85.53	88.03	130.63	107.53	106.14	105.03	104.21	102.81	101.70	100.17	98.91	97.11	95.58	94.05	92.80	92.80	cj = j
	合計	t/年	95.25	85.53	88.03	130.63	107.53	106.14	105.03	104.21	102.81	101.70	100.17	98.91	97.11	95.58	94.05	92.80	92.80	cl = cj+ck
その他	廃蛍光灯・乾電池	t/年	8.22	8.17	9.02	8.95	5.11	5.40	5.34	5.30	5.23	5.17	5.09	5.03	4.94	4.86	4.78	4.72	4.72	cm = k

本計画
中間目標年度

本計画
目標年度

資料2. ごみ量推計のまとめ（目標を達成した場合）

目標達成時の将来のごみ排出量及び処理・処分量の予測結果を、表3、表4に示します。

表3 目標達成時の将来ごみ量の予測結果

項目	年度	実績					予測											備考		
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13			
計画収集人口	人	26,904	26,349	25,881	25,412	24,901	24,644	24,387	24,129	23,871	23,612	23,257	22,902	22,547	22,192	21,837	21,487	a: 推計結果		
年間日数	日	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	b		
排出量	家計系ごみ	t/年	9,962.46	10,331.95	9,814.64	10,846.35	8,353.22	8,278.66	8,178.79	8,165.21	8,012.37	8,006.34	7,824.86	7,734.34	7,617.26	7,499.04	7,412.25	7,327.97	c = d+v	
	可燃ごみ	t/年	6,734.84	6,292.09	5,653.34	6,749.65	5,991.73	5,906.16	5,806.29	5,786.21	5,639.87	5,633.84	5,452.36	5,355.34	5,244.76	5,126.54	5,039.75	4,948.97	d = e+h+i+r	
	収集	t/年	4,875.38	4,484.95	4,392.94	4,535.15	4,838.93	4,764.68	4,658.92	4,630.21	4,481.92	4,471.22	4,290.24	4,191.07	4,085.20	3,969.04	3,884.82	3,793.71	e = ac × a × b ÷ 10 ⁶	
	持込	t/年	4,455.49	4,155.28	3,998.68	4,071.96	4,346.54	4,288.21	4,193.03	4,167.18	4,033.73	4,024.09	3,861.22	3,771.96	3,676.68	3,572.14	3,496.34	3,414.34	f = e-g	
	粗大ごみ	t/年	419.89	329.67	394.26	463.19	492.39	476.47	465.89	463.02	448.19	447.12	429.02	419.11	408.52	396.90	388.48	379.37	g = e × 割合(10%)	
	不燃ごみ	t/年	622.02	604.16	166.40	1,043.67	211.81	209.58	207.40	205.77	203.01	200.81	197.79	195.30	191.75	188.73	185.71	183.24	h = ad × a × b ÷ 10 ⁶	
	(不燃ごみ)	t/年	725.64	688.08	586.44	698.33	447.76	443.46	452.18	461.87	468.75	476.60	482.16	488.68	492.13	496.53	500.55	505.67	i = j+k+l	
	(有害ごみ)	t/年	95.25	85.53	88.03	130.63	107.53	106.14	105.03	104.21	102.81	101.70	100.17	98.91	97.11	95.58	94.05	92.80	j = af × a × b ÷ 10 ⁶	
	(資源ごみ)	t/年	8.22	8.17	9.02	8.95	5.11	5.40	5.34	5.30	5.23	5.17	5.09	5.03	4.94	4.86	4.78	4.72	k = ag × a × b ÷ 10 ⁶	
	ビン類	t/年	622.17	594.38	489.39	558.75	335.12	331.92	341.81	352.37	360.71	369.73	376.90	384.74	390.09	396.09	401.71	408.15	l = ah × a × b ÷ 10 ⁶	
	缶類	t/年	173.30	154.00	129.76	137.21	142.95	139.41	137.95	136.87	135.03	133.57	131.56	129.91	127.54	125.54	123.53	121.88	m = l × 割合※	
	ペットボトル	t/年	50.33	46.34	43.01	42.17	148.35	149.36	147.81	146.64	144.68	143.11	140.96	139.19	136.65	134.50	132.35	130.59	n = l × 割合※	
	紙類	t/年	24.90	28.97	18.86	23.56	43.82	43.15	42.70	42.36	41.80	41.34	40.72	40.21	39.48	38.86	38.23	37.72	o = l × 割合※	
	金属類	t/年	276.41	269.44	249.89	248.93	—	0.00	13.35	26.50	39.20	51.71	63.66	75.43	86.42	97.19	107.60	117.96	p = 増加分	
	集団回収	t/年	97.23	95.63	47.87	106.88	(R2より缶類に統合)												q = l × 割合※	
	紙類	t/年	511.80	514.90	507.56	472.50	493.23	488.43	487.79	488.37	486.18	485.21	482.16	480.30	475.67	472.23	468.67	466.35	466.35	r = ai × a × b ÷ 10 ⁶
	紙パック	t/年	491.73	494.89	489.29	452.92	472.27	467.43	466.81	467.37	465.27	464.35	461.43	459.64	455.22	451.93	448.51	446.30	446.30	s = q × 割合※
	布類	t/年	0.86	0.83	0.85	0.72	2.13	2.44	2.44	2.44	2.43	2.43	2.41	2.40	2.38	2.36	2.34	2.33	2.33	t = q × 割合※
	事業系ごみ	t/年	19.21	19.18	17.42	18.86	18.83	18.56	18.54	18.56	18.47	18.44	18.32	18.25	18.08	17.94	17.81	17.72	17.72	u = q × 割合※
	可燃ごみ	t/年	3,227.62	4,039.86	4,161.30	4,096.70	2,361.49	2,372.50	2,372.50	2,379.00	2,372.50	2,372.50	2,372.50	2,379.00	2,372.50	2,372.50	2,372.50	2,372.50	2,379.00	v = ai × b
	資源ごみ	t/年	3,158.15	3,972.54	4,099.90	4,030.83	2,314.05	2,325.06	2,325.06	2,331.56	2,325.06	2,325.06	2,325.06	2,331.56	2,325.06	2,325.06	2,325.06	2,325.06	2,331.56	w = v - z
	粗大ごみ	t/年	0.31	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	x = 0
	産廃(ヘッパ屑)	t/年	0.08	0.05	0.00	0.09	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	y = 0
1人1日当たりごみ総排出量	g/人・日	69.08	67.27	61.40	65.78	47.44	47.44	47.44	47.44	47.44	47.44	47.44	47.44	47.44	47.44	47.44	47.44	47.44	z = 令和2年数値と同値	
原単位	家庭系ごみ	g/人・日	1,014.5	1,074.3	1,039.0	1,166.2	919.1	920.4	918.8	924.6	919.6	929.0	921.8	922.7	925.6	925.8	930.0	931.8	931.8	aa = c ÷ a ÷ b × 10 ⁶
	可燃ごみ	g/人・日	685.8	654.1	598.4	725.7	659.3	656.6	652.3	655.2	647.3	653.7	642.3	638.9	637.3	632.9	632.3	629.3	629.3	ab = ac+ad+ae+ai
	粗大ごみ	g/人・日	496.5	466.3	465.0	487.6	532.4	529.7	523.4	524.3	514.4	518.8	505.4	500.0	496.4	490.0	487.4	482.4	482.4	ac : R13でR2より50g減少
	不燃ごみ	g/人・日	63.3	62.8	17.6	112.2	23.3	23.3	23.3	23.3	23.3	23.3	23.3	23.3	23.3	23.3	23.3	23.3	23.3	ad : 推計結果
	(不燃ごみ)	g/人・日	73.9	71.5	62.1	75.1	49.3	49.3	50.8	52.3	53.8	55.3	56.8	58.3	59.8	61.3	62.8	64.3	64.3	ae = af+ag+ah
	(有害ごみ)	g/人・日	9.7	8.9	9.3	14.0	11.8	11.8	11.8	11.8	11.8	11.8	11.8	11.8	11.8	11.8	11.8	11.8	11.8	af : 推計結果
	(資源ごみ)	g/人・日	0.8	0.8	1.0	1.0	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	ag : 推計結果
	集団回収	g/人・日	63.4	61.8	51.8	60.1	36.9	36.9	38.4	39.9	41.4	42.9	44.4	45.9	47.4	48.9	50.4	51.9	51.9	ah : R13でR2より15g増加
	事業系ごみ	t/日	52.1	53.5	53.7	50.8	54.3	54.3	54.8	55.3	55.8	56.3	56.8	57.3	57.8	58.3	58.8	59.3	59.3	ai : R13でR2より5g増加
	事業系ごみ	t/日	8.8	11.1	11.4	11.2	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	aj : R13でR2と同値

本計画
中間目標年度

本計画
目標年度

表4 目標達成時の将来ごみ処理・処分量の予測結果

項目	年度	実績					予測											備考	
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13		
計画収集人口	人	26,904	26,349	25,881	25,412	24,901	24,644	24,387	24,129	23,871	23,612	23,257	22,902	22,547	22,192	21,837	21,487	a: 推計結果	
年間日数	日	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	b	
焼却対象量	家庭系可燃ごみ	t/年	4,875.38	4,484.95	4,392.94	4,535.15	4,838.93	4,764.68	4,658.92	4,630.21	4,481.92	4,471.22	4,290.24	4,191.07	4,085.20	3,969.04	3,884.82	3,793.71	ba = e
	事業系可燃ごみ	t/年	3,158.15	3,972.54	4,099.90	4,030.83	2,314.05	2,325.06	2,325.06	2,331.56	2,325.06	2,325.06	2,325.06	2,331.56	2,325.06	2,325.06	2,325.06	2,331.56	bb = w
	粗大ごみからの可燃物	t/年	574.37	553.21	597.70	848.64	68.63	69.45	68.72	68.18	67.27	66.54	65.54	64.71	63.54	62.54	61.53	60.72	bc = ci
	焼却量計	t/年	8,607.90	9,010.70	9,090.54	9,414.62	7,221.61	7,159.19	7,052.70	7,029.95	6,874.25	6,862.82	6,680.84	6,587.34	6,473.80	6,356.64	6,271.41	6,185.99	bd = ba+bb+bc
残渣	焼却灰	t/年	372.63	721.69	875.83	848.71	639.50	644.33	634.74	632.70	618.68	617.65	601.28	592.86	582.64	572.10	564.43	556.74	be = bd × 割合(9%)
	ばいじん処理物	t/年	121.77	320.00	376.23	465.33	378.91	357.96	352.64	351.50	343.71	343.14	334.04	329.37	323.69	317.83	313.57	309.30	bf = bd × 割合(5%)
	炉内排出金属類	t/年	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	bg = bd × 割合
	焼却残渣合計	t/年	494.40	1,041.69	1,252.06	1,314.06	1,018.41	1,002.29	987.38	984.19	962.40	960.79	935.32	922.23	906.33	889.93	878.00	866.04	bh = be+bf+bg
資源選別	リターナブルビン	t/年	9.26	10.86	2.53	7.72	2.85	2.53	2.60	2.46	2.34	2.23	2.13	2.03	1.93	1.84	1.76	1.68	bi = bt × 割合※
	ビン(透明)	t/年	79.65	69.87	61.19	54.72	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	bj = bt × 割合※
	ビン(茶色)	t/年	60.99	51.10	46.53	47.34	7.24	48.09	45.79	43.44	41.28	39.33	37.53	35.73	34.08	32.48	31.02	29.58	bk = bt × 割合※
	ビン類(その他)	t/年	23.40	22.17	19.51	27.43	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	bl = bt × 割合※
	缶類(スチール)	t/年	38.72	34.53	33.06	32.74	32.42	34.43	32.57	30.90	29.36	27.98	26.70	25.41	24.24	23.11	22.06	21.04	bm = bt × 割合※
	アルミ	t/年	11.61	11.81	9.95	9.43	19.23	10.13	9.91	9.41	8.94	8.51	8.12	7.73	7.38	7.03	6.72	6.40	bn = bt × 割合※
	金属類	t/年	144.96	146.63	113.17	195.03	143.18	155.43	153.81	152.60	150.55	148.92	146.68	144.84	142.20	139.96	137.73	135.89	bo = q
	ペットボトル	t/年	24.90	28.97	18.86	23.56	43.82	19.20	19.29	18.89	19.42	19.06	18.75	19.17	18.79	19.23	18.90	18.48	bp = o
	ダンボール	t/年	70.61	66.10	63.76	61.38	—	—	3.33	6.63	9.80	12.93	15.92	18.86	21.60	24.30	26.90	29.49	bq = 紙類割合(25%)
	新聞紙	t/年	90.97	89.66	87.91	81.59	—	—	4.40	8.75	12.94	17.06	21.01	24.89	28.52	32.07	35.51	38.93	br = 紙類割合(33%)
	雑誌	t/年	115.14	113.68	98.22	105.96	—	—	5.60	11.13	16.46	21.72	26.73	31.68	36.30	40.82	45.19	49.54	bs = 紙類割合(42%)
	資源搬出量	t/年	670.21	645.38	554.69	646.90	248.74	269.81	277.30	284.21	291.09	297.74	303.57	310.34	315.04	320.84	325.79	331.03	bt = bi+~+bs
	集団回収	紙類	t/年	491.73	494.89	489.29	452.92	472.27	467.43	466.81	467.37	465.27	464.35	461.43	459.64	455.22	451.93	448.51	446.30
紙パック		t/年	0.86	0.83	0.85	0.72	2.13	2.44	2.44	2.44	2.43	2.43	2.41	2.40	2.38	2.36	2.34	2.33	bv = t
布類		t/年	19.21	19.18	17.42	18.86	18.83	18.56	18.54	18.56	18.47	18.44	18.32	18.25	18.08	17.94	17.81	17.72	bw = u
計		t/年	511.80	514.90	507.56	472.50	493.23	488.43	487.79	488.37	486.17	485.22	482.16	480.29	475.68	472.23	468.66	466.35	bx = bu+bw+bx
産廃	ヘッパ屑搬入分	t/年	69.08	67.27	61.40	65.78	47.44	47.44	47.44	47.44	47.44	47.44	47.44	47.44	47.44	47.44	47.44	47.44	by = z
	選別後のダンボール等	t/年	16.21	18.34	18.54	11.75	16.00	16.00	16.00	16.00	16.00	16.00	16.00	16.00	16.00	16.00	16.00	16.00	bz = by × 割合
	ヘッパ屑搬出分	t/年	52.87	48.93	42.86	54.03	31.44	31.44	31.44	31.44	31.44	31.44	31.44	31.44	31.44	31.44	31.44	31.44	ca = by-bz
総搬入量	t/年	10,150.05	9,676.14	9,962.46	10,331.95	10,317.24	10,142.71	9,930.32	9,700.99	9,463.08	9,261.67	9,049.32	8,824.89	8,590.92	8,396.35	8,189.54	7,974.08	cb = c	
資源回収量	t/年	1,229.74	1,211.28	1,133.55	1,314.43	885.15	913.67	918.90	925.18	927.81	931.88	932.41	935.47	932.92	933.03	932.18	933.27	cc = bg+bt+bx+ch	
資源化率	—	12.1%	12.5%	11.4%	12.7%	8.6%	9.0%	9.3%	9.5%	9.8%	10.1%	10.3%	10.6%	10.9%	11.1%	11.4%	11.7%	cd = cc/cb	
粗大ごみ選別	家庭用粗大ごみ	t/年	622.02	604.16	166.40	1,043.67	211.81	209.58	207.40	205.77	203.01	200.81	197.79	195.30	191.75	188.73	185.71	183.24	ce = h
	事業系粗大ごみ	t/年	0.08	0.05	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	cf = y
	破砕合計	t/年	622.10	604.21	669.00	1,043.67	211.81	224.88	222.53	220.78	217.82	215.46	212.22	209.55	205.74	202.50	199.26	196.61	cg = ce+cf
	金属類	t/年	47.73	51.00	71.30	195.03	143.18	155.43	153.81	152.60	150.55	148.92	146.68	144.84	142.20	139.96	137.73	135.89	ch = cg × 割合
最終処分	可燃物(焼却)	t/年	574.37	553.21	597.70	848.64	68.63	69.45	68.72	68.18	67.27	66.54	65.54	64.71	63.54	62.54	61.53	60.72	ci = cg-ch
	家庭系不燃ごみ	t/年	95.25	85.53	88.03	130.43	107.53	106.14	105.03	104.21	102.81	101.70	100.17	98.91	97.11	95.58	94.05	92.80	cj = j
その他	合計	t/年	95.25	85.53	88.03	130.43	107.53	106.14	105.03	104.21	102.81	101.70	100.17	98.91	97.11	95.58	94.05	92.80	cl = cj+ck
	廃蛍光管・乾電池	t/年	8.22	8.17	9.02	8.95	5.11	5.40	5.34	5.30	5.23	5.17	5.09	5.03	4.94	4.85	4.78	4.72	cm = k

本計画
中間目標年度

本計画
目標年度